

論点整理（各論）に対する意見照会結果

自治体意見照会有効回答数： 1,274 団体
 有効回答率： 73.2%（全市区町村に対して意見照会）
 ベンダに対する意見照会回答数： 20 社
 有効回答率： 80.0%（準構成員+オブザーバ計25社に意見照会）

（論点1） 届出取消・取消処理等

・自治体では実務に関する不具合・懸念等が「ある」とする回答が相対的に多くなっているが、「なし」とする回答の
 方が多い。一方、ベンダでは、実務とシステム設計に関して不具合・懸念等が「ある」とする回答が多い。

<不具合・懸念等の有無>

（単位：団体、社）

（自治体）	ある		なし		わからない	無回答等
	件数	割合	件数	割合		
実務	244	19.2%	821	64.4%	200	8
システム設計	78	6.1%	351	27.6%	831	14
コスト	83	6.5%	276	21.7%	901	14
その他上記以外	28	2.2%	557	43.7%	594	95

（ベンダ）	ある		なし		わからない	無回答等
	件数	割合	件数	割合		
実務	13	65.0%	7	35.0%	0	0
システム設計	12	60.0%	7	35.0%	0	1
コスト	7	35.0%	9	45.0%	2	2
その他上記以外	0	0.0%	14	70.0%	2	4

（論点2） エラー表示

・自治体では実務に関する不具合・懸念等が「ある」とする回答が相対的に多くなっており、コスト、システムに関し
 てわからないとする割合が高い。一方、ベンダでは、コストに関する不具合・懸念等が実務やシステム設計よりも多
 くなっている。

<不具合・懸念等の有無>

（単位：団体、社）

（自治体）	ある		なし		わからない	無回答等
	件数	割合	件数	割合		
実務	99	7.8%	956	75.0%	207	11
システム設計	42	3.3%	384	30.1%	832	16
コスト	82	6.4%	277	21.7%	897	18
その他上記以外	15	1.2%	562	44.1%	605	92

（ベンダ）	ある		なし		わからない	無回答等
	件数	割合	件数	割合		
実務	4	20.0%	14	70.0%	0	2
システム設計	5	25.0%	14	70.0%	0	1
コスト	6	30.0%	11	55.0%	1	2
その他上記以外	2	10.0%	13	65.0%	1	4

(論点3) 改製関係

- ・約3分の1の自治体が任意の改製が必要と回答している。一方、ベンダでは半数である。
- ・任意の改製なしということに対して、自治体では相対的に移行コストとデータの移行にデメリットがあり、データの持ち方にメリットがあるとしている。一方、ベンダは、移行コスト、中・長期ランニングコスト及びデータ移行に対しメリットが相対的に多いが、移行コストについてはデメリットも多い。

<任意の改製なしに関する必要性とメリット・デメリット>

必要性

(単位：団体、社)

	必要		無くてよい		無回答等
	件数	割合	件数	割合	
自治体	402	31.6%	821	64.4%	51
ベンダ	10	50.0%	9	45.0%	1

メリット・デメリット

(単位：団体、社)

(自治体)

		あり		なし	
		件数	割合	件数	割合
移行コスト（費用・期間）	メリット	57	4.5%	179	14.1%
	デメリット	83	6.5%	176	13.8%
中・長期ランニングコスト	メリット	46	3.6%	160	12.6%
	デメリット	28	2.2%	178	14.0%
データの持ち方	メリット	100	7.8%	213	16.7%
	デメリット	59	4.6%	258	20.3%
データの移行	メリット	69	5.4%	201	15.8%
	デメリット	74	5.8%	226	17.7%
その他	メリット	42	3.3%	356	27.9%
	デメリット	54	4.2%	357	28.0%

(ベンダ)

		あり		なし	
		件数	割合	件数	割合
移行コスト（費用・期間）	メリット	12	60.0%	6	30.0%
	デメリット	12	60.0%	5	25.0%
中・長期ランニングコスト	メリット	11	55.0%	4	20.0%
	デメリット	4	20.0%	9	45.0%
データの持ち方	メリット	9	45.0%	8	40.0%
	デメリット	6	30.0%	12	60.0%
データの移行	メリット	15	75.0%	2	10.0%
	デメリット	7	35.0%	10	50.0%
その他	メリット	4	20.0%	5	25.0%
	デメリット	3	15.0%	7	35.0%

(「わからない」を除く)

(論点4) 除票関係

・自治体では、実務、中・長期ランニングコスト、移行コスト、データ移行についてメリットがある。実務と移行コストについては、デメリットも多い。一方、ベンダにおいても中・長期ランニングコスト、データ移行についてはメリットがある。移行コストについてはデメリットが多い。

<除票別DBに関するメリット・デメリット>

(単位：団体、社)

(自治体)		あり		なし	
実務	メリット	176	13.8%	374	29.4%
	デメリット	139	10.9%	411	32.3%
中・長期ランニングコスト	メリット	111	8.7%	152	11.9%
	デメリット	52	4.1%	203	15.9%
移行コスト(費用・期間)	メリット	101	7.9%	158	12.4%
	デメリット	105	8.2%	175	13.7%
データ移行	メリット	122	9.6%	188	14.8%
	デメリット	84	6.6%	229	18.0%
その他上記以外	メリット	21	1.6%	371	29.1%
	デメリット	33	2.6%	360	28.3%

(ベンダ)		あり		なし	
実務	メリット	7	35.0%	8	40.0%
	デメリット	6	30.0%	8	40.0%
中・長期ランニングコスト	メリット	11	55.0%	5	25.0%
	デメリット	4	20.0%	12	60.0%
移行コスト(費用・期間)	メリット	10	50.0%	7	35.0%
	デメリット	13	65.0%	6	30.0%
データ移行	メリット	13	65.0%	4	20.0%
	デメリット	7	35.0%	11	55.0%
その他上記以外	メリット	1	5.0%	11	55.0%
	デメリット	4	20.0%	9	45.0%

(「わからない」を除く)

(様式1) 住民票写し

・住民票の写しに対しては、自治体では、使用上の不具合・懸念等は相対的に少ない。一方、ベンダは、使用上及び実装コストともに「あり」が相対的に多いが、「なし」の社数とも拮抗している。

<住民票の写しレイアウト案の不具合や懸念>

(単位：団体、社)

(自治体)	あり		なし		わからない
使用上	165	13.0%	850	66.7%	236
実装コスト	76	6.0%	278	21.8%	899
その他上記以外	35	2.7%	496	38.9%	643

(ベンダ)	あり		なし		わからない
使用上	10	50.0%	9	45.0%	0
実装コスト	9	45.0%	9	45.0%	1
その他上記以外	4	20.0%	10	50.0%	3

(様式2) 転出証明

・転出証明に対して、自治体では、使用上については不具合・懸念等が相対的に多い。一方、ベンダは、使用上と実装コストの不具合・懸念等が相対的に多い。

<転出証明レイアウト案の不具合や懸念>

(単位：団体、社)

(自治体)	あり		なし		わからない
	数	割合	数	割合	
使用上	116	9.1%	898	70.5%	237
実装コスト	63	4.9%	292	22.9%	895
その他上記以外	22	1.7%	505	39.6%	643

(ベンダ)	あり		なし		わからない
	数	割合	数	割合	
使用上	6	30.0%	13	65.0%	0
実装コスト	7	35.0%	10	50.0%	1
その他上記以外	2	10.0%	11	55.0%	3

意見内容（集約）

（論点1） 届出取消・取消処理等	2
問1 具体的な不具合や懸念事項の事由	2
（論点2） エラー表示	6
問2-1 具体的な不具合や懸念事項の事由	6
（論点3） 改製関係	9
問3-1 任意の改製が必要と考える理由	9
問3-2 任意の改製不要を採用した際のメリット、デメリット	11
<メリット>	11
<デメリット>	12
（論点4） 除票関係	15
問4 除票用の別DBを採用した際のメリット、デメリット	15
<メリット>	15
<デメリット>	17
各論その他意見	22
問5 各論に関するその他の意見	22
住民票の写しに記載される事項	24
問6-1 住民票の写しに記載される事項について要・不要な事項	24
<「○」が付いているが不要な項目>	24
<「○」が付いていないが必要な項目>	24
<一覧表にはないが追加すべき項目>	27
住民票の写しのレイアウト案 不具合・懸念事項	30
問7-1 住民票の写しのレイアウト案（個人・世帯それぞれ）について、不具合や懸念	30
転出証明に記載される事項	33
問6-2 転出証明に記載される事項について、要・不要な事項	33
<「○」が付いているが不要な項目>	33
<「○」が付いていないが必要な項目>	33
<一覧表にはないが追加すべき項目>	36
転出証明のレイアウト案 不具合・懸念事項	37
問7-2 転出証明書のレイアウト案（個人・世帯それぞれ）について不具合や懸念	37
その他記載項目やレイアウト案への意見	38
問8 記載項目やレイアウト案に関してその他の意見	38
参考資料についての意見	41
システムの標準化・共同化全体について	42

(論点1) 届出取消・取消処理等

問1 具体的な不具合や懸念事項の事由

(1) 実務に関すること

<用語の定義・整理・明確化について>

- 「操作履歴(ログ)」と「住民の異動履歴」と「誤記修正の跡を発行住民票に残していく履歴」が区分されずに論じられている。これは同時に論じるべきものではなく、明確に区別して方針を決定すべき。(自治体)
- 履歴の定義が不明(修正した内容を記録するだけでよいのか、修正前後のデータをすべて保持する必要があるのか、過去使用していたシステム上での処理履歴はどうなるのか、何年分を保存などの期限があるのか、保存の仕様や、処理を行った時間、人など付随する情報を全て引き継ぐのか、本来住民票記載事項ではない項目を修正したときには、履歴は残すのか等。)(自治体・ベンダ)

<履歴の選択について>

- 異動履歴は公証を前提としておらず記載は必要ない。従来どおり特別な請求があった場合に対応することでよい。(自治体)
- 住民票の写しの交付請求の際には異動事由ではなく、利用用途に応じて履歴が必要となる。(自治体)
- 軽微な入力誤りによる修正も履歴が残るのであれば、原票上のみとし、証明書として記載する事項と区別できるようにして欲しい。戸籍システムのように、仮入力後に住民票(原票)と住民票の写し等(証明書)の確認後、決済するようなシステムにはならないか。(自治体)
- 証明する履歴を選ぶ仕様とする場合は、証明書交付時の誤操作等を防ぐため、証明書出力時に記載する(しない)履歴を選ぶのではなく、証明書として出力する履歴を予め設定しておく方式とされたい。(自治体)
- 選択した履歴を記載した証明書について、版数管理ができるようにしてほしい。また、選択状態を保持できるようにしてほしい。(自治体)
- 証明書に記載する履歴を選ぶ事務によって職員の負担が増えること、運用に差が出ること、全ての履歴が画面上に残ることで、見づらくなり、判断がしづらくなることが懸念される。どの履歴を証明書に記載するのか(例えば、行政側による誤記入力履歴は記載しないが、住民側の錯誤届等履歴は記載するなど)運用を統一する必要がある。(自治体・ベンダ)
- 住民が記載を要求できる履歴についても、ルールを設定して階層化したほうがよい。例:本人意思表示によって発生した履歴は、任意記載できるが、行政側誤入力等の修正歴は情報公開請求させた上で、住民票に記載させる。(自治体)
- 自動化された事由による選択とは別に手動でイレギュラー対応できる機能も必要。(自治体)
- 表示・非表示については住民希望で選べるのであれば、履歴を全部表示するか全部非表示とするかの二択にし、任意の情報だけ非表示という扱いはできないようにすべき。(自治体)

- 原票と住民票の写し（履歴入り）の表示内容に差異がでるため、問い合わせや内容を確認する際に担当者の誤判断を誘発し易いのではないか。履歴が全て残る内部情報と証明書として出る外部情報の2画面を見られる仕様にすべき。（自治体・ベンダ）
- 公証しない履歴について、修正履歴のみでなく、その経緯も同時に記録しておき、情報公開に対して説明責任を果たす必要が出てくる。（自治体）
- 出力の有無の判定に懸念がある。政令市の区間異動等の取扱がきれいに処理できるのか。（自治体）
- 異動履歴が相当数にのぼる場合の住民票の写しのレイアウトのイメージがわからない。（自治体）

<上書き修正はしないべきという意見>

- 証明に反映させない方法が取れるのであれば、訂正内容についてその理由が確認できるように、誤記やうっかり更新したデータであっても、履歴はすべて残すべきと考える。（自治体）
- 修正履歴を残すことに加え、履歴自体を追加・修正・削除することも可能とすべき。（A→B→Cと異動した後に、新たな事実が分かり、A→B1→B2→Cと修正する等）（自治体）
- 「操作履歴（ログ）」は、個人情報保護の意識の高まっている昨今、ログそのものの開示請求件数が増えており、全て保存されるべきであり、また意図的に抹消してはならない。しかし、システム上、保存を期間で区切るのか容量で区切るのかを明示する必要がある。
- ログを確認することで、どの端末より入力されたかがわかるため、以降の事務処理に必要である。（できれば、異動入力する際にログを切り替えることがより望ましい）

<上書き修正を認めるべきケースについて>

- 市の住基システムに存在しない文字が氏名に入っている転入者の場合、仮の文字で一旦住民登録を行い、後日、住基ベンダに文字の作成を依頼している。全ての履歴が残ると、仮文字での登録情報を履歴として誤って住民票に記載して、公証してしまう恐れがあるため、外字の新規登録の際には上書き修正機能が必要。（自治体・ベンダ）
- 何らかの事情により入力途中で磁気ディスクに保存する必要がある場合、住民票データとして不完全な状態のデータが保存される運用があるとすれば、当該データは不完全であることが明示されるべき、かつ、庁内及び庁外には発信・連携されないよう（直近の完全なデータが発信・連携される）すべき。不完全なデータの状態を管理可能とする事務処理の履歴を保有することは問題なく、その事務処理の履歴に対しては「取消」もあり得る。（自治体）
- 性別変更などを行う際、修正をかけることができなくなると、人権やプライバシーが守られない場合がでてくる。（自治体）
- 本市では、なりすましによる転出や転居届が提出された際のリカバリ処理として、オンライン入力時に虚偽という項目を選択して住民票の記載を元に戻す。（転出届ならば虚偽による転出取消を入力）。その場合は、異動事由とともに虚偽というサインをデータに記録して、自動的に住民票に記載しない履歴として取り扱っている。異動事由は職権消除など通常の異動事由を使用しているため虚偽サインにより記載の有無を判断している。（自治体）

※入力時の異動事由が通常とは異なるものを使用するのか、或いは入力後手動による記載設定の

変更となるのか。虚偽申請を取消した際、該当の履歴は通常の住民票発行では記載しないことが多く、異動事由だけで出力有無を判断することは難しいと考える。

- 上書き修正の必要性は、業務フローにより変わる。入力内容の照合をする際に、入力内容の仮登録（仮更新）ができれば、照合で入力誤りに気付いた時点で入力内容を修正できる。しかし、その機能がついておらず、ひとまずデータの更新をした後に照合を行う業務フローであった場合は、入力内容に誤りがあることを気付いた上書き修正の機能は必要となる。（自治体）
- 公証としての住民票の写しにも誤記は残すべきではない。各方面への誤入力の連絡は職員の責任においてなされるべき。ただし、公証としての住民票の写しが発行されたのちに、誤記の指摘により発見された場合は、誤記と正当な表記の違いを表示するために履歴を残した修正（見え消し修正）を行うべき。（自治体）
- 誤った内容の証明書を交付し相手方が使用した場合、出力した機関に問題があることから、履歴を残しておくべき。しかし、入力後相手方に交付する前に誤記であることが発覚した場合、証明書として公的に発行しているものではなく、履歴として残す必要性はない。（自治体）

<連携について>

- 情報連携により影響を与えてしまう前の修正なども履歴が残ると事務処理が増えることはないか。（例えば保険証発行前の修正は、履歴があることで保険証を2回発行する必要があるなど）住基ネットやマイナンバー事務との連携がどうなるのかについても明確にすべき。（自治体）

（2）システム設計に関すること

<データの持ち方について>

- 現状、住民票写しの発行時に最新履歴のみ出力する機能はあるが、全ての履歴出力から異動事由に応じた出力となる場合、異動事由の時期、異動事由コードの整理等が懸念される。（自治体）
- 異動事由に区間異動があるが、実際の異動事由としては区間転出と区間転入の2つが行われる。新住所を誤記載した場合、区間転入については修正履歴作成でよいが、区間転出の転出先を修正するために履歴を転入転出の間に差し込む必要がある。除票のデータの持ち方次第で修正方法が変わる。（自治体）
- 備考履歴は日本語で管理しているため、異動事由と関連付けて出力するしないを判断することが難しい。実現するとしても過去のデータは対応できない。異動事由とともに備考履歴を管理することは難しい。（自治体）
- 当社システムはデータの持ち方が大きく異なり、改修規模が大きくなる。（ベンダ）
- 異動事由に応じた出力有無仕分けは、「該当の異動事由により該当異動事由前の異動の結果を出力する／しない」という区分けが必要になる。（ベンダ）
- 最新情報は誤記のまま残る可能性がある場合、住記データを参照する他システムが誤記のレコードを参照しない考慮が必要になる。（ベンダ）
- 虚偽申請の取消では住民票発行で記載しないことが多く、異動事由だけで出力有無の判断は難

しい。(当社の改製しないシステムでは、出力の判断を異動事由や届出事由とは別に非表示／表示をフラグで管理し、前述要件に対応。通常の改製する住民票の場合は、その制御がなくコスト増となる。)(ベンダ)

- 異動事由のみではなく「請求の目的」も判定条件として考慮する検討も必要。(ベンダ)
- 過去の履歴なし修正データは標準システムへの移行が難しいのではないか。特にベンダを変えて標準システムに移行するのは作業が増すのではないか。

<連携について>

- 複数のシステム(住基、国保、税、福祉、水道等)で共通の宛名番号を使用しているため、転入等で誤った宛名を選択した場合は、上書き修正機能がないと対応できない。(自治体)
- 他課のシステムや出入国在留管理庁システム、コンビニ交付システム、住基ネット・マイナンバー情報連携へのデータ連携が不安。例えば、現在入力誤りによる履歴を残さない修正は、マイナンバー情報連携の副本データにおいても履歴なしで修正された最新のものだけが連携される。(自治体)
- 個人番号利用事務における情報連携等、瞬時にデータが各システムに連携される環境となっているため、各修正がしっかりと更新される連携作りも必要。(自治体)
- 個人番号・住民票コードの誤りは、住基ネット CS/都道府県サーバ/全国サーバ本人確認情報において、J-LISにて物理削除を行うケースもあります。住基ネット上の本人確認情報を物理削除するのであれば、既存住基も同様にせざるを得ない。(自治体)
- 情報連携のタイムラグが生じるなら、最新の情報が表示されない恐れがあり、標準様式を作成する際に最低限の全国共通のルール(誤入力の場合、すぐ電話連絡する等)又は証明書発行時に訂正中であることが分かるアラーム機能等を設け、注意を促すべき。(自治体)
- 不具合により住基情報を庁内の他システムへ再度連携することがある。その際は内容を変更せずに履歴なしの修正を行うことで情報を再連携するという運用をしている。履歴なし修正がなくなった場合、再連携するための別の手段を考えなければならない。(自治体)
- 当社システムでは「履歴は異動事由に応じて自動的に出力の有無を仕分ける」仕様は過大となり、ユーザーも画面内容と住民票の写しの印字結果を確認する手間が増える。(ベンダ)
- 他業務システム連携への影響が懸念される。異動事由の定義が重要となる。(ベンダ)
- 履歴の管理方法を根本的に見直す必要があり、他業務システムへの影響や広域交付住民票・コンビニ交付等証明発行への影響が大きい。(ベンダ)

(3) コストに関すること

- 令和2年の春～夏に標準仕様が決定されるが、自治体で費用を負担する必要がある場合、予算を確保する必要がでてくるため、適用する時期については、考慮して欲しい。
- 他システムの改修費や庁内連携テストの費用等が発生する可能性がある。
- どの程度コストがかかるのか、負担金額の割方はどのようにして行うのか。
- 住民記録システム標準化に係る改修費用は、全額国費負担で予算措置を要望する。

(論点2) エラー表示

問2-1 具体的な不具合や懸念事項の事由

(1) 実務に関すること

<用語の定義に関する意見>

- 「エラー」と「アラート」は別物とすべきとし、「エラー」はあってならない移動処理を行った場合の抑止を行い、「アラート」は異動処理作業中に疑義が生じた際に、注意喚起する意味合いを持つと考える。(自治体)

<エラー・アラートの考え方に関する意見>

- エラー・アラートの項目は、仕様の具体的な機能が固まった時点で、再度検討の機会が必要と考える。(自治体)
- エラー表示は当然必要な機能だが、基本的にはエラー・アラートではなく別の方法(エラーを出すより、そもそもエラー発生しない入力システムの構築:矛盾する異動者を選ぶとエラーではなく、最初から対象外者を表示させない等)での対応のほうが効率的によい。(自治体)
- 各ベンダで共通する部分を標準仕様とするのではなく、入力者(自治体)の入力ミスが起こりにくいような各ベンダの工夫も含めて標準仕様を検討いただきたい。(自治体)
- ベンダごとに異なる表示となると、ベンダが変更された際に担当職員等への研修や説明が必要となるため、可能であれば統一的なものである方が望ましい。操作性や分かりやすさ、開発コスト等について、ベンダによって大きく差が生じることがないように標準仕様書を整理していただきたい。(自治体)
- アラートの中でも段階的な差(アラートの強さ)を設けるべき。(自治体)
- 警告や審査を要する項目は、ベンダの努力項目と位置づけて良いと考えるが、異動したての職員でも即使える容易なシステムであることを目指し、うっかり更新してしまわないようなエラー表示やアラートを充実させるべきと考えている。(自治体)

<オンオフ設定・パラメータ対応が必要という意見>

- エラー・アラートについては、エラーとするかアラートとするかの選択も含めてオンオフ設定機能を設けるべき。一方で、具体的なエラーメッセージの文言を標準エラーメッセージ文言として対応コードと共に定め、個々の自治体の選択肢として利用可能にすることにより、個別カスタマイズが減らせるのではないか。(自治体)
- 同一のエラー・アラート項目であっても、ユーザによって、エラー・アラートを変更してもよい記述があるとよい。(ベンダ)
- 標準仕様に指定されたエラー、アラートをシステム実装時に必須とすることに異論はない。また標準仕様書規定外でも実務上エラー扱いしたほうがよいと判断された項目が随時追加できる柔軟な制度(設計)としたほうがよい。(自治体)
- どの条件でエラー・アラート表示が必要かは自治体ごとに様々であるため、より多くのエラー・

アラート項目を設け、パラメータ等で各自治体で選択できるような仕様を標準化してほしい。
(自治体)

- アラート要件については、運用経過とともに形骸化する恐れがあるため、パラメータ制御（オンオフ）は必要不可欠と考える。(自治体)
- 独自チェックはカスタマイズではなく、パラメータの設定である程度可能な設計にしてほしい。(自治体)
- 表示するメッセージについては、表現を変えたい場合もあるため、ある程度パラメータ変更により自治体で登録・変更できることが望ましい。(自治体)
- 届出書の処理を数日保留し、遡った届出日で入力を行うことや、その間に別の異動が起これ先に入力をせざるを得ない状況が考えられるため、エラーについても一時的・特定のオンオフを行えるよう検討をいただきたい。(自治体)

<エラー・アラートのかけ方に関する意見>

- 「エラー・アラートの表示には、原因を解消するための対応方法について出来る限り表示すること。」のような仕様を追加し、現場でのエラー解消の作業につながるようにしてほしい。(自治体)
- 入力項目すべてで、デフォルトでチェックが行えるようにしておく。入力項目すべてに ID を振って、マスタで以下項目を変更できるようにする。(自治体)
 - ・論理チェック・空白チェック、型チェック
 - ・アラートにするのかエラーにするのか
 - ・文言
 - ・画面遷移の可否
- エラーやアラートについては、異動入力の内容（転入、出生、転出など）によって、タイミングやチェックする箇所・範囲（個人か、世帯全員かなど）が違うことが想定される。異動入力に対するエラーやアラートを具体的に決める必要がある。(自治体)
- 支援措置、被後見人、除票等の発行に注意しなければならない方々を明確に表示して欲しい。例) 本市では方書には () をつける運用としているため、転入・転居処理時に本市の方書欄に () がついているかなどのチェック機能を付けられるとミスが軽減される。(自治体)
- 表示のタイミングも標準仕様として欲しい。(自治体)
- 具体的なメッセージの規定を定める必要はないと思うが、最低限、どんな内容を表示しなければならないかは定めるべきではないか。(自治体)
- 住所管理が特殊、煩雑な場合（住記住所とは異なる通称住所と呼ばれる別名住所を管理運用している市町村もある）では、標準案の運用では異動がエラーとなり、異動処理を行えないことも想定される。(ベンダ)

<現場での運用に関する意見>

- 自治体によって職員の習熟度や住民事情（外国人が多い等）が違うので、すべての注意事項を

網羅するとかえってアラートが煩雑になり、軽視してしまう危険がある。(自治体)

- 実務を行う職員は経験にばらつきがあり、1つ1つの項目がどのような理由で求められているか分からずに処理してしまうケースも考えられる。論理的に成立していないもの、あるいは出力制限がかかっているものについての注意喚起は必要と考える。(自治体)
- OCR-RPAによるオンライン入力の場合は、人の入力の場合と異なるエラーが発生すると考えられる。また、入力時の画面遷移中にアラートが多いとRPA入力には障害となる。(自治体)

<連携に関する意見>

- 異動入力情報が即時で住基ネットに連携されるのであれば、仮に論理的エラーがある場合、誤入力した情報を早急に修正するために即時でエラー情報をリターンする機能を実装してほしい。(自治体)
- 広域クラウド上のエラー・アラートの整理がなされているか。(サーバ障害、通信接続障害等)(自治体)

<既存データへのエラーチェックに関する意見>

- 今後住民票に記載されるものについてはエラー表示により強制的に入力できないようすることは望ましいと思われるが、既存データでエラーに該当する内容があった場合、新たに異動入力をする際にエラーで入力できないようすることがあれば不具合となる。(自治体)

<システム設計に関する意見>

- 現在標準的に実装されていないエラー・アラートを実装する場合、①実装可能かの整理②費用面の負荷③設計から実装検証に要する期間について懸念がある。(自治体)
- 外字・半角 NG や文字長エラーなど連携するシステムへの影響を踏まえて実情に併せ設定しているはずだがそれはどう標準化するのか。(自治体)
- 論理エラーが発生しないように抑止している場合、代替案(チェックを行わないが行っていると同等)について併記すべき。(ベンダ)

(2) 費用に関すること

- 連携するシステムで改修が発生するならその費用の補助の有無を知りたい。
- エラー表示の処理数によっては、コストの増大や業務効率低下が懸念される。
- 設計上の考え方としては正しく、エンドユーザ目線でも統一規格の整備はあるべきだと考えるが、既存システムからの置き換えについて自治体に費用負担がかからないようお願いしたい。
- 古い設計思想に基づく動作制限を元にした実務手順となっており、現行手順を大きく変更する必要が想定され、当該部分の連携改修等は費用がかかると思われる。
- 現在無い機能は追加コストが発生するが、他要件と比較すれば軽微な改修で済む。(ベンダ)
- エラー表示の処理を実装する費用が発生、特にエラー表示は異動処理全般に関係する内容のため改修費用は大きい。(ベンダ)

(論点3) 改製関係

問3-1 任意の改製が必要と考える理由

(1) 住民のニーズに伴う特別な理由への対応

- 住民票上に住民が「表示されることを望まない過去の履歴事項」等があるとき（自治体・ベンダ）

例：性別変更、帰化、離婚による氏の変更、DV支援対象者、職員による誤記、戸籍再製（続柄変更、過誤、虚偽、不実等）、特別養子縁組（特に養親と特別養子が同居している場合は、戸籍届出と転入と同時の場合も、実父母と特別養子が互いに追跡できないよう、前住所を空欄に設定する必要があるため）、特別養子縁組の解消（システムでは異動事由を持っていないため、職権修正で修正を行い、その旨を備考に記載することを想定している。その場合には任意の改製機能を使って改製を行う必要が出てくる。）

- 市の都合（住居表示、換地等）の事案の際、記載事項の整理が必要。（自治体）
- 就籍の届出に至らない者等の住民票の作成した後、出生届が提出された場合必要。（自治体）
- 市町村側の誤入力により、改製されるべきものが改製されなかった場合に必要。例えば、出入国管理庁通知において、外国籍住民の氏名の漢字が通知と入力で相違があったことが入力直後に分かった場合、履歴の残らない修正をした後に手動で改製する必要がある。（しなかった場合、印鑑登録事務等の他業務の表示に関わるため。）

(2) 住基法上の理由、法令等改正に伴う事由

- 住基法第（10条の2）上認められる市町村長の判断による任意の改製は必要。（自治体）
- 関連法律の改正によりシステム改修が完了するまでの期間など緊急的な対応が必要と考えられるため、任意の改製ができないことによる事務処理が滞る可能性がある。（自治体）
- 制度上、原票（紙）のイメージをベースに写しを作成しなくてもいいのか。（ベンダ）
- 改製の原因も変えることが前提にあるのか。住基法第十条の二に「必要があると認めるとき」とあるが任意の改製はこれに当てはまらない、という解釈か。事務処理要領にある改製を行うことが適当とされるケースにおいても改製は必要としない、ということか。（ベンダ）

(3) 職員スキルの問題

- 職員スキルにかかわらず統一した運用を行うため。（自治体）
- 改製しない場合、記載する履歴をどのように把握するのか。かえって窓口で写しを作成するのに時間がかかる。（ベンダ）

(4) 見えやすさ、住民への分かりやすさ

- 欄数の上限をなくすと、ページ数が無限になり、見にくい証明書になると思う。（自治体）

(5) 現行システム・プロセス上の問題

- 証明書の交付時等に不測の入力誤り等を発見した際に、住基担当者不在等の理由ですぐに職権での修正ができない場合でも迅速に対応して交付することができるため。（自治体）
- 戸籍事項の更正・訂正等があった場合、改製原戸籍を抹消する場合があるため。（自治体）

（6）様式への影響

- 市町村合併、市制施行または町制施行等の場合。（自治体・ベンダ）
- 必要な履歴が複数毎の写しにわたる場合、どのように記載するのか。（それを事前に決めておけるのが改製なのでは？）住民票の写しの1枚目は現行の様式（履歴数は有限）とし、それ以上必要であれば、別表として証明するような運用となるのであれば問題はない。（ベンダ）
- 改製とは異なるが、住民種別が変更となる異動（帰化や国籍喪失等）が発生した場合、住民票の様式が変更となるため、その際の記載方式は検討が必要。

（7）上記以外の特殊な事由

- ベンダ移行により帳票レイアウトが大幅に変わる等があれば、任意の改製が必要。（自治体）
- 他社システムからの移行の場合、履歴データによって住民票の表記が異なってしまう。（ベンダ）

（8）改製不要という意見

- 証明書への記載選択が可能であれば不要。戸籍の証明（一部事項証明）イメージで、交付時や事前に印字してほしくない履歴があれば、交付しない事項があってもよい。（自治体・ベンダ）
- ベンダ移行や市町村合併等で必要となる。それ以外の事由は特になし。（自治体）
- 履歴を出力する運用をされている市町村様が多数な状況なため、運用する市町村様側の賛同が得られれば機能としての必要性は無くなる。（ベンダ）

（9）その他

- 再転入の際の原票については管理上改製する必要がある。同一人物が再転入した際にデータ管理をするうえで内部的な宛名番号等は同一になる。その際に原票も過去の履歴と同様に追加されるのであれば、住民票がどのタイミングで途切れているかを判別する必要がある。ただし、交付時の版数管理で判別できるのであれば必要ない。
- 現在は主に支援措置に関する対象世帯に改製を行っている。現在住民票であれば、世帯員すべてが住民票を請求できるが、除票になった場合本人分しか請求できなくなるため、例えば支援措置のフラグが無くても対象者の住民票を取られる危険性が下がる。安全率の高さから任意改製は有効であり、残していいのではと考える。
- 住民票の写し等の証明書に記載する（最新以外の履歴）事項を選択できるようになったとしても、誤記や離婚前の氏など、どうしても見えないようにしたい事情がある人の場合は、あえて改製前の住民票のデータを見に行かないかぎり、選択できないようにした方がよいから。

ただし、紙の原票をベースに【記載履歴をある時点で区切る】改製という概念をなくし、【一連の履歴をデータのみで管理をする】のであれば、改製の意味はなくなる。

(10) 費用に関すること

- 費用負担を抑えるという観点でベンダ間のシステム移行の際には、改製という手段をとることが適当。
- 住民票の必要枚数の削減が、住民の負担（手数料）軽減につながる。

問3-2 任意の改製不要を採用した際のメリット、デメリット

<メリット>

(1) 業務の効率化・省力化

- ・改製によるデータ不整合がなくなることから関連チェックタスク等のプログラムが不要となる。また、関連データを一部保有しなくてもよくなる。さらには職員のエラー対応やベンダの開発作業が不要となる部分がある。（自治体）
- ・全体データファイルが減ることになるため、保存容量およびデータ移行の際のトラブルが減るかと思われる。（自治体）
- ・満欄や誤記による改製がなくなることで、複数枚に渡り管理していた異動履歴が一連で確認できるようになるため、業務の効率化が望める。（自治体）
- ・古いデータの確認が簡素になる。（ベンダ）
- ・改製に関するプログラム制御が容易になることが想定される。（自治体）
- ・そもそも満欄による改製は住民に分かりづらく（行政側だけの都合の為）証明としても（すべての事項の証明）住民票と改製原の2種類が必要になるため、本案のほうが合理的。（ベンダ）

(2) コスト／リスクの軽減

- ・任意の事情による改製のケースを除けば、改製原＝除票が少なくなるため、移行コスト・ランニングコスト等改製によるシステムの改修コストの減が見込まれる。（自治体・ベンダ）
- ・データ移行に関して、DBの項目名、型、桁数のスキーマ等、移行時のレイアウトが統一化することで次回以降時のコスト減が見込める。（自治体・ベンダ）
- ・単純なデータ構造での管理が可能と判断しており、移行期間、費用を抑えることができる。法改正を重ねても維持メンテが楽になり、長期的に見て運用コストの削減が見込める。除票の150年保存等もありデータ保存の期間が長期化となり、将来的にもデータの持ち方が単純になることは良い。（ベンダ）
- ・原票の記載欄にとらわれない履歴保持の方法をとることにより、データ保持の方法に統一感が保たれ、中長期的な費用削減につながると考えられる。（ベンダ）
- ・複雑なパターンの改製のされ方のデータが減ることが予想され、別システムからのデータ移行作業の際、確認作業が軽減される。データ移行にかかる工数削減が見込める。（ベンダ）
- ・移行時に「システムごとに履歴の段数が異なるため一括改製してレイアウトを変更する」ことが不要になる。データの持ち方が各システム同じになれば、移行コストは減る。加えて、文字に

についても共通化できれば更なるコストメリットがある。(ベンダ)

- ・データの持ち方や住民票履歴の管理方法まで標準仕様として盛り込むなら任意改製の必要もなくなるため、移行時のコストは大幅に削減できる。(ベンダ)
- ・弊社パッケージには、改製ありパッケージと改製不要パッケージがある。改製不要パッケージからの移行だと短期的にも中長期的にもコストは低い。市区町村の運用においても改製の無い運用は利便性が高く、デジタル時代の住民基本台帳に必要な要件である。(ベンダ)

(3) 正確性の向上

- ・原票の異動情報が数に関係なく蓄積することでデータの正確性が増す。(自治体)
- ・恣意的な改正を防ぐためにも改製すべきではない。(自治体)

(4) 保有情報の充実・活用

- ・印刷した状態で保管している住民票原票にすべての履歴を表示できれば、災害時にも確認ができる。(自治体)
- ・改製がないため、住民基本台帳情報が見やすくなり、税・福祉などの他業務に利用されやすくなる。(自治体)
- ・単一の者について複数回改製が生じた場合など、データが一括となることで管理や目的の過去履歴参照がしやすくなる。(自治体)

(5) 履歴の確認が容易

- ・住民の異動履歴について、一つの証明で全て把握できるため、職員が履歴事項を確認するのに便利。(自治体)
- ・同一人物に対する履歴の管理が単純化するのでデータ管理、実装もしやすくなる。(自治体)

(6) 住民サービスの向上

- ・戸籍でないと証明できない履歴等の証明が住所地でも発行できる可能性がある。(自治体)
- ・住民票の請求者は除票を取得しなくても改製前の情報を取得できる(手数料が1枚分で済む)。(自治体)

<デメリット>

(1) 業務負担増

- ・膨大なデータ量の移行や保管場所、住民への周知。(自治体)
- ・データ移行後の突合・確認作業が膨大。(自治体)
- ・証明書に記載する履歴と記載しない履歴を区分した場合、請求者が履歴区分を求めるために申請書類が複雑化することや、窓口で聞き取りにも時間を要し、スムーズな証明書発行につながらない。住民票発行の際の住民への聞き取り項目(履歴が必要、不要)の整備などシステム外の準備が各市町村で必要になる。(自治体・ベンダ)

- ・今までの改製やベンダ移行によって発生した除票データをシステム上移行することは難しく、職員の手入力作業になると想定される。（自治体）
- ・住民票に記載する履歴項目の選択や注意喚起が煩雑になる。また、履歴が載っているため、提出先で、全ての履歴が載っていると誤解されるおそれがある。（自治体・ベンダ）
- ・過去の履歴に対する追加・修正が発生するケースがあるため。（自治体）
- ・画面と証明書の表記内容が異なる。（自治体）

（２） コスト

- ・初回のデータ移行時に、過去の改製原票の取り込み（を行う場合）やデータ変換が必要になり、会主工数が大きく、同一ベンダ内の移行でも多額の費用が掛かることが懸念される。（自治体・ベンダ）
- ・改修費用にどの程度を要するのか、また、移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへの懸念。（自治体）
- ・どれだけの履歴数を保持する必要があるかにより、改修の規模に影響する。（ベンダ）
- ・データの移行による費用や業務が発生する。標準が一般的になるまでは、データ移行やデータ連携で負荷が発生すると考えられるが、これは甘受すべきではないか。（自治体）
- ・証明として全ての異動事由を載せるとランニングコストの増加が見込まれるため。（自治体）
- ・導入して何年目のランニングコストで移行コスト分の負担が軽くなるのか不明。（自治体）
- ・改製不要方式が採用されても、両方式が存在する間は、どちらにも対応したシステムを維持し続けなければならない、法改正等による改修の場合にコストがかかる。（ベンダ）
- ・標準仕様でない改正あり仕様を要望する自治体が残った場合、中長期的なコストでもメリットがなくなる可能性もある。（ベンダ）

（３） 住民サービスの低下

- ・過去の記録について、必要以上に記載されることによる不要な個人情報の開示に繋がる（職場に提出等）。（自治体）
- ・住民票の原票と除票で請求権が変わるため、市民の混乱に繋がる恐れがある。（自治体）
- ・特別養子縁組等の過去履歴と繋げたくない異動事由を選択した場合に自動的に改製されればヒューマンエラーを防げる。（自治体）
- ・物理的な紙の出力欄の行数の制約上、住民が欲する履歴を出力できなくなる場合がある。住民からの要求に合わせた出力ができるようにしたほうが良い。（ベンダ）

（４） データ移行等データに関する懸念

- ・メーカーによって外字の文字コードが違うため、データ移行する際に正しく変換されず違う文字などに文字化けしないか懸念される。（自治体）
- ・合併等による場合、合併する他市のデータとの記載事項内容の整理に時間を要する。（自治体）
- ・住民票の写しをコンビニ交付等するにあたって、履歴の表示の扱い方によって、連携データの

仕様にも影響することが懸念される。（自治体）

- ・以前のデータが必ずしも残っているとは限らないため。（自治体）
- ・改製しない（異動入力を終了していない）データの方が容量が大きいのではないか。（自治体）

（５） 具体的な問題

- ・住所の履歴が必要な場合（車の購入時）には適さない。（自治体）
- ・文字管理等もついてまわる。（自治体）

（６） 疑問

- ・過去の履歴の訂正を求められた時に、その訂正が正しいかどうか区別がつかない場合はどうするのか。（自治体）
- ・証明書発行時の履歴に記載について統一的な運用となるよう今後示されるのかどうか。（自治体）

（７） その他（履歴等）

- ・10 ページの後段、検討会での整理にて「・住民票の写し等の証明書における履歴記載をどのように行うか（自動で記載/不記載の仕分けを行い、すべての項目履歴を確認する必要がないようにすることを含む。）は、別の論点であり、今後この論点とは別のところで検討を行う。」とあるが、別で検討すべきではないと考える。（自治体）
- ・履歴の一部を記載した場合と全ての履歴を記載した場合で、認証文が同じだとすると、一部の履歴しか公証していないものを全ての履歴と認証する可能性がある。（自治体）

(論点4) 除票関係

問4 除票用の別DBを採用した際のメリット、デメリット

<メリット>

(1) 業務の効率化・省力化等

- ・除票を別DBで管理するようになれば、ベンダ変更時に除票用データ移行作業が発生しなくなるため、システム更新、ベンダ移行においては中長期的にはメリットがある。(自治体)
- ・別管理されたDBから除票発行を行うシステムは、住民基本台帳システムと同パッケージシステムの機能に含まれると、外字管理やクライアントセットアップの手間、利用者の画面遷移やシステム起動の手間を軽減できると思われる。(自治体)
- ・除票データが年々蓄積され、容量が圧迫されることを考えると別DBに保存される方が端末の処理速度等の向上が見込まれ、検索による抽出も楽になると思われる。(自治体・ベンダ)
- ・住民票出力用の専用データを保持している仕組みのパッケージシステムの場合は、住民記録システム本体のデータ容量があまり増えなくなる。(ベンダ)
- ・現在住民票と除票が現在システム上に混在し戸惑うことがあるが、区分することで、除票は単票であるものとした窓口対応がしやすくなる。(自治体)
- ・別DBへの移行を1年1回等にすれば、バックアップ等の頻度を減らすことができる。(ベンダ)
- ・除票レイアウトの統一により、より分かりやすいものとなる。また、住民記録システムの更改と切り離せるメリットが大きい。レイアウトが定義されていれば、将来的には広域交付にも対応可能になるのではないか。(自治体・ベンダ)
- ・住基DBと別管理にすることで、レイアウトが違う旧住民票の作成が容易になる。(ベンダ)

(2) 移行コスト／リスクの軽減

- ・別DB管理にすることでデータ移行時の支障や費用が少なく済むと考えられるため。(自治体)
- ・住民記録システムDBから除票部分を分離できるため、住民記録システムの機器要件や構成を単純化・軽量化できる。除票データの蓄積によるシステムの肥大化を防ぐことができ、機器更新時の調達コスト・移行コストも低減できる。(自治体)
- ・長期的に見れば、他ベンダへの移行を行う際に、除票になった当時と現行システムとのレイアウトの相違を気にせず移行できるため、移行作業が最小化され、コストメリットはあると思われる。(自治体・ベンダ)
- ・中間標準レイアウトが採用されていれば、移行時のコスト面や移行業務の効率化という点で期待できる。(自治体・ベンダ)
- ・共通のレイアウト・項目で対応できると、仕様調整含めたデータ移行PG全体工数の削減が見込まれ、移行期間の短縮や移行プログラムのコスト削減が見込まれる。桁数や文字についても明確になると更なる工数削減が見込める。(ベンダ)
- ・将来的に基本的なデータ構造が同じであれば、システム更改による移行が楽になる。(ただし、

データ構造がベンダ間で同じになるとは限らない) (ベンダ)

- ・現在、他ベンダのシステムからのデータ移行作業を実施しているが、かなり独特なデータレイアウトのため苦慮しており、除票分だけでもレイアウト等が統一されていれば、データ移行に係る期間や費用が抑えられる。(ベンダ)

(3) 保管・運用コスト／リスク低減

- ・住記システム DB や PDF 保管よりランニングコストは安価になると思われる。(自治体)
- ・システム更改時に除票発行部分を検証し直すことが無くなる。除票発行機能が共通なため運用保守に係る経費が減る。(自治体)
- ・住基 DB の場合は現システムベンダが作業することしかできない以上、価格競争ができないため移行コストがベンダの言い値になる恐れがある。また各ベンダ独自のレイアウトを使用するとバージョンアップ等の起因で予期せぬデータの連携漏れやミスが発生する恐れもある。そうした面は附票用の別 DB を作成することで防げる可能性がある。(自治体)
- ・DB が別なので、障害等の際一斉にデータが消失する等のリスクを避ける事ができる。(自治体)

(4) データ管理

- ・150 年同じベンダと契約することは考えにくいいため、本案のように別システムで管理した方が除票 150 年保存のために良い。除票 DB のレイアウトが中間標準レイアウトであれば初期移行や他ベンダへリプレースする際も移行が容易となる。(自治体)
- ・利用頻度が少ない除票について、専用の DB を設置することにより、住基システムに対する負荷を軽減し、150 年分のデータを安定的、効率的に保管することができる。(自治体)
- ・150 年保存となった場合、本案のような対応を行わなければ保存されるデータの容量が過大になり、ランニングコストが増加すると思われる。ただしデータレイアウトを統一しないと帳票出力について標準化につながらないのではないか。
- ・旧レイアウトの内容を新レイアウトで表現するには膨大なデータ移行や複雑な連携が必要になると考えられるため、除票に関しては別 DB で管理するやり方が適切。過去の住民票の様式にとられない保存の方法であればほぼ永続的にデータ保持が可能と考えられる。(自治体)
- ・テキストでのデータ管理の場合、画像形式に比べ事務処理が容易である。(自治体)
- ・現状、リスク分散の観点からデータベースを分けており、データをバックアップするための役割も兼ねている。(自治体)
- ・管理上、原票と除票が明確になる。(自治体)

(5) 住民サービスの向上

- ・除票になった時点で該当者を現在住民票の世帯から切り離すことで、その後世帯転居した場合など、画面表示での誤解を生むことがなくなる。

(6) 疑問点・意見

- ・除票用の別 DB で管理する場合、再転入したが、以前の管理（宛名）番号を引き継いで登録することが可能な仕様でしょうか。（自治体）
- ・すでに現行システムになる前の除票データを別システムで管理しているが、このシステムの保守運用にコストがかかっているため、住基システムからの発行ができるようになればよい。（自治体）
- ・別 DB とすることにより円滑な処理が担保される。但し、処理手順や運用等が煩雑とならない設計が求められる。（自治体）
- ・住民票も除票も表示データについては同じ形式にした方がよいと思う。（自治体）

<デメリット>

(1) 業務負担増

- ・住民票と除票の申請が一度にあった場合や、死亡時の未支給年金請求等の場合、債権者からの第三者請求で現存しているかどうか不明な場合等に、事務処理が煩雑になる可能性がある。また、住登者と連携させた串刺し検索処理や再転入処理に時間を要してしまう可能性がある。（自治体）
- ・当市は、システム入替で除票用の別 DB となったため、入替当初のデータ追い入力の際に、入力誤りがあった際は、原票のデータの訂正と除票用の別 DB の訂正の2つの入力が必要となった。手作業だったため、原票のみの訂正がされ、除票用の別 DB と原票が一致しないなど、現場が混乱した。また、DB が別なため、照会も DB ごとで行うため、実務上分かりづらくなった。（自治体）
- ・移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへの懸念。（自治体）
- ・2 系統の検索が必要とならないか、検索する職員のスキルによって検索結果が相違しないか懸念がある。特に再転入等においては、除票情報から宛名番号等を引き継いでいるので、除票用 DB での検索の手間が生じる上、除票になっているか不明な場合、両 DB で検索する必要があるため、入力や検索が正確にできるか懸念される。再転入時にも除票の履歴が紐付けされるのか。（自治体）
- ・郵便請求等で住民票の請求があった際には原票か除票か分からないので、両 DB で検索し確認する必要が発生してしまう。（自治体）
- ・除票のテキストデータが膨大な量になった場合、日々の更新作業などのメンテナンス作業が必要になると考えられるため。（自治体）
- ・除票用の DB と住民票の原票のつながりを確認する手間が生じる可能性がある。（自治体）
- ・住民記録 DB であれば、過去に住民登録されていたものが再転入した際は過去の履歴につなげる形で住民登録をしているので同一人の異動履歴を把握しやすいが、除票が別 DB に保存され、同一人の異動履歴がバラバラで複数保存されるのなら履歴の把握が困難になると思われる。また、除票時の世帯構成の把握が困難になることで他課の業務に影響が出ることを懸念している。（自治体・ベンダ）

- ・ 一個人が現在住民票と過去の除票を一自治体に登録していることはよくあることで、除票150年保存とした中、業務上2つのDBを参照しなければならないなら処理速度に余計な影響を及ぼしてしまうのではないか。また、除票の修正が発生した際に統一レイアウトで柔軟な対応ができるのか不安である。また、現存者と除籍者が同時に同一画面で確認できた方が都合がいい。
(自治体)
- ・ 除票用の別DBへ移行するのは、除票後何年経過したものからになるのか、あまり早いと再転入時、同一人判定をするのが困難とならないか懸念がある。また、選挙の資格の判断や国保の過年度更正等に影響が出る。(自治体・ベンダ)
- ・ 現行と全く別の仕様と想定されるため、コスト及び検証作業が増加し、現場に負担がかかる。
(自治体)
- ・ 実務に影響があるのか否かはわからないが、事象(例)として下記がある。(ベンダ)
 - ア) 子どもが3人いて去年長男が死亡。今この世帯を照会すると子ども2人しか見えない。
 - イ) 5年前に両親が死亡、それから空き家になっていた実家に戻ってきたが、両親のいた世帯に転入することができないので、家系的なつながりは見ることができなくなる。
 - ウ) 住民票の写しと除票の写しのレイアウトが異なる場合、除票になった年月日により、住民票の写しと除票の写しのそれぞれのレイアウトで印字される除票者がいる。
 - エ) 認証文「この写しは、除票となった世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。」の写しが発行できなくなる可能性がある。
- ・ 除票の回復処理の際に、住民票を復元する項目が必要。また、除票を共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻す場合、不足情報があると戻せないため、除票DBに移行する際の項目についても整理が必要。(自治体・ベンダ)
- ・ 回復時と除票修正データ連携の配慮が必要。住基以外の他業務では、先住所を始めとする除票の修正も取り込むため、デジタル手続法施行以前どおり、消除後5年程度は住民記録システムにもデータを入れておくといったガイドラインがあれば良い。従来の5年経過抹消の機能は活かしつつ、外付けの除票システムを配置することで、従来どおりの業務運用が可能。(ベンダ)
- ・ DBを追加管理することでランニングコストの増加が見込まれる。また、両DBを別々に操作する手間をなくすために、住民記録システム本体から除票用の別DBを呼び出す機能をユーザーから求められる可能性があり、移行コストの増加も見込まれる。(ベンダ)
- ・ データ容量肥大によるレスポンスの低下は少なくできそうだが、当社ユーザーはデータの除票年数による物理削除は現在も実施しておらず、費用対効果は低い。データ量も多くないため、既存のDBでの管理とした場合でもレスポンスの低下にはそこまで影響はない。(ベンダ)
- ・ 改修工数が非常に大きい。(ベンダ)
- ・ 住民記録システムと宛名データを共有する仕組みのパッケージシステムの場合、住民記録システム側のデータ容量増加抑止の効果がほとんどない。除票データを別DB管理とすると照会や修正、帳票出力、他システム関連などシステム全体に改修が入る。(ベンダ)
- ・ 除票システムを住民記録システムと切り離しても、文字コードの統一が必要となる。住基ネット統一文字等すでに標準化できている文字セットを指定すべき。除票を標準レイアウトにして

も文字、外字の問題等で結局移行 PG・作業・確認が二重になりコストがかさむ（住民票 DB で一括管理のほうが1つの移行作業で済む）。（ベンダ）

- ・除票の修正が必要な場合、原票と同じような操作性で行えるのか疑問がある。例えば、除票後5年間を修正可能期間とし、DBへの移行期間とずらしてはどうか。（自治体）
- ・【DV 支援】除票用 DB での DV 支援の制限設定の操作について、資料に記載されていない。操作や除票用 DB への連携が可能であるか検討の上、市区町村及びベンダへの意見照会により判断したい。（自治体）
- ・除票となる時点の考え方について、ユーザーにより除となる時点の考え方や消除日の取扱いが異なるので、今回を機に統一的な見解を示していただきたい。（ベンダ）

（2）コスト／リスク

- ・小規模自治体においては、住民記録システム DB 内で管理したほうがコストは少なく済むと思われる。（自治体）
- ・それぞれの市区町村のデータ量にもよると思うが、除票用の DB についても、DB 格納機器の老朽化に対応するために、機器更新及びデータ移行に係るコストが発生し続ける。また、保存しているデータの重要性を考えると冗長化や多媒体保管、遠隔地保管等を検討せざるを得ず、住民記録システム DB 内で保管する場合と比べて、高コストとなることが予想される。さらに、管理運用対象の機器数が増えるため、管理運用コストも高くなると予想される。（自治体）
- ・仕様で不明確な点（外字の取り扱い等）を理由に移行時において高額な請求を懸念する。（自治体）
- ・別 DB で保持しても、表示するために過去のレイアウトを引き継ぎし続ける必要があるため、その分コストがかかると思う。データ量が大きくなったとしても、更改の都度移行した方が結局コストを抑えられるのではないか。（自治体）
- ・除票の管理のみに予算を取るとは難しい。また、除票データをどのようにして移行するのか、移行にもシステム費、人件費等がかかる。（自治体）
- ・自動改製がなくなることにより、ベンダでは住民票のデータ量が増える（改製前の除票が減り住民票の履歴が増える）ことにより結果的に速度やコストに影響が出るため、効果が薄い。（ベンダ）
- ・今後の法改正などによって新たに住民票の記載項目が増えた場合、除票用 DB も拡張する必要があるため、機能改修のコストの増加が見込まれる。（ベンダ）
- ・現行システムでは管理できているため、別 DB での管理が標準仕様になると、必ずシステム改修が発生しコスト増となる。それに伴う移行プログラムも、対応済、非対応の2種類を用意する必要が出てくる。（ベンダ）
- ・データの持ち方や証明書の編集方法を大幅に変更する必要があり、コスト増を懸念。原票から除票となった場合、除票用の別 DB へ移行するタイミング・方法・手段も検討が必要。（ベンダ）
- ・ベンダが変わった場合、旧ベンダの文字を購入し続ける必要があるのではないかと
A 社→B 社→C 社と変わった場合、C 社が現行システムの運用保守、A 社・B 社が除票用の別

DB の保守を行う必要があるのか。（自治体）

- ・ベンダ移行時、前ベンダの独自様式は旧様式として保存しているため本案で想定される移行コストは発生していない。（自治体）
- ・移行・ランニング費用は補助金の対象となるのか。（自治体）
- ・除票データを 150 年分保持した場合、DB がどの程度の容量となり、移行にどの程度の期間と費用が発生してくるのか見当がつかない。ある程度の試算をしていただきたい。（自治体）

(3) システム・データ連携

- ・別DBと現行システムとの連携に不安がある。（自治体）
- ・住民基本台帳のデータを参照している他システムの改修が必要。（自治体）
- ・区外に転出した方が5年以内に再転入した場合、その方の過去履歴との紐づけを容易にするため、元の宛名を再利用している。除票DBを別システムとした場合にもこの運用ができないと住基や他業務（税、国保、福祉系など）にも影響が生じる。（自治体）
- ・各データ連携のタイミングなどについて考慮が必要と思われる。（自治体）
- ・古いデータ構造を新しいDBに移行しなければならない。外字はどのように管理するのか。外字問題が解決しないのであれば、PDFファイル等のイメージ保管を考える必要がある。（ベンダ）
- ・データ連携やデータ移行のために業務や費用が発生する。問題の先送りに過ぎない。中間標準レイアウトに移行する費用はどのみち発生する。パフォーマンスの問題であればDBは分けたとしても、形式はそろえた方がスマートである。帳票出力やデータ連携においても統一できる。そもそもデータ形式の標準化を見据えて仕様の標準化を行うべきではないか。（自治体）
- ・標準レイアウトとなることで、今まで可能だった表示方法や除票の修正が可能なのか問題となる。改修に係るコストのこともあるが除票DBにおいても住基DBと同様の機能を備えたものを希望したい。（自治体）
- ・各DBを連携させるための設定・切り離しのタイミング、外字の管理の仕方について考慮が必要。（自治体）

(4) 住民サービス

- ・やむを得ない事情により以前の情報が必要となっても入手できないことに住民が納得するか不安。（自治体）
- ・転出予定者で、同世帯だった人との関係が分かるものが必要となったときに、証明が出来なくなる。（自治体）
- ・再転入等で同一人物として紐づけできるのか不明。（自治体）
- ・原票と除票の照会に機能差が発生する可能性がある。（自治体）

(5) データ移行等データに関すること

- ・現在は除票も住民記録システムDBに保持しているため、データ移行が発生する。既存の除票

- についてデータ移行するのに中間標準レイアウトベースに移行できるのか不安がある。(自治体)
- ・当市の住基 DB を参照し、情報を転記するプログラム（アクセス及びエクセルにて作成）のメンテナンス及び検証が必要となるため。(自治体)
 - ・別管理のため、既存者が除票になる度にデータ移行が必要になるのではないか。(自治体)
 - ・文字（外字やフォント）の考え方によっては、別 DB でそれぞれ文字の管理方法等に違いがでる可能性がある。(自治体)
 - ・電算化後（昭和 63 年）以降全ての除票を保存しているため。(自治体)
 - ・異動日を過ぎてからの転出取り消しによる住民票の回復が行われた場合、別 DB から再度住民票 DB に戻す処理については問題が起きないか。(自治体)
- （例）転入転出を頻繁に行っている住民について、転入時に現在 DB と、除票 DB を参照し紐づけして再転入処理を行う。
- （例）未来の日付で転出手続きした者が他の市町村で異動日前に婚姻の届出をし、氏が変わった。届出のあった市町村から 9 条 2 項通知が届いた時点で転出の異動日を過ぎていたため、婚姻届出時は当市の住民だったとして除票を適正な形で修正した。
- ・税や福祉は住基と連携されているので、住基のベンダが変更になると、各連携先で中間サーバを導入したり、ベンダを替えるなどコストの高騰や操作性の低下が見込まれる。(自治体)
 - ・バックアップに不安がある。(自治体)
 - ・現時点でシステムベンダ移行を 2 回しているため、除票データの持ち方が複数ある。間違いなくデータ移行できるか。(自治体)
 - ・住定日が入っていない、前住所が空欄の住民が複数いるが、テキストデータでの管理ができない可能性がある。(自治体)
 - ・除票に対しても履歴を残さない修正処理を行う運用があることや再転入チェックなどのために、除票用 DB も参照することが必要となり、中間標準レイアウトの項目で充足しているか確認が必要。(ベンダ)
 - ・システム移行時のベンダ等からのフォローがどこまで保障されるのかに懸念がある。(自治体)
 - ・外字について、保存期間が長期間となった場合にどうするか懸念がある。(自治体)
 - ・データ移行、改修は一回で済ませたい。中間標準レイアウトにあわせて移行コストがかからないの何が根拠なのか？職員がデータを抽出して移行するのか、ベンダは関わらないのか？ベンダが関わればコストはかかるのではないか？(自治体)

各論その他意見

問5 各論に関するその他の意見

自由意見	
1	<p>・現在外字扱いになっている氏名の文字について、各々の自治体で作成するのではなく、ある程度は共通で持つようにしたほうが良い。(自治体)</p>
2	<p>・当市は住基システムをカスタマイズした総合窓口システムを使用しているため、標準化された場合、総合窓口自体のしくみを考えなければならないので、入替の時期をできるだけ早めにお知らせいただきたい。(自治体)</p> <p>・スケジュールにある「住民記録システム標準仕様書 Ver.1 決定・公表」後の検証作業は行われませんか。(自治体)</p> <p>・国の仕様書を実施年度の前年度夏ごろまでの早期に明示してほしい。国の新年度予算確定し、各市町の補助金等の明示を見てから、ベンダがシステム改修費を積算しているのではないかと疑念を持っている。(自治体)</p>
3	<p>・住基ネット、戸籍システム、コンビニ交付システムとの連携部分についても標準仕様に含め、システム移行を円滑にすることで、ベンダロックインの解消を図るべき。(自治体)</p> <p>・除票の情報を修正する場合を考慮し、住民記録システム、除票用DBの連携を考慮してもらいたい。※除票となった情報の管理は全て除票用DBで管理するのであれば不要。(自治体)</p> <p>・転出者が再転入された場合について除票用DBと住民記録システムDBでは相互に紐づけを行うのか。除票用DBから対象者情報を住民記録システムDBへ移行して転入による更新を行うのか。住民基本台帳事務以外にも転出時の対象者情報と転入による対象者情報の連携を行うことで、事務処理の効率化に資する。(自治体)</p> <p>・除票用別データベースと住民票用データベースはシームレスに住基システムから参照等できるよう仕様決定されたい。なお、データベースを分離する場合は住基システムのみならず他システムとの連携についても一定程度の考慮は必要と思われる。(自治体)</p>
4	<p>・住民票の改製が行われない場合、仮に転居や氏変更の履歴が多くあったとしても、市民の要望があれば全て住民票に表示し証明して良いか。(自治体)</p> <p>・住民記録システムの原票の履歴と住民票の写し等で記載する証明事項の履歴を分けるとあるが、除票用DBでの管理も住民記録システムの原票の履歴と住民票の写し等で記載する証明事項の履歴を分けることを想定しているのか。検討していただきたい。(自治体)</p> <p>・これまでの履歴を移行するには確認作業、コストともに過大になると思われる。制度として除票用の別DBを構築する施行日を定めて、今後の履歴を積み上げていくという考えの方が統一した運用となる。(自治体)</p> <p>・住民票の写し等に記載する事項は、住民票の原票に記載のある項目から記載すべき(履歴含む)であり、誤謬修正の履歴は住民票の原票に記載すべきではない。住民票原票の履歴と操作した履歴(異動情報)は別に管理すべき。履歴情報から選択する機能を有するとしても、誤謬修正を選択する可能性もあり、住民票に記載する項目と異動履歴は別に考えるべき。(ベンダ)</p> <p>・除票DBには最新だけではなく、履歴も含めて登録するのか。最新だけ登録する場合、除票後に回復を行った際、履歴が全てなくなり最新の状態のみとなり、過去の異動情報が確認できなくなる。(ベンダ)</p>
5	<p>・除票について、除票後に除票用DBへ移行するタイミングはシステム移行時や数年間まとめて移行するという認識でよいか。この認識の場合、住基DBで除票の情報を何年間保存した後、除票DBへ移行するのか。(自治体)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の除票 DB へ移行する方法として、除票になって5年間経過したものから順次年1で移すような事ができないか。(ベンダ)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票が長期保存され広域交付できるようになれば除票の長期保存は不要なのではないか。(自治体)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・除票を出力する際に、現存の世帯員の情報が分かるようにするとよい。(自治体) ・除票になった当時の世帯構成が確認できるのか、個人単位の除票の集合体となるのか、どちらの状態を想定されているのか。(自治体) ・150年保存を考えると別DBで保管するメリットは十分あると思います。ただ、同一世帯に登録されていたかどうかを要因に確認できること。そして、5年保存対象者は廃棄証明書を出力できるよう同DB管理するほうが良いと考えます。(自治体)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡により除票になった場合に限り、全国的なサーバにて全自治体における該当者のデータを個人単位で集約し、どの自治体でも死亡者の除票が取得できるような機能があれば良いのではないか。(自治体)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一に備えデータを毎日バックアップする必要があるが、除票については150年保存となっており、件数が増えていくことでバックアップに要する時間も増加するので、蓄積されるDB管理のデータ容量が150年後にどの程度になるかを想定する必要がある。人口の多い市の除票の件数が基準になるかと思われませんが、バックアップに要する時間が今後の課題。(自治体)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・内容によっては事務フロー等も変更になる可能性があるため、事務処理要領の改正等も併せて実施する必要がある。(自治体)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自治体では支援措置対象者が多く(数千人)、対象者のシステムでの管理及び本籍地や前住所地への通知等がシステムで出力できればよい。(オプションでも良い)(自治体) ・DV被害者の住所を非表示扱いとしている。標準仕様に含めない=非表示に出来ない(カスタマイズに該当する)とならないようにしてほしい。なお、当市ではオープン系パッケージを採用しており、住基で入力された情報はすべて他業務システムでも即時に連携されており、住所非表示は住民票にて登録された直後、他業務システム(印鑑や税の検索結果画面など)にも即時反映する仕組みとなっている。(自治体)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市においては区間異動が生じるためその点についても配慮いただきたい。(自治体)
13	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト面等については資料内容では検討しきれないが、標準化にかかる移行コストについては利用しているシステム会社によって差がでないよう、予算措置をして欲しい。(自治体)
14	<ul style="list-style-type: none"> ・論点3にある「住民票の原票上は全ての履歴を異動事由とともに保存するものの、住民票の写し等の証明書に記載する履歴については異動事由に応じて出力有無を仕分けることができるため、…」は、どのようなDB構造を想定しての意見か。操作履歴(異動情報)として異動事由は管理しているが、住民票の履歴それぞれに対しての異動事由は管理していない。(ベンダ)

住民票の写しに記載される事項

問6 - 1 住民票の写しに記載される事項について要・不要な事項

< 「○」が付いているが不要な項目 >

	項目番号	不要な理由
1	文書番号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号はどのようなものを想定しているのか。必要性は何か。(自治体) ・現在は、表示されていないが不都合はないため。(自治体・ベンダ) ・電子契印とするなど任意で良いのではないか。(自治体・ベンダ) ・証明書には記載がないが、記載する場合は発番の機能をシステム上実装する必要がある。(自治体) ・交付した証明書に番号を付しており、書損した証明書にも連番が付されるのは不都合。(自治体) ・現状、文書番号は出していない。パラメータで出力・未出力を選択できる仕様にしてほしい。文書番号は不要だが、証明書の発行履歴を管理できる機能は必要である。(自治体) ・法令に根拠規定がないため。(ベンダ)
2	旧氏氏名	旧氏が必要ない手続きにも出力されるのはいかなものか。(自治体)
3	性別	性別で本人を特定できるわけではないので、不要ない。(自治体)
4	住民となった事由	住所を定めた事由(転入、転居)が表現できていれば問題ない。(自治体)

< 「○」が付いていないが必要な項目 >

	項目番号	必要な理由
1	氏名・旧氏のカナ	<ul style="list-style-type: none"> ・法令上規定されていないが、難読氏名(あて字など)が存在し、ふりがな等の誤記やかな入力の際の入力誤りを防ぐため。(自治体) ・住民基本台帳事務処理要領の第2-1-(2)-アにおいて氏名には、できるだけふりがなを付することが適当であるとされているため。(自治体) ・氏名の読み方を証明するものとして、住民や住民票の提出先(債権外者や銀行等)請求時に要求されるケースがあるため。現行システムでは記載しており、サービス低下につながる恐れがある。(自治体) ・選択式で記載できるようにしてほしい。(自治体) ・フリガナは戸籍にも記載されないため、他に表示されている証明がないから。(自治体) ・窓口等で呼ぶ時や電話での確認の際に、読み間違いを防ぐため。(自治体) ・旧氏記載請求書にフリガナ欄を設けているため。(自治体) ・印鑑登録において印影に使用することもあるため。(自治体) ・住基ネットシステム等の検索項目にもなっており、正確なカナの登録が必要。(自治体) ・年金現況届やパスポート申請審査時、マイナンバー関連システムでの検索に氏名カナの確認を行っているため。(自治体) ・実社会ではフリガナはほぼ必須。届出書・申請書にも住民の記載を求めている団体が多いことから住民が届け出た内容の証明にもなるのではないか。(ベンダ)

		<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の効率化に資すると考えられるため。（自治体） ・フリガナを任意で変更しやすい制度にするべきではない。（自治体） ・氏名と氏名カナは同じように扱うべき。氏名カナが市町村をまたいで相違している場合、混乱を招くため。（自治体） ・外国人住民のカナ識別のため。（自治体） ・氏名に併記されることで本人の公証に有用と思われ、特に外国人はフリガナがないと読み方が不明なため。（自治体） ・住基システム入力、口頭呼び出し、住基ネットの名寄せで必要。（自治体） ・個人を特定するために漢字だけでなく、氏名カナは必要。（自治体） ・ローマ字表記等の基礎となる項目のため。（自治体） ・ふりがなで保険証を作るといった動きもあるため。（自治体） ・非漢字圏の外国人がカタカナで印鑑登録をする際に必要。（自治体） ・住民基本台帳ネットワークでの検索やマイナンバーカードへの点字項目となっており、未入力だと困るケースがあり、必須入力に近い内容となっている。しかし本人に確認しないと正確なふりがなわからないため、明示的に記載事項にし住民に確認してもらうようにするため必要になってくる。（ベンダ）
2	① すべて	<ul style="list-style-type: none"> ・住民となった事由と世帯番号以外のすべての事項については、証明する事項として必要な場合があるから。（自治体）
3	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・住基法第7条には規定されている項目ではないものの、市町村の住民票の写しには備考欄が設けられ、その記載欄の事由、事由の生じた年月日、届出年月日等住民票についての処理経過を記入することとされている（事務処理要領第2-2-オ）（自治体） ・備考等は金融機関の手続きや、年金手続き等で必要なので選択式で記載可能にしてほしい。（自治体） ・備考情報について証明を求められることがある。例示すると住所が区画整理等で変更となった場合に、住所履歴に加え当該区画整理の事実を証明してほしい、といったケースである。（自治体） ・住所や氏名の訂正や本籍の変更など異動事由を確認するために必要。（自治体） ・戸籍届と同時に転出入した場合に、旧氏等の記載が必要な場合があるため。（自治体・ベンダ） ・現状の記録内容では本人の異動内容が特定できない場合、備考欄の履歴を表示できる仕様が良いと思われる。（自治体） ・備考欄に「申出による住所修正」や「町名地番変更による住所修正」等の文章を記載して、住所変更の理由がわかるようにしているため。（自治体） ・事実上の世帯主、職権消除、転出確定通知未着の消除等を記載する必要があると考えられるため。（自治体・ベンダ） ・備考欄に異動年月日と異動事由を記載しており、これがないと履歴を記載した際に説明ができないため。（自治体） ・転入同時戸籍届出などは新氏で記載するため、住民票を繋げるために旧姓が必要なため。（例：戸籍届出（旧氏〇〇））（自治体） ・死亡における死亡日につき、推定期間等を記載するため。（自治体） ・改製履歴などが表示されるため。（自治体） ・年金事務所が除票の備考欄を必要としている。（自治体）

		<ul style="list-style-type: none"> ・当市では、「事実上の世帯主氏名」等を希望に応じて、備考欄に記載している。備考欄があると、各自治体で何か活用することができると考えられるため。（自治体） ・現運用で発行している自治体が多数あるため。（ベンダ）
4	異動事由	<ul style="list-style-type: none"> ・住定日の異動事由を明記したほうが、合併時に異動事由なども含め、何の事由における住定日か一般の人にも職員にも容易に確認できるため。（自治体） ・公用請求及び債権債務に係る請求の際に必要な情報だと思われる。（自治体） ・住民票の提出先で要求されるケースがある。（自治体） ・他市町村への届出により氏変更となった場合など職権で修正することになるため、住民票への記載が必要。（自治体）
5	異動事由・異動年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・住定日等の確認のため。（自治体） ・第三者請求をした者が転出後に実定しているかの確認に必要。（個人票）（自治体） ・記載がないとどういう異動をしているか理解しにくい。（自治体） ・住民票除票に記載すべき事項と考えるため。（自治体）
6	転出年月日、転出届出年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・異動状況を容易に確認できるため。（自治体） ・住所を追跡する際必要なため。（自治体） ・転入の確定日を入力するため。（自治体） ・市民が届出した転出事項を確認する方法がなくなる。（自治体） ・公用請求及び債権債務に係る請求の際に必要な情報。（自治体） ・住民票の提出先で要求されるケースがある。（自治体） ・マイナンバーカード管理上、廃棄するかの参考にしているため。（自治体） ・直近で転出が予定されている場合に、居住関係の公証としては必要ではと思われるため。（自治体） ・現システムでは死亡日を記載しているため。（自治体） ・住民票除票に記載すべき事項と考えるため。（自治体） ・予定転出の場合、届出年月日から転出予定日までは転出地に居住しているという証明となる。（自治体） ・現運用では省略せずに発行している自治体が多いため。（ベンダ） ・転出により住民票が削除された内容を記載するため。（ベンダ）
7	届出年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・記載がないと、どういう異動をしているか理解しにくい。（自治体） ・住民と転出予定である者の区別をつけるため。（自治体） ・届出の年月日について、広域交付住民票は住民日（転入届）の届出日を指すが、様式例では住民日を指していると思われ、一貫性がない。これも住定届出日、住民届出日と両方記載すべき。（自治体）
8	通知年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者請求をした者が転出後に実定しているかの確認に必要。（自治体） ・住民票の提出先で要求されるケースがある。（自治体） ・住所を追跡する際必要なため。（自治体）
9	転入通知年月日	<p>現行住民票で表記されており、表記しないことにより住民サービスが低下する恐れがある。（自治体）</p>
10	—	<p>国民健康保険の被保険者情報、後期高齢者医療の被保険者情報、国民年金被保険者情報</p>

<一覧表にはないが追加すべき項目>

	項目番号	追加すべき理由
1	削除欄	・除票を発行する際に死亡日、転出日を載せるため。(自治体)
2	住民票が削除された日付	・除票になった日付を証明するため。(自治体)
3	住民票が削除された事由 削除事由欄	・なぜ住民票が除票になっているかを分かりやすくするため。(職権処理)(自治体) ・削除事由欄により削除の理由が確定するため。(自治体) ・転出により住民票が削除された内容を記載するため。(ベンダ) ・住基法改正案の第十五条の三(除票の記載事項)、事務処理要領にも追加されており、各ベンダの住民票にも項目として存在している。(転出用の項目とするか、死亡等も含め削除の内容を記載する用の項目とするかは要検討。)
4	改製日	・現在、表示しているため。(自治体) ・いつからの住民票の写しか判別できるため。(自治体)
5	事実上の世帯主	・事実上の世帯主は備考に記載することとなり、それを証明する方法も必要。(ベンダ)
6	転居前の住所 転居の前住所 従前の住所 従前の住所(管内) いままでの住所(現住所の直前の住所) 前住所	・現様式には転居前住所が記載されており、ひとつ前の住所を知りたいという理由で住民票を取る住民もいるため。(自治体) ・前住所については、住定日と住民日の両方①で記載するので、対応する転居前住所と転入前住所も両方記載すべき。(自治体) ・転入前住所だけでなく、市内転居前住所等直前の住所も載っていると利便性がある。(自治体) ・住所異動後、「旧住所」から「新住所」へ変更となった証明として、住民票を請求なさるケースが多々ある。当市では前住所を「現住所の直前住所」として取り扱っており、直前の住所の記載は住民のニーズが高いと想定している。(自治体) ・一般的に、住民票写しを受領する機関・企業側で住所の連続性を証明してほしい場合、転入前住所よりも転居前住所を証明する必要がある。住所履歴を出力しなくても、転居前住所を証明できるようにした方がよい。(ベンダ)
7	転出に関しての内容 転出欄 転出先住所 転出先	・転出先等の記載がないと、事務処理上、不都合が生じる。(自治体) ・債権者等が住所確認のために請求することがあるため。(自治体) ・転出先住所については除票に必要であり、第三者請求をした者が転出先の確認をするときに必要なため。住所を追跡するため。(自治体)
8	転出年月日	・他課等の業務において、転出先住所にいつ住み始めたか確認することがあるため。(自治体)
9	転出予定日、転出予定地	・直近で転出が予定されている場合に、居住関係の公証としては必要ではと思われるため。(自治体)

		<ul style="list-style-type: none"> ・住民と転出予定である者の区別をつけるため。転出予定者が住民票の写しの交付申請をすることがあるため。（自治体）
10	住所を定めた日	<ul style="list-style-type: none"> ・転入時と転居時で住所を定めた日が分かりにくいいため。（自治体）
11	方書（住所及び前住所に含めるべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・方書の記載がないと、住所の公証ができないケースがある（部屋番号等の表示がないと、本人の居住地の証明はできない）。（自治体）
12	通称名	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民は、現行の住民票の写しに記載されているため。（自治体） ・令第30条の16に基づく。（自治体） ・外国国籍の方で通称名を登録していれば、氏名と併せて証明する必要がある。（自治体）
13	外国人住民項目 外国人に関する項目 外国人固有項目	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しに記載している。（自治体・ベンダ）
14	外国人住民に係る記載事項 在留資格・在留情報 在留資格・在留カード番号、30条の45区分、在留期間満了日	<ul style="list-style-type: none"> ・法30条の45に基づく。（自治体・ベンダ） ・外国人住民票は、カタカナ併記名・一時庇護許可期限、仮滞在許可期限、経過滞在期限も必要。（ベンダ）
15	国籍並びに同条の表の下欄	<ul style="list-style-type: none"> ・法30条の51に基づく（自治体・ベンダ）
16	国籍・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民は、現行の住民票の写しに記載されているため。（自治体）
17	住所・氏名を複数表記できる形式	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票内において、婚姻等による氏や住所変更について前のものと併記してほしいという事例があるため。（自治体）
18	国又は地方公共団体による請求時の「公用」の表示切替	<ul style="list-style-type: none"> ・「公用」の表示切替を行っている自治体が多いと思われるから。（自治体）
19	職務代理人名・職務代理公印	<ul style="list-style-type: none"> ・左記を「認証者名・公印」にかっこ書きで追加。パラメータにより安易に変更はできると思うが、念のため。（自治体）
20	自治体名	<ul style="list-style-type: none"> ・（行政区名）集計等の処理の際に必要（自治体） ・住所のほかに、通称住所や行政区名称が記載されていないと受け取り側の外部機関が証明書類として見なしてくれない市町村もまだある。市町村様の運用を見直さなければ標準システムに乗れないケースも多々ある。（ベンダ）
21	発行番号	<ul style="list-style-type: none"> ・（文書番号と同一のものであれば不要です）住民票が複数枚になったときの証明となるため。（自治体） ・発行日時、発行場所を特定するため（住民からの問合せ時に使用）市町村からの要望が多い。（ベンダ）
22	ページ/総ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・複数枚になった場合、同じ証明書であることを確認するため。（自治体）
23	再発行である旨 注記（転入をした日から14日以内に転出証明書を添えて転入	<ul style="list-style-type: none"> ・紛失による再発行である場合を区別したい。（自治体） ・手続き漏れ防止のため。（ベンダ）

	届を行う必要がある 旨の記載)	
--	--------------------	--

住民票の写しのレイアウト案 不具合・懸念事項

問7-1 住民票の写しのレイアウト案（個人・世帯それぞれ）について、不具合や懸念

	不具合や懸念	使用上	実装コスト	その他
1	省略を希望する履歴について制限はあるのか。（自治体）	ある	—	—
2	余白欄「求めがあれば記載すべき項目」（転居等の履歴を想定か）についてもどの情報をどのように記載するのか、運用を統一しないと自治体によって記載内容に差異が生じることが懸念される。（自治体）	ある	—	ある
3	<ul style="list-style-type: none"> ・「転居前住所」ではなく、「従前住所」または「前住所」の表記はできないか。既存の住民票の写しは、合併により従前の旧町村住所が記載され、転居前住所ではない記載が多いため。（自治体） ・従前の住所欄に関して、直前の住所を記載している。転居前住所が記載される場合や改製した場合、方書修正の場合もあるため、転居前住所では不都合がある。現場や住民、住民票の提出を求める職場や機関が混乱することや住所のつながりがわからなくなることを懸念している。（自治体） ・転居前住所が見え消し線で記載されなくなるのであれば、受付時に前住所の記載が必要か聞き取りをするか申請書に記載項目を設ける必要性が発生するのではないか。（自治体） ・「前住所」欄が「転居前住所」になることにより、市内転居の履歴を含め証明が必要な場合等、証明書における履歴記載については別葉になるのか。（自治体） ・個人票については、車の名義変更や不動産登記の名義変更などで、住所のつながりがわかる証明として、交付を希望する住民がいるため、転居の履歴を残す前提のレイアウトにしてほしい。（自治体） ・履歴項目を出力しなくても転居前住所を証明することができる様式のニーズが高い。住所履歴を出力しなくても、転居前住所を証明できるようにしてほしい。（ベンダ） ・現状、「従前の住所」＝「転出地市町村での最終住所」との解釈はしておらず、転居前住所として個別の管理も行っていない。他ベンダからの移行データ等、転居前住所を導出するに困難なデータも多数存在することが想定され、機能の実装以前にデータの導出にベンダ、職員双方の負担が懸念される。（ベンダ） 	ある	ある	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の異動があった場合、履歴はどう表示されるのか。履歴入りの住民票に対応できるのか。履歴が多いと住民票が複数枚になってしまうのではないかと。枚数が固定にならないため、交付手数料等の見直しが必要となる場合が考えられる。（自治体・ベンダ） ・住所の履歴とともに、住定日・届出日の履歴も必要。（自治体） ・世帯票に履歴を記載できないとすると、世帯票の交付件数が減り、個人票の交付件数が増え、改ざん防止用紙の使用枚数が増えて、コスト増につながる懸念がある。（自治体） ・履歴の印字方法が記載されていない。履歴の出力方法が課題になる。（ベンダ） 	ある	ある	

5	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍が住所地にない場合、住民票の履歴を前々住所地まで拡大することにより戸籍附票に替えるケースも見られる。前住所地までとなれば、住民側の手間が増える可能性がある。(自治体) 	ある		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・転出先の項目がないが、下の空欄に記載するのは、備考と同じ欄になりわかりにくくなると思われる。(自治体) ・転出欄がないこと。DB上、備考とは別に管理している。(ベンダ) 	ある		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・旧氏・世帯主欄にも氏名同様に外字が使用される場合が多いので、見誤りを防ぐためにも記載欄を大きくし、氏名欄と同じ文字フォントを設定してほしい。(自治体) ・世帯票の現住所欄は、前住所と現住所を誤認する人が多いため、少し大きめにしてほしい。(自治体) ・住所や氏名、本籍等の文字数が多い住民について、手書き対応となる件数が抑えられるよう、住所・氏名欄は余裕を持たせてほしい。(自治体) ・旧氏、続柄、世帯主、生年月日、性別、住民となった日の欄が補足、さらに長すぎて見にくい感じがする。(自治体) ・外国人氏名の記載では、氏名欄が不足し、手記等の対応による職員の負担が懸念される。個人番号、住民票コードの数字を半角として欄を縮小し、氏名欄の拡大が望ましい。(ベンダ) ・フォントサイズ指定について、圧縮印字を行っているユーザーがある。もしサンプル通りの様式に変更して所定のフォントサイズとなった場合、手書き追記の負担が増える。(ベンダ) ・桁あふれであることを知らせる機能を強化する必要がある。(ベンダ) 	ある		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・除票のレイアウトは今後検討となっているが、旧氏記載等、住民票及び除票の記載項目に変化があった場合に備え、転出先等、除票用の記載項目も住民票に記載し、レイアウトを除票と同一又は限りなく近いものにしておくと、事務やシステム改修への影響と負担が軽減できると思われる。(自治体) ・住基ネットCSより出力される転出証明確認書と住民票及び転出証明書では、住民票コードと個人番号の記載欄の位置が異なる。誤入力を防ぐため統一すべきではないか。(自治体) ・「届出の年月日」について、何を表す年月日であるか分かり難い。せめて、広域交付住民票様式の様子「住民となった日」の隣に配置した方が良い。(ベンダ) ・帳票の項目配置まで統一することを目的としている場合には、改修工数が大きくなる。(ベンダ) ・住民票のレイアウト変更に伴う改修に加え、照会・発行画面で任意の履歴を選択できる機能や出力可能な履歴かなどを判定する機能などの実装になり、改修費用は大きい。(ベンダ) ・複数国籍世帯の住民票の写し(世帯)について、日本人住民、外国人住民で記載する枠を動的に変更する必要がある場合、大幅な改修工数が見込まれる。(ベンダ) <p>※現状のシステムは、日本人住民/外国人住民に依らず枠を固定で配置し、タイトル及び記載項目を日本人/外国人で切り替えて印字</p>	ある	ある	ある

	<p>している。</p> <p>(例) 旧氏項目と通称項目を同じ枠に配置し、日本人住民であれば旧氏を、外国人住民であれば通称を印字。</p> <p>・</p>			
9	<p>・レイアウト案(個人票世帯連記式)の世帯票、個人票の区別がつかないため、区別がつくようにしてもらいたい。(自治体)</p> <p>・転出予定者はどのタイミングで除票となるのか。転出予定までは同一世帯と一緒に発行することになるのであれば、住民票のレイアウトも変更する必要がある。(自治体)</p>	ある		ある
10	<p>・世帯票1枚につき5人分の出力を希望する。(自治体)</p>	ある		ある
11	<p>・世帯票の場合、世帯住所の変更は事由を含め住民票上部に欄を設けて記載した方がよい。(自治体)</p>	ある		ある
12	<p>・見やすさや統一感のため、個人票と世帯票で用紙の向きを統一下方がよい。(自治体)</p> <p>・現在個人票もA4縦向きの横書きを採用している(通知や文書等、横向きの様式は少ないのではないか)。様式変更となる場合はコストの懸念もある。(自治体)</p> <p>・レイアウト案について、自治体によってA4版を使うか、A5版を使うかが分かれており、パッケージとしては両方準備している。標準仕様としてどちらかを明記することで中長期コストの削減につながる。(自治体・ベンダ)</p>	ある	ある	
13	<p>・旧氏記載欄にアスタリスクは不要。(自治体)</p>	ある		
14	<p>・認証文に世帯の一部の写しか全部の写しかの区別がないが、住民に請求される場合がある。(自治体)</p>	ある		
15	<p>・特に世帯票について、表示可能な文字数を超える項目がある場合はどうなるのか。(自治体)</p>	ある		
16	<p>・現在個人票のため、個人票世帯連記式になると住民に違和感を与える可能性がある。(自治体)</p> <p>・現在世帯票を使用していないため、改修コストを懸念している。(自治体)</p>	ある	ある	
17	<p>・ミスリードを防ぐために個人番号と住民票コードは左右に枠を分けることはできないか。また、できれば各番号を4文字ごとにスペースで区切るなど、人が認識しやすい形で表記する形に改善してほしい。(例: 1234 5678 9012)(自治体)</p> <p>・個人番号や住民票コードについて、3桁から4桁ごとにスペースを入れることで、一つ一つの数字を認識しやすくなる。(自治体)</p>	ある	—	—
18	<p>・偽造防止のため、自治体コードおよび発行端末の番号についても記載している。(自治体)</p>	ある		
19	<p>・コンビニ交付等関連システムへの影響、証明書の提出先への周知、レイアウト変更の改修費用が気になる。(自治体)</p> <p>・レイアウト変更で改修コストがかかる。住民記録だけでなく、コンビニ交付連携等のプログラム改修が必要になる。(ベンダ)</p>	ある	ある	
20	<p>・システム改修費用については、国庫の補助が必要。(自治体)</p> <p>・全額国費負担で予算措置をしてほしい。(自治体)</p>		ある	

転出証明に記載される事項

問6 - 2 転出証明に記載される事項について、要・不要な事項

< 「○」が付いているが不要な項目 >

	項目番号	不要な理由
1	基礎年金番号	・基礎年金番号について活用することがないため。(自治体)
2	文書番号	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号はどういうものを想定しているのか。記載していない自治体もあるが、必要性はあるのか。(自治体・ベンダ) ・法令に根拠規定がないため。(ベンダ) ・現行システムで表示されていないが不都合はないため。(自治体) ・電子契印とするなど任意で良いのではないか。(自治体・ベンダ) ・本市の証明書には記載がないが、記載する場合は発番の機能をシステム上実装する必要がある。(自治体) ・交付する証明書に番号を付しており、書損した証明書にも連番が付されるのは不都合。(自治体) ・パラメータ設定がなく、証明書に文章番号を印字する必要となっていない。印字するのであれば、要改修。(自治体)
3	住所を定めた日	<ul style="list-style-type: none"> ・この欄は新旧どちらの住定日を表記するのか不明だが、新住所の場合は転出予定年月日と同日となり、旧住所の場合は転入後の住民票に記載しない項目のため記載は不要と考えるため。(自治体) ・戸籍と違い住基(転入処理)で入力する欄はないため。(自治体) ・住民票における「住所を定めた日」は、同市町村内で転居しなかった者について記載がない場合もある事項。(自治体)
4	今までの世帯主	・当該情報を使用しないため。(自治体)
5	新世帯主	・転入手続きの事務及び時間短縮のため。(自治体)
6	個人番号カード又は住基カード	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法改正の際の総務省への質問回答一覧に次の記載があったため。 ⇒住民基本台帳カードの保有等の情報」は住基ネット情報から情報を既存住基に取得し、システムにより転出証明書に記載することは、個人情報の漏えいにあたることから不可。(ベンダ) ・CSから取得する項目であるが、CSから取得するタイミングと発行するタイミングでずれが発生する可能性がある。(ベンダ) ・番号カードを保有している場合は紙の転出証明書の出力は不要の認識のため。(ベンダ)

< 「○」が付いていないが必要な項目 >

	必要な項目番号	不要な理由
1	氏名カナ	・転入手続き時、本人からの聞き取り及び入力の際の確認等手続きの省力化や円滑化に資するため。特に外国人住民について再転入

		<p>するたびにフリガナが変わってしまうのが防げる。(自治体・ベンダ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名の読み(登録)、ふりがなの間違いを防ぐため。(自治体) ・住民や公的機関からの公用請求時に記載するよう要望があるため。(自治体) ・法定ではないため、自治体によって氏名カナ記載の有無が異なる。住基ネット上の転出地確定情報等ではかな氏名が載るので、可能であれば記載する形で統一されたい。(自治体) ・住民基本台帳ネットワークに履歴もあることから、必須としても良い。(自治体) ・住民基本台帳事務処理要領に、住民票にはできるだけフリガナを付することが好ましいと規定があり、住民票の写しで氏名にふりがなを付しているため、転出証明書への記載も必要。(自治体) ・住民記録情報として従前の市区町村から引き継ぎたい項目であるため。(自治体) ・住民票の管理上、必要性が高く転出証明書に記載がない場合は口頭で確認する必要があるため。(自治体) ・住民基本台帳の登録でのみ確認ができる情報のため。(自治体) ・マイナンバー関連のシステムでの検索やパスポートの申請時の確認に必要なため。(自治体) ・前住所地と新住所地との読み仮名の不一致が確認できるためパスポート作成時にスペルの誤申請を防げるため。(自治体) ・既存住基の情報を吸上げ、利用している団体のなかで、氏名カナ等を用いて対象者を紐付けしている団体も存在するため。(自治体) ・国民健康保険の保険証に氏名フリガナが載るため、記載されることが望ましい。(自治体) ・代理人が手続きをする際、正確なふりがなを把握していない場合があるため。(自治体) ・氏名カナは本人の申出によって記録しているため、虚偽の申出がされたとしてもそのまま受け付けることになるため。(自治体) ・フリガナを任意で変更しやすい制度にするべきではない。(自治体) ・異動入力されたフリガナは送付先情報に含まれ、個人番号カードの点字表記にもなることから、異動届の内容と転出証明書に記載されたフリガナの二重確認で入力ができるため。(自治体) ・転出証明書に記載がある場合、転入届の際の記入が省略できる。(自治体)
2	新世帯主	<ul style="list-style-type: none"> ・転入手続き時、本人からの聞き取り及び手続きをスムーズに進め、誤入力を防ぐため。特に複数世帯がある場合、聞き取りの指針となるため。(自治体) ・転入者が世帯主となるのかを確認したい。(自治体) ・既存世帯への転入の場合転入先世帯を特定するため。(自治体) ・夫婦であることが特定しやすくなるため。(例えば、妻が転入一部で夫の世帯に入る場合など)(自治体) ・新住所の世帯主を確認し、住民登録を行うため。(自治体) ・転入届時の世帯確認に必要なため。新世帯主が記載されていることによって、あらかじめ世帯の把握ができるため。(自治体)

		・転入地での一部転入時の確認や転入世帯の確認など住民の届出の確認にできるため。(ベンダ)
3	年金関連	<ul style="list-style-type: none"> ・加入している年金を確認し、必要な年金手続きについての的確に案内するため。(自治体) ・新世帯主・年金資格有無・年金資格取得年月日・年金資格喪失年月日・国保退職者の該当の有無(記入がないとそれぞれ確認する必要があるため)(自治体) ・転入の際保険証、年金関係の手続きを一括で行うため。住民は自身の年金資格について把握していない場合もあり、聞き取りだけでは不十分なため。(自治体) ・転入先の処理の効率化に役立っている。転入後の案内を行いやすくするため。(自治体) ・他課連絡業務を円滑に行うため、確認を簡単に行えるようにしてほしい。(自治体)
4	年金資格取得年月日	・届出日より異動日を遡って転入する際に、保険の加入日がいつになるかの参考となるため。(自治体)
5	国保退職者の該当有無	・転入手続の際に参考をしているため。(国保担当者との連携)(自治体)
6	異動事由	・転入の際に確認しているため。(自治体)
7	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・備考欄に記載している項目があるため。(自治体) ・出生による経過滞在者の経過する日等は備考に記載することが適当とされている。(ベンダ)
8	交付回数	・初回交付なのか、再交付なのかがすぐに見分けられ、二重登録を防ぐことができるから。(2回目以降の発行の際に「再発行」と表示でも可)(自治体)
9	届出年月日または住所を定めた日	・どちらかの項目がないと遡っての転入処理に支障がある。(自治体)
10	発行年月日 文書番号 証明番号 証明者印・公印	・契印しない場合に、複葉の証明書の一体性を確保するため出力が必要。(自治体)

<一覧表にはないが追加すべき項目>

	項目番号	追加すべき理由
1	ふりがな	・住基システム入力、口頭呼び出し、住基ネットの名寄せで必要だから。(自治体)
2	旧世帯主氏名カナ	・誤入力防止のため。(自治体)
3	通称名	・外国人の通称名の証明となるため。(自治体)
4	新世帯主氏名	・確実な事務処理に資するため。(自治体) ・異動により新世帯主の登録をする場合もあるため。(自治体) ・現行の転出証明書に記載されているため。(自治体)
5	再交付時の「再交付」の表示	・二重の住民登録を防止するため。(自治体)
6	異動形態の「一部」「全部」の表示	・人口動態統計調査に必要なため。(自治体)
7	国保等の資格について、表示の仕方を統一する	・資格の読み取り間違い等を防ぐため。(自治体)
8	学齢の有無	・対象者確認を容易にできるため。(自治体)
9	福祉医療該当の有無	・対象者確認を容易にできるため。(自治体)
10	障害者手帳保有の有無	・手当等担当課での手続きが必要なため。(自治体) ・来庁者の方に聞きづらい内容であるため。(自治体) ・対象者確認を容易にできるため。(自治体) ・手帳の住所変更等、役場で対応する手続きに関係するもののため。(自治体)
11	要介護認定の有無	・認定有だと案内する課があるため。また、来庁者本人からの聞き取りで情報がとれず、前市町村に問い合わせることもあるため。(自治体)
12	転出先住所	・除票になったとき必要。(自治体)
13	方書	・マンション名が住所欄に記載するのか方書欄に記載するか分からないので、方書欄を別に作成してほしい。(自治体)
14	未成年者の就学区分	・他課連絡業務を円滑に行うために、幼・小・中といった就学区分の記載してほしい。(自治体)
15	転出情報を付与した QRコード	・手入力を極力なくし、誤入力をなくし負荷軽減するため。(自治体)
16	ページ/総ページ	・複数枚になった場合、同じ証明書であることを確認するため。(自治体)
17	消除欄	・備考でもよいが、基本備考の証明はしないため。(ベンダ)
18	注記(転入をした日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を行う必要がある旨の記載)	・手続き漏れ防止のため。(ベンダ)

転出証明のレイアウト案 不具合・懸念事項

問7-2 転出証明書のレイアウト案（個人・世帯それぞれ）について不具合や懸念

	不具合や懸念（いずれかの項目で「ある」を選択した場合記入）	使用 上	実装コ スト	その 他
1	<ul style="list-style-type: none"> ・国保等の資格欄が異動者情報（氏名等）と離れていると、世帯人数が複数の場合に確認がしづらい。一人につき、住所～国保資格等の情報まで一連の記載がされている方がよい。（自治体・ベンダ） ・本籍欄の下に国保等の資格欄があると間違えにくい。（自治体） ・該当欄を番号ではなく氏名にした方がよい。（自治体） ・レイアウト例以上の人数になった場合、項目欄はどうなるのか。（自治体） ・A4 横形式の転出証明書があり、横1列に4情報等と資格有無を配置することができる。現在のサンプルは縦形式で、1人目の4情報の欄と資格有無の欄が離れているので、転入先市町村での入力の際見づらい。（ベンダ） 	ある		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号と住民票コードは誤入力事案が多いため、並列させないでほしい。（自治体） ・個人番号と住民票コードは、入力の順を考え、住民票コードを上にしてほしい。（CSから出力される転出確認証明書と同じ順番にしてほしい）（自治体） 	ある		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号と住民票コードは4桁区切りにした方がわかりやすく、入力誤りを防げる。（自治体） 	ある		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主氏名は住所欄の横に記載してほしい。（自治体） 	ある		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名のフォントサイズは（タイトルよりも/可能な限り/12くらいに）大きくしてほしい。（自治体） ・該当者情報のフォントは大きくしてほしい。（自治体） ・「多くの人数を1頁に収める」ことが優先となり、文字フォントが小さく見づらくなると、事務効率が悪くなる。（自治体） 	ある		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・縦の印刷だと資格欄が分離したり、住所や氏名を2段表示にしたときにわかりにくくなるため、横の方が良い。（自治体） ・レイアウト案について、自治体によってA4版か、A5版を使うかが分かれており、パッケージとしては両方準備している。標準仕様としてどちらかを明記することで中長期コストの削減につながる。（ベンダ） 	ある		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚になるべく多くの人数を記載可能にしてほしい。（自治体） ・1枚に5人分の出力を希望する。（自治体） ・レイアウトは1枚あたり3名しか出力できないため、4人世帯が多いため印刷枚数が増えてしまう。※運用コストの問題。（ベンダ） 	ある		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名欄や本籍欄が小さく、文字切れリスクがある。（自治体） ・文字超過割合を低減するため、できる限りの文字数を記載する必要がある。記載文字数と、文字超過した場合の運用も併せて標準化願う。（手書き指示書を出力する、等）（ベンダ） ・住民票同様、氏名欄の不足が懸念される。続柄も文字数が少なく 	ある		

	3世代ほどで記載が行えなくなるため、生年月日欄を縮小し、その分続柄欄を拡大されることが望ましい。(ベンダ)			
9	・通称の記載と削除は別葉としているので様式を示すべき。(自治体) ・通称の記載と削除に関する事項を別様式で添付している。(ベンダ)	ある		
10	・「転出予定日」の項目について、遡って転出する場合はこの表記が変わるのか。使い分けるとするとコスト面はどうなるのか。(自治体)	ある		
11	・異動日後14日以内に届出するよう喚起する者言を追記してはどうか。(ベンダ)	ある		
12	・番号カード保有の有無や国保など住民記録担当以外の業務に関わる項目について、地域化やシステム間連携により住民記録システム上に反映されるまで時間がかかることが想定されるため、転出証明書に最新の情報が載せられない点が懸念される。(自治体)	ある		
13	・現状のシステムは、日本人住民/外国人住民に依らず枠を固定で配置し、タイトル及び記載項目を日本人/外国人で切り替えて印字している。(例)旧氏項目と通称項目を同じ枠に配置し、日本人住民であれば旧氏を、外国人住民であれば通称を印字。(ベンダ)	あり		
14	・住民票コードと個人番号を手入力で行うことは、誤入力のリスクがあるため、QRコードを読み込み特例転入のようなデータを取り込む、もしくは、特例転入データ+転出証明書のような形で極力手入力しない仕組みにしてほしい。また、各市の方書はAIで自動判断し、入力業務でRPAを利用できるとなるとよい。(自治体)	ある		
15	・項目の追加やレイアウトの統一、仕様変更のコストが気になる。(自治体) ・国庫による補助をしてほしい。(自治体) ・帳票の項目配置まで統一することを目的としている場合には、改修工数が大きくなる。(ベンダ) ・転出証明書は現行様式との差が少ないため、住民票に比べ実装コストは抑えられる。(ベンダ) ・複数国籍世帯の転出証明書について、日本人住民、外国人住民で記載する枠を動的に変更する必要がある場合、大幅な改修工数が見込まれる。(ベンダ)		ある	

その他記載項目やレイアウト案への意見

問8 記載項目やレイアウト案に関してその他の意見

その他記載項目やレイアウト案への意見	
1	・住民票に住所修正・行政区画変更等が生じ、住所が追記された場合、前住所時の転入・転出の住定日及び事由が移記され、住定日と事由の関係は保たれるが住所と事由の関係は錯覚される表現となる。また改製された場合は、従前の住所及び事由は移記されないで理解しがたい住民票となる。(自治体)
2	・外国人住民が増加しており、転入の入力業務にかなりの労力を割いている。簡単な操作で誤入力なく合理的な事務処理ができるよう、転出証明書へQRコードを掲載するなどの仕組みを検討し実現してほしい。住民の待ち時間短縮にもつながる。(自治体)

	<ul style="list-style-type: none"> ・今後 RPA のために OCR 処理等を考慮する場合、住民票の写しや転出証明書の枠を固定した方が読み取り精度は向上すると想定されるため、それを踏まえてレイアウトを検討してほしい。(ベンダ)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票で「前住所」が「転入前住所」となるのはありがたい。前住所と標記しながら一つ前の住所以外（前々住所等）が表示される事例があり、クレームをうけることがある。(自治体) ・市の窓口では「前住所」の記載された住民票請求が多い。住民基本台帳法第7条7項の記載事項ではないが、転入者に限らず標準項目に記載を要望する。(窓口では履歴有の住民票を発行することによりカバーできるが、コンビニ交付では履歴有の証明書が発行できないため)(自治体)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・改製の考え方をなくし、1異動1葉とすることで、任意の異動事由を発行抑止する場合も住民票単位で制御が可能となるため、管理も容易になる。また、除票についても、除票DBのレイアウトを「中間標準レイアウト」で別管理することを検討されていますが、「住民票として出力可能とするか否か」等の項目を追加する事で対応可能である。(ベンダ)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交付住民票や特例転出確認書等の全国共通で使用されている様式をベースとして標準化を進めてほしい。(自治体)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項証明書の項目を充実(課税証明など)できないか。様式への記載項目数を市町村で選択できないか。(自治体)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・通称の履歴などを出力するときに改ざん防止用紙を2枚以上使用するため、自らホチキス止めをしなければいけない点が懸念される。(自治体) ・必須ではないが、本市では偽造防止のために文書番号の中に自治体コード、発行した端末名、発行時間(ミリ秒まで)を含めている。記載を行えば、発行履歴との突き合わせ時に有用である。(自治体) ・様式としては様式案頁9の「住民票(個人票)」を基本とし、通常は様式案頁7の「住民票(個人票世帯連記式、世帯票)」で運用されることで改竄防止用紙削減にも繋がる。(ベンダ)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(個人票)のレイアウトについて、続柄より前に世帯主氏名を表記する方がいいのではないかと。転出証明書に記載の個人番号や住民票コードは見やすさの観点から、通知カードのように4ケタずつ区切っていただきたい。(自治体)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書について、通称や旧氏の記載履歴については実務上必要と考えるが、どのように位置づけるのか。(自治体)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・偽造防止用紙を使用することを前提とした場合、フォント9ポイントでは非常に見づらいものとなる。(自治体) ・OCRの導入が進むまでは、個人番号・住民票コードのフォントを見やすくしてほしい。(自治体)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・行幅が従来より狭い。ごちゃごちゃになる気がする。(自治体)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(個人票)で住所の異動履歴をできるだけ多く表示してほしい。(自治体)
13	<ul style="list-style-type: none"> ・付記転入制度(カード保有者要件)を見直し全ての転入届出入力で住基ネット情報が利用できれば、転出証明書という紙媒体は不要なのではないか。(自治体) ・過去の異動を住民票で公証する必要性が有るならば、「住民票(個人票)」を複数葉出力し契印にて1式(「住民票(世帯票)」は最新情報のみの出力と考えています)とするか、除票記載事項証明にて必要とされた項目のみ証明することで運用可能である。尚、除票の写しについても同様のレイアウトで対応する場合には、転出の届出が有った場合の転出先及び転出の予定年月日(法24条)、住基ネットを経由して通知される転出先や転入通知日、死亡、職権消除等消除された旨は、「転入前住所」欄の下に記載されると想定しているが、今後記載例を作成される際にご提示をお願いしたい。(ベンダ)

14	<p>・住所履歴の表示については別途検討とされているが、今回示されている住民票の写しのレイアウトには「転入前住所」欄が存在している。表示の方針を決めていただかなければ判断できかねる。（自治体）</p>
15	<p>・証明書として、過去の履歴を複数求められる場合があり、その際は改製原住民票も発行している。備考欄に改正した旨がないと証明書のつながりが不明になる。（自治体）</p>
16	<p>・前住所は、都道府県から記載してほしい。（自治体） ・住所欄のスペースは記号を用いて、スペースが必要であることを明記されていると分かりやすい。住民票コードおよび個人番号は4ケタ空欄4ケタの形で記載されていると確認しやすい。項目は上にまとめて記載されると分かりにくいので止めてほしい。該当者毎に項目を記入してほしい。（自治体）</p>
17	<p>・生年月日不詳の人の表示及びありえない日付が正となる生年月日（大正15年12月25日生まれなど）の人などの対応は（日本人は戸籍表示が正・外国人は在留カードが正）ベンドでばらつきがあるのではないか。連携システムへの影響も不明だが、連携システム側の改修が必要な場合費用負担はどうか。（自治体）</p>

参考資料についての意見

問9 参考資料等に関する意見

	意見
1	・住民票（個人票世帯連記式）の表記について、複数ページがある場合の2枚目の記載例、枠内で「以下空白」と入る例や続柄や日付など表記のパターンを混ぜた例、住民票（個人票）の備考欄の表記例を入れてほしい。（自治体）
2	・〈論点5〉について、DV等支援措置対象者については、アラート表示の徹底すること。また、支援措置対象者は諸事情により、再延長の手続が期間内に行うことが困難な場合も多々あるので、期間満了到来時の自動解除設定は好ましくない。（自治体） ・住民基本台帳の記録は他課（税、国保、年金、福祉、介護、子育て部門等）も利用するため、個人情報の漏洩するリスクはできるだけ避けたいと考えている。そのため、当町では支援措置対象者の住所表示は、住基担当者のみ表示されるように設定し、その他の職員の端末は、支援対象者へアクセスするとアラート表示した後、個人の画面に切り替わらず、検索画面に戻るようブロックするなどの対策をとっている。（自治体）
3	・（地域情報プラットフォームをより発展させた）自治体が保有すべきデータ標準を定義すれば、自ずとデータ移行やデータ連携は可能になる。同様に、様式・帳票類においても、入力もしくは記載の必要な項目だけを定義することとし、レイアウトは不問とすることで、標準化が進み易くなるのではないかと。（自治体） ・住基ネットとの連携、電子申請についても対象として検討してほしい。（自治体） ・原票の記載事項の変更を異動事由とともに保存するとの記載に関し、移行データ等ですべての履歴が管理されておらず、原票の履歴との紐付けが困難となるケースが想定される。（ベンダ）
4	・標準仕様の妥当性の検証はどのように進められるかについて記載してほしい。（自治体）
5	・自治体ごとに文字データが異なることがシステムの標準化・共通化の障害となっているので、共通化を進めてほしい。（自治体）
6	・内容が膨大であるため、本意見照会の回答の参考とするには要点等もう少しまとめてほしい。（自治体）
7	・主要論点以外も今後ベンダ等の意見照会を行うスケジュールとなっているようだが、全ベンダの機能・帳票一覧を比較するなどして、重要な機能や考慮・検討が必要な機能などが取りこぼされないように進めてほしい。（自治体）
8	・デジタル手続法の理念に基づき、印鑑は廃止すべきではないか？ ※ベンダを変える際、印鑑イメージデータの移行が必要なため工数がかかっている。 ・外字については、戸籍を除き即時廃止すべき ※住民票等を提出する先である金融機関等では外字を使用していないが、証明書との表記の差は問題にならないのか？ マイナポータル等のインターネット系システムでも同様（自治体）
9	・改製を発生させない前提とした場合、住民票発行時にタイトル等にも「改製除票」や「改製原」といった表記がされないものと考えているが、そうなった場合、仮に過去の変更履歴に関する証明書を発行した際、受領した側はその証明書がいつ時点の情報を証明するものか判断が困難になることが想定される。過去の住民票を最新の情報として提出されてしまう等の問題は発生しないか懸念される。（ベンダ）

システムの標準化・共同化全体について

問10 システムの標準化・共同化全体についての意見

システムの標準化・共同化全体に関する意見	
1	<p>・自治体が基幹システムのうち、敢えて「住民記録システム」だけを個別に調達・導入・更新することはまず「無い」と思われる。つまり、コストや利便性を考慮すると「税、国民健康保険、収納消込、国民年金、印鑑登録、選挙人名簿、学齢簿、宛名・住登外」までは最低限のパッケージとして一括りで構築するはずである。そもそも「住民記録システム」だけ「標準化」することを論じている時点で、自治体向けシステムを開発する各ベンダに対して「標準化」を促すための影響力を持つことができないと思う。 （自治体）</p> <p>・システムの標準化については賛成するが、現在住民記録システムは、総合行政パッケージシステムを採用しているため、共同化については二重投資となり賛成できない。 （自治体）</p> <p>・既存基幹系システムでは、住民記録システムだけではなく複数の機能が集約されている。全国共通クラウドとして住民記録システムだけを取り出した場合、既存機関係システムに情報連携する必要が発生し、コスト削減にはつながらないと考えられる。全国共通化という観点では、既存住基ネットを改修し利用するのがスムーズではないか。（自治体）</p> <p>・今回は住民基本台帳分野に絞った検討を行っているが、実際に調達を行う際は、パッケージとして、その他多くの分野を含んだ調達を行う必要があることから、その他の分野の仕様が決まるまでは、パッケージ全体の標準化を図ることができない。標準化・クラウド化を行うのであれば、パッケージ全体として標準化されていることが望ましい。 （自治体）</p> <p>・標準化に関しては住民記録だけでなく、税、福祉等を一括して標準化の対象として進めてほしい。一部のサブシステムの標準化だけでは、逆に既存システムへの影響・負担が大きいためであり、標準システムの最終系を目標にして推進することが、地方公共団体全体のコスト削減につながる。（自治体）</p>
2	<p>・「共同化」・「クラウド化」は「コストダウンに効果的」というワンイシューで進められようとしているところが気になる（自治体での人的効果として、業務量の削減を挙げているが、すでに多くの自治体で人員不足による過重労働が発生しており、「共同化」・「クラウド化」へ移行することで、その状況がコストに見合う分の改善があるとは思えない）。もともとは自庁（オンプレミス）式でシステム運営をしていた自治体がクラウドに移行すると、データ移行費及びデータセンタへの接続回線費、さらにはサーバ等冗長化費用の増嵩で、結果的にコストアップとなることも大いにあり得ることが例示されていない。また先般、「日本電子計算」による全国50数団体のクラウドサービスの長期間停止の事例も発生したことから、「クラウド化」及び「共同化」に伴うリスクについても事前に説明があつて然るべきと思う。（自治体）</p>

3	<p>・業務標準化と並行して進めることで効果が高まるものと思われるため、機能要件の整理の際に要素を取り入れるか、別途ガイドラインを策定する等の対応をしてほしい。 （自治体）</p> <p>・今回提示された基本的な要件に関しては、住民基本台帳事務を行うにあたり、大きな問題となるものは少ないものと思われる。ただし、この先に詳細化される部分が市町村での運用において微妙に異なる点が多く、カスタマイズの要因となり得る要件が発生する。この振れ幅を①各市町村にてカスタマイズとするのか、②パラメータ等の設定により柔軟に市町村の希望に沿える仕様とするのか、③振れ幅が無いように事務を合わせるのかで対応する必要がある。本取組みの趣旨から考えれば、③が望むべき道と考えるが、この場合、全国の市町村において、標準仕様のシステムに事務を合わせる形の「事務の標準化」も避けては通れない道であることを念頭に置いてほしい。（自治体）</p> <p>・目指すべき姿としてはとても素晴らしい。これが実現すれば、財政的にも莫大な節減効果が期待できる。この効果は、より早く実現するほど大きくなるため、その他の分野についても、同時並行的に早急な検討を行い、標準仕様・標準業務フローとして示していただきたい。（自治体）</p>
4	<p>・デジタル手続法に伴う戸籍附票システムの改修や既存住基システムや住基ネットシステムの連携による改修が令和2年度以降段階的に行われるが、その改修と今回の標準化のための改修が重複しないのか。無駄のない効率的な改修スケジュールで実施できるよう検討されたい。（自治体）</p> <p>・システム改修のスケジュール等、ゆとりのある情報提供をお願いしたい。（自治体）</p> <p>・スケジュールを見る限り自治体の意見が反映されるのか、それを踏まえた上で、十分な協議が出来る時間があるのか疑問。（自治体）</p> <p>・標準仕様に基づくシステム調達については、カスタマイズの抑制並びに業務の見直しの観点から取り組むべき事項と考えているが、賦課・徴収等も同じパッケージを利用しており、それらのシステムも標準仕様となることに期待している。現時点では「経済財政運営と改革の基本方針2019」や新聞記事等の情報のみで具体的な取組スケジュールが把握出来ず、住民記録システムが先行した場合にいかに対応すべきか不安。（自治体）</p> <p>・標準仕様の公開までのスケジュールは公表されているが、それ移行のスケジュールも公表してほしい。改修には一定の時間がかかる可能性があり、各ベンダが公平になるように考慮してほしい。（ベンダ）</p> <p>・仕様を示したとしても、各自治体で既存の業務フローを変更し、クラウド化まで持つていくには、非常にマンパワーが必要となる。システム部門の職員は、本自治体（人口約8万人）の規模であれば2~3人でなんとか回しているところが多く、現行業務に加えて、業務担当課やクラウドグループ間の業務内容調整を行うのは困難で、実現できない自治体も多いと予想される。業務標準化・クラウド化を進めるにあたっては、県が主導役となり、半ば強制的に県内市町村を取りまとめて推し進めなければ実現は困難と思われる。システム調達の県単位化についても、検討の余地はあるのではないか。（自治体）</p>

5	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に導入する際は、現場の人間に極端な負担が生じないように余裕を持った移行期間を設けてほしい。（自治体） ・大規模のメーカー系ベンダは標準仕様書への対応が短期間で可能かもしれないが、中小規模のベンダの場合、機能改修にかなりの期間と費用が必要になるため、標準仕様機能への対応猶予期間等を設けてほしい。（ベンダ） ・他社ベンダからシステムを切り替える場合に標準仕様書での調達は良いが、既存システムのレベルアップ等の場合に、標準仕様書で調達が行われると、カスタマイズが行われているシステムに標準仕様の機能を追加することになり、さらにコスト増となる可能性が出てくるため、標準仕様書は新システム導入時にのみ利用する等の制限があってもいいと思う。（ベンダ） ・法改正により帳票の様式やエラー・アラートの内容が変わると想定されるが、更新タイミングを教えてほしい。（ベンダ）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の実務レベルでの検証を繰り返すことでシステムの標準化、共同化のレベルが高められるものと思う。（自治体） ・窓口事務では、新任職員やシステムに疎い職員など幅広い職員が従事しているので、住民記録システム（本番系）と同様のテスト環境をシステム標準化で検討してほしい。（自治体）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・人口規模などにより3パターンくらいの標準化の答えがあっても良いかと思う。（自治体） ・当自治体では、土地の名称と行政区名が異なっているところがあり、住所欄に住所の表示と合わせて行政区名を括弧書きで表示しているが、同様に自治体によって詳細な設定が多々あるため、こうした意見も取り入れてほしい。（自治体） ・大規模自治体の業務にも対応したものとしてほしい。（自治体） ・特に政令市等においては、パッケージではなく独自仕様となっているところも多いことから改修に係る経費やスケジュール、またデータ移行等を現実的に行える内容で、政令市にとっても実現可能な規模感を持った仕様としてほしい。（自治体）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システムの情報は、他の様々なシステムへ連携しているため、住民記録システムを標準化することに伴う、既存システムの改修についても大幅なコストが発生することが予想される。また、住民記録システムのみを切り離した場合は、他業務との連携に問題が生じないか不安がある。コンビニ交付との連携への影響も懸念している。（自治体） ・他の課との連携などはカスタマイズなのか。複数の目で確認後住民異動を確定させているため、住民票の入力確定前に確認用の帳票が出力される設定としてほしい。（自治体） ・住民記録システムと住基ネット連携用サーバ（既存住基システム）等の連携において、標準化した際に連携方式に幅を持たせるといったシステム設計が必要である。 ・住民基本台帳事務は、自治体の根幹となる情報の取り扱いであるとともに、住基異動を起点に様々な手続に関連するため、より円滑な処理が望まれる。将来のデジタル社会を視野に標準化を図るという方針に沿って、例えば、転出証明書の自治体間連携等のような検討が進むことを期待する。 ・当自治体ではオープン系パッケージを採用しており、各業務間（住基と税など）の「業務間連携」というものは存在していない（同じシステムの中にあるから）。最近では業務の外出し（アライアンス化）により他ベンダ提供のシステムが導入されているが、未だに宛名連携等は日次バッチ方式、それもテキスト情報の送受信といった原始的な手法に過ぎない。地域情報プラットフォーム準拠のパッケージを謳っているが、現実的な連携はそれに沿っておらず、結果として各業務で異なるベンダのシステムを導入したところで連携コストが高止まりし、ベンダロックインから抜け出せないのではないかと危惧がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他のシステムとの情報連携をどう考えているか。例えば戸籍と税は別ネットワークで連携をかける必要があるが（戸籍は別 NW との指定があるため）VPN を二つ引く等のコストメリットに劣る対応を行うのか。また、先に共同化を図った国保システムや財務システムについてはどのような評価を下しているのか総括していただきたい。標準化が必ずしも業務及びコストの低減に寄与していないと考えているがいかがか。（自治体） ・住民記録システムからは介護保険、後期高齢者医療保険、福祉系のシステムなど多数のシステムへデータ連携しており、相手ベンダの連携フォーマットに合わせて連携プログラムを作成している。連携フォーマットが統一されれば、実装・保守のコストは大幅に削減できると考える。こちらもぜひ検討してほしい。（ベンダ） ・そもそも、住民異動の手続きを手入力前提ではなく、デジタル手続前提で設計し、データ連携等の簡略化を実現してほしい。（自治体）
9	<p>データをデータベースに保存するときに、不要文字やタグを削除する機能を盛り込んでどうか。他システムとのデータ交換時に不要文字やタグが残っていると不具合の原因になる場合がある。（自治体）</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・転出に限っては証明書を標準化するのではなく、住基ネットが保有する転出者情報を各自治体の住基システムと連動（情報の読み込み）することで、入力時間が削減されたり、入力精度の上昇につながると考える。OCR や RPA の使用を見据えたときに、転出証明書のレイアウトが統一されていると便利だとは思いますが、長期的な視点においてはそれに代わる手法が生まれると思う。（自治体） ・入力事務の効率化から、特例転入と同様に、通常の転入の際にも転出情報を住民記録システムで引用できるように要望する。（自治体） ・住民記録システムは全国共通の業務であり、自治体による差異はないため、より効率的な業務運営を可能とするように、住民基本台帳ネットワークシステムとの一元化について検討してほしい。（自治体）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・国がシステムを構築し、各自治体へ無償配布する方法でないと思えないと思われる。なお、この場合においても次の問題は残る。（自治体要望の反映方法、迅速なシステム改修） ・システムを標準化するのであれば、住民基本台帳ネットワークのように各団体にシステムを提供するようにしても良いのではないか。（自治体）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する文字の統一を早急に対応願いたい。文字デザインの差によるトラブルや住民の混乱をなくすためにも、統一文字の使用の調整を図っていただきたい。（早急に戸籍、住基、マイナンバーのすべての文字の統一を希望）メーカーごとに異なる外字を統一することで、文字の整合性の向上や待ち時間の短縮につながる。また、住民票や転出証明書の様式を標準化することにより、市町村ごとによるデザイン差がなくなるため、記載事項の見落としや記載内容の確認などに要する時間などが削減されるのではないかとと思われる。（自治体） ・外字やフォントについてはぜひ標準仕様書で定めてほしい。さらに共通化する前のフォントが使えない場合について検討し示してほしい。（自治体） ・住基ネット及び各市の住基システムや戸籍システムで使用している文字について、同一の文字を表しているのに字形が異なるために、住民の方や企業が困惑されるケースがある。住民の方や企業への利便性に資するため、また各市町村でデジタルの連携を図るためにも文字の統一がシステム標準化の前提になると考える。（自治体） ・文字コードに関しては住基ネット統一文字に統一できないか。このタイミングで統一できない場合データ移行時に各ベンダ間での変換テーブルを作る作業が継続してしまう。あくまで住記上の表記とし、無理に戸籍と合わせる必要はないのではないかと。デジタル手続法にて同一人の整合性は担保できると認識しているため。（自治体） ・市町村独自の外字設定をしている場合の標準化移行への配慮が必要。（自治体）

	<ul style="list-style-type: none"> ・文字コードの取り扱いについて、自治体ごとに文字コードが違うことによる確認や、文字の同定・変換が障壁となってデータ移行にコストがかかるデメリットがある。戸籍と同じ文字を使う点も考慮し、標準化を進めてほしい。（自治体）
13	<ul style="list-style-type: none"> ・当自治体では住民記録システムにおいて、住民一人ひとりに「宛名番号」という独自の管理番号を付番しているが、新システムにおいてどうなるのか。（自治体） ・市町村独自で住民を管理するキー（宛名番号等）を汎用的に設定できること、住登外宛名番号の管理方法についての考慮が必要である。（自治体） ・転入・再転入時、統合宛名（住登外管理）にある人の管理（宛名）番号を適切に引き継ぐ仕様を検討してほしい。（自治体） ・住登外の方の転入の際、同一人物の特定ができないと税務関係事務で不便になるため。検討の余地がある。（自治体）
14	<ul style="list-style-type: none"> ・転出予定日より14日経過しても転入手続きを行っていない場合は、転出地において職権消除となる機能を標準搭載してほしい。（自治体） ・全体的なシステムのことで、ポップアップで申し送りなどを入れられる機能がほしい。（自治体）
15	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関して、支援者が窓口で証明書請求に来た場合、交付制限の解除操作に時間がかからず、解除後10分後には自動で制限がかかる等、なるべく簡素的な仕様にしてほしい。解除が複雑であれば本人を窓口で待たせることになるし、自動で制限がかかれば、制限のつけ忘れ等を防ぐことができるため。（自治体） ・DV支援者の設定で、仮ロックの人と本ロックの人の見分けがつくようにしてほしい。（自治体） ・住基システムからDV支援者の名前、住所等が反映された申請用紙が出るようにしてほしい。（自治体） ・DV支援における住所非表示はポップアップメモによる注意喚起よりも抑止効果は高いと考える。（自治体） ・印鑑登録とDV支援措置関係の業務等についてむしろ踏み込んだものを標準仕様書に載せてほしい。（自治体） ・DV情報について、住民記録システムの中で管理し、他自治体への依頼文書等の作成が標準仕様になると良い。（自治体）
16	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書の請求用紙をシステムから出力し、集計（日計、月計、年計）を可能にしてほしい。（自治体） ・統計データもベンダが変わると過去のものが取れなくなることがあるので、標準仕様書で示すという意見に賛成。（自治体） ・住基データを基にした統計やアンケート等、行政内部での利用が多く存在するため、職員が条件を指定し抽出できるような仕組みがあると、データを基にした施策が効率的に立てられる。（自治体） ・現行システムにある在留関連事務における各申請書の出力機能、個人番号関連事務における送付先情報の連携機能、人口統計等に係る各種帳票出力機能等があるとよい。（自治体） ・旧情報と新情報が記載される異動処理票という書類があり、入力後のチェックや他課への情報共有に使用しているので、様式に追加してほしい。（自治体）
17	<ul style="list-style-type: none"> ・RPAやAIの導入を前提とした標準業務フロー、標準仕様書についても将来的には提示してほしい。（自治体） ・当自治体では「電子申請や総合窓口などによる住民サービスの向上」、「AIやRPAによる内部事務の効率化」等、次の段階に移りつつある。例えば住民異動を電子申請で行う場合の事務フローの検討、それに伴い必要となるシステム機能要件の定義等、近い将来必要になる事項については検討してほしい。（自治体）

	<ul style="list-style-type: none"> ・帳票のレイアウトの標準化については、住基事務のRPA導入が容易となるので、強力で推進してほしい。（自治体）
18	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書に4情報や転入先で手入力や手書きが必要な項目をXMLにより2次元コード化して印刷しておき、転入先の自治体で2次元コードを読み取り、届出書への直接印字やシステムに直接取り込むことにより、誤入力の防止と処理の効率化を図るべき。2次元コードの情報は暗号化保存するなどして情報の保護も検討してほしい。在留資格者についても法務省システムの確認画面に同じく2次元コードを表示させ、誤入力の防止と処理の効率化を図るべき。（電子媒体を使用しないため、安価で安全な方法と史料する。）（自治体）
19	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットでも障害により更新できないこと等があるため、標準化・共同化にあたってはサーバの負荷等システム障害の原因となるものについて十分に検討してほしい。（自治体） ・市町村独自で調達している周辺機器との対応を確保してほしい。（自治体）
20	<ul style="list-style-type: none"> ・意見照会の際はもっとわかりやすい資料で、もっと期間を確保してほしい。（自治体・ベンダ） ・実際に不具合が生じることを一覧にしてわかりやすく示してもらえれば、それ以外でのメリット、デメリットを考えるきっかけになる。（自治体）
21	<ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書が公開された後に、今と同様ベンダの手厚いサポートを受けられるようにしてほしい。（自治体） ・標準仕様書公開後の問い合わせ窓口や問い合わせ方法を示してほしい。（ベンダ）
22	<ul style="list-style-type: none"> ・システム連携や回線費用にコストがかかることを懸念している。（自治体） ・補助金等について検討して、示してほしい。（自治体・ベンダ）
23	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への強制力や費用負担、プロモーションについては検討する必要がある。（ベンダ） ・ベンダに対し、標準仕様への準拠を強く要請してほしい。（自治体）

履歴についての考え方（案）

I 履歴についてのデータ構造

1. 標準化の方針

我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中であっても、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担の削減を進める必要がある。

自治体内システム間データ連携の標準として「地域情報プラットフォーム標準仕様」が、また、システム更改の際のデータ移行時のデータ形式の標準として「中間標準レイアウト仕様」が定められているが、両仕様とも、氏名・住所等は規定されているものの、住民の異動履歴については、現状では、自治体・システムベンダごとにデータ構造が異なっているため、規定されていない。そのため、システム間データ連携のためのカスタマイズが生じ、また、システム更改の際のデータ移行時には自治体の人的・財政的負担が新たに生ずることから、ベンダロックインの原因ともなっている。

データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさせるが、中長期的な視野に立った場合、システム間データ連携やデータ移行の度に生ずる自治体・ベンダの負担を解消させることとなり、今後、飛躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、より広域的に、シームレスに対応していけるための基盤整備として必要なものである。

そのため、住民記録システム標準化の目的である「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする」を踏まえ、住民の異動履歴のデータ構造についても標準化を進めるため、データ項目の関係性の明確化を図ることを目標に据えることとする。

2. 標準仕様書への記載

【標準仕様書案】

住民票原票データについて、3において検討する標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。

【考え方・理由】

「標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する」とした理由は、現行では、各ベンダの既存パッケージシステムは、それぞれのデータ構造に対応したものとなっており、これを改修することは膨大な作業量とコストを要することが予想されることを踏まえ、標準データ構造への移行を円滑かつ合理的に実施し、標準データ構造の早期実現に伴う期間・改修コストをできるだけ抑制しながら、「(目的1) カスタマイズを原則不要にする」及び「(目的2) ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする」を実現しようというものである。

具体的には、例えば、標準データ構造に従った最新のデータを一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、ベンダの既存パッケージシステムに取り込み、また、ベンダの既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。

なお、その場合でも、標準データ構造に従ったデータは常に最新にしておくことが求められる。この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。

他システムとの連携について、標準データ構造の中の具体的にどの項目をどのシステムと連携させるかは別途検討する。

3. 標準データ構造案

準構成員への意見照会の結果、以下のようなデータ構造があることが分かった。これらを比較検討し、標準データ構造を決定する。

① 項目ごとに履歴データを持つ方式

(例)

最新表：最新情報を保持（改製原においては改製時点データ）

履歴表：住民票記載事項の各項目に対する履歴を保持

項目ごとに履歴表がある。

履歴_個人氏名

履歴_性別

履歴_生年月日

履歴_住民票コード

履歴_現住所

履歴_世帯主

履歴_続柄
履歴_本籍
履歴_筆頭者
履歴_備考

異動ジャーナル表：異動の前・後データをジャーナルとして保持

② 時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式

(例)

- ・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。
なお、世帯に関するデータも個人ごとに保持する。
- ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。
- ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。
- ・履歴番号が最大のデータを1件 SELECT することで、その個人の直近データの全項目を取得する。

例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別
0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000002	1	0000100	松町8番地	青木 花子	2005.12.30	女

③ 時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式

(例)

- ・最新原票の情報を管理する個人テーブルと、各項目の履歴を一つにまとめた証明用の履歴テーブルを保持する。
- ・履歴テーブルには、それぞれの行に異動事由を保持し、どの項目が何の事由で履歴ができたのかを把握する。
- ・証明発行時に発行すべき履歴を自動的に判別し、履歴を無限に作成することで、改製の概念はない。

④ 毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

II 住民票の写しにおける履歴の記載

I についての準構成員の意見を踏まえ、以下の3方式を第7回分科会において検討する。

A：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

①-A、④-A

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	××2丁目3番4号	住所を定めた日	令和元年12月10日
		届出の年月日	令和元年12月12日
本籍	〇〇県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 前住所：△△1丁目1番1号 令和元年12月10日 誤記により住所を訂正 訂正前：××2丁目3番3号			

ここは備考欄または統合的に記載する欄とし、各項目の異動履歴を記載する。改製はせず、異動が多い場合は、本欄が次頁改ページして続きが記載される。この欄より上は最新の状態を標記する。

B：異動の履歴を各項目に表示する方式

(消除したことが明確に分かれば良く、下図のように見え消し線を表示する方法もあれば、例えば異動事由欄に「転居(消除)」等の新たな欄を作る方法、住所等記載事項の前後に「(消除)」と記載する方法もあり得る。)

①-B、④-B

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	△△1丁目1番1号	住所を定めた日	昭和55年5月5日
	××2丁目3番3号	住所を定めた日	昭和55年5月5日
	××2丁目3番4号	住所を定めた日	昭和55年5月5日
本籍	△△1丁目1番1号	届出の年月日	令和1年12月12日
筆頭者		筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 令和元年12月10日 誤記により訂正			

各項目の変更した部分を見え消しで表示

C：1異動1葉とする方式

(1異動を1葉として住民票を発行する方式。過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。)

①-C、④-C-1/3

住 民 票 (除 票)

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	× × 2丁目3番3号	住所を定めた日	令和1年12月10日
		届出の年月日	令和1年12月12日
本籍	〇〇県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出			
令和元年12月10日 誤記により訂正			

履歴についての考え方（案）に関する意見照会結果

〔結果〕

回収数 構成員 11団体
 準構成員 7社

〔意見〕

I 履歴についてのデータ構造

1. 標準化の方針に関する意見

<p>構成員 意見：2団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>データ構造の検討範囲の明確化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「異動履歴のデータ構造についても標準化を進める」とあるが、2以降では履歴に加え、原票のデータ構造標準化が議論され矛盾がある。 ● <u>システム間データ連携に関する想定パターンの定義付けが必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「システム間データ連携」は、パターンにより影響範囲や規模感が異なる。 例 A:共通基盤経由 B:総合PKGでDBを共有 C:システム間で個別連携 ※影響（≒コスト）は、A<B<Cと考えられ、Aの場合、連携先システム側の改修は不要。 ● <u>異動履歴を移行対象とすることは不要</u> <ul style="list-style-type: none"> 「システム更改」について、システム更改のタイミングで住民票を改製することで対応できるため。
<p>準構成員 意見：2社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>データ構造の定義・共通化に際し、標準仕様を保守する仕組みが必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ・データ構造はシステムの根幹であり、制度改正対応等は即座に保守し公開が必須。遅くなればベンダ側のシステム改修が間に合わない。 ● <u>データ構造の標準化は、新技術への対応等柔軟な対応が出来ない</u> <ul style="list-style-type: none"> ・標準データ構造案としてRDBが今後も主流になるか分からない。 ● <u>データ構造の標準化はベンダパッケージの根幹の変更、費用と時間が必要</u> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社では当面、『システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用する』の対応となる。既定の「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」に準拠した形式であれば、各ベンダの負担も少なく、標準化が図れる。

2. 標準仕様書への記載に関するご意見

<p>構成員</p> <p>意見：4団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>RDB（リレーショナルデータベース）設計に対する規定が中途半端</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ RDBを前提として回答する。本規定では、メインと履歴のテーブル間のリレーションのみ言及しているが、論理設計の規定であれば、住基DB全体のテーブル間関連を示す全体像が必要。概念設計レベルで住民票と履歴のリレーションでは、正規化まで踏み込みすぎである。 ● <u>「最新のデータ」が連携頻度によって提供するデータが異なる</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日次で異動ジャーナルを連携する場合、同日で同一人物に対して複数の異動があれば、すべて連携する必要があるため。 ● <u>「常に最新にしておくことが求められる」の意味は？</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【考え方・理由】第3文「常に最新にしておくことが求められる」は、ベンダ独自データ構造でのDB管理を継続した上で、求められた時に対応できたら経常時の方式は経過措置の間は拘束しないという理解でよいか。 ● <u>他システムとの連携に関し標準データ構造に従ったデータ項目の参照で可能か</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワンパッケージの場合、各業務の日次業務だけでなく、月次処理、年次処理まで、検証する必要がある。
<p>準構成員</p> <p>意見：5社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ベンダとして必須となる前提事項も考慮されている。 ● <u>内部的な標準データ構造は任意のタイミングとして欲しい</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準データ構造で出力、連携、バックアップは対応するが、法改正や新技術への対応を踏まえ内部的な標準データ構造を必須としないでほしい。 ● 目的の達成には、経過措置のある程度の日安は必要。 ● <u>現存票の履歴と除票・改製原の履歴をわけて考え方を記載すべき</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除票・改製原はデジタル手続法により住民基本台帳ではなく除票簿となったため、履歴の移行方法を同一ではなくてもよい。また、論点4の結論にもよるが、この案から除票・改製原は除くことを明記してはいかかがか。 ● <u>経過措置の設定と連携データ標準化による負担軽減の実現</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置を設けることで各ベンダも計画的な移行が実現可能となり、過大な負担は回避可能、また、他システムとの連携に関して標準的な形式を規定すれば、他ベンダへ移行もスムーズに行えると考え。特に、住民記録を他ベンダに移行する際に、データを切り出して移行結果を検証し、最終データ切り出しデータの時点から新システム稼働までの期間、新旧住民記録の双方に同一の異動を入力（二重入力）する作業が発生する。住民記録からの連携データも標準化されると、新システムへの異動反映が機械化可能となり、ベンダ移行期間に対する職員及びベンダの負担も軽減される。

2. 中長期的に見て最も良いデータ構造（準構成員のみ）

「②時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式」が最適とするベンダが4社と最も多い。一方、「③時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式」や「①毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式」は最も良くないとする社が多い。特に④については、改製なしの方針に反することで評価が低くなっている。

なお、中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造は全準構成員がなしとしている。

（選択方式）

- ① 項目ごとに履歴データを持つ方式
- ② 時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式
- ③ 時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式
- ④ 毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

社名	順位	最適	2番目	3番目	最低	「最適」の理由（抜粋）
ア		①	③	②	④	・住民票として管理するのに最適。異動のない履歴項目の重複保有の必要はなくデータ量が少ない。項目毎のデータ追加・更新・削除であり、履歴の修正時にデータ更新が容易。
イ		②	①	③	④	・異動時点での変更項目の把握が容易。最新や履歴の参照の場合も、宛番号や履歴番号をキーで単純に参照でき、大量バッチ処理でも能力が高い。
ウ		②	③	①	④	・誤入力や虚偽申請の場合に、元のデータに戻す事が容易であるため。
エ		②	③	④	①	・データ構造が単純。地域情報PF標準仕様と親和性が高い。（論点1）届出取消・取消処理等や（論点3）改製関係と合致したデータ構造。
キ		②	③	④	①	・データ量は一番大きいですが、住民票データを管理・表示・出力する観点では一番単純な仕組み。各項目の結合が不要であるため、システム上の表示不具合等も発生しにくい。
カ		③	②	④	①	・論点1の誤処理履歴と親和性が高く履歴証明運用が柔軟にできる、重複データが少なく磁気ディスクのロスが少ない。
キ		④	②	③	①	・データ構造が単純。住民票は1異動1葉が必須だが、住民票印字の際にDB参照が最も少なく、編集プログラムも最も単純。 ・「地域情報PF標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」にも容易に対応が可能。
計	①	1	1	1	3	
	②	4	2	1	0	
	③	1	4	2	0	
	④	1	0	3	4	

中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造とその理由 (各方式のメリット・デメリット)

	メリット	デメリット
① 項目ごとに履歴データを持つ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しのイメージからモデリングされており住民票として管理する形として最適である。 ・異動のない履歴項目を重複して保有する必要はなくデータ量が少なく済む。 ・項目毎のデータ追加・更新・削除であり、特に履歴の修正時にデータの更新が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の住民票の印字内容がそのままデータ構造になっている。今回の（論点1）や（論点3）の考え方とは大きく異なるデータ構造。 ・1月1日時点等ある時点のデータの取得が大変である。 ・項目ごとに履歴テーブルが必要でアプリケーションの数が増加。 ・法改正により記載項目が増えた際、テーブルを追加するため保守性が悪くコスト高になる。
② 時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報プラットフォーム標準仕様との親和性が高い。今回の（論点1）や（論点3）の考え方と合致したデータ構造。 ・誤入力や虚偽申請の場合に、元のデータに戻す事が容易である。 ・異動時点での変更項目が把握しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動のない履歴項目を重複して保有するため、データ量は多い。 ・履歴の修正時に、他履歴レコードと順序整合性をどのように保てるのかの課題。 ・住所履歴取得の際に前の内容と同じか否かを必ずチェックすることから手間がかかる。
③ 時点ごとに変更項目の履歴データを持つ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・論点1の誤処理履歴の考え方と親和性が高く履歴証明運用が柔軟。重複するデータが少なく、磁気ディスクのロスが少ない。 ・利用者から電子的に調製された住民票との親和性が高いと評価。 ・法改正により記載項目が増えてもテーブルを増やす必要がなく保守性が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②、④と比べ、住民票の様式案B、Cでは、編集プログラムが複雑。地域情報PF標準仕様や中間標準レイアウト仕様に過去から遡って切り出す場合、難易度が増す。 ・正確な履歴データの把握が出来ずデータ移行が困難。
④ 毎回改製、改製の版として履歴を持つ方式	<ul style="list-style-type: none"> ・データ構造が単純。住民票の様式は1異動1葉が必須となるが、住打ち出す際のDB参照が少なく、編集プログラムも最もシンプル。 ・地域情報PF標準仕様や中間標準レイアウト仕様に容易に対応。 ・ベンダ間移行の際の住民票の新旧比較の作業負担が軽減される。 ・特定の時点の把握が容易で、課税台帳、選挙人名簿等の作成が指定日で無くても作成可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改製は行わないという趣旨に反する。②と同様のデメリット。 ・住民票の交付枚数が増えるため。（婚姻と同時に転居した場合は、すでに2枚の住民票が必要となる。）

II 住民票の写しにおける履歴の記載

1. 構成員

(1) 3方式に対する強い考えの有無

今回の意見照会では、強い考えを持つ団体はなかった。

(2) 最も良いと思う方式とその理由

C方式がA及びB方式と比較し、評価が低い。住民視点からの分かりやすさでBを評価する団体と管理のしやすさからAを評価する団体がある。

(選択方式)

A：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

B：異動の履歴を各項目に表示する方式

C：1異動1葉とする方式

順位 方式	団体数			「最も良い」主な理由
	①	②	③	
A	4	4	2	<ul style="list-style-type: none"> 備考欄に記載することで、履歴確認は問題ない。また、異動履歴が多い場合も次頁に記載され改製が無くなるのは良い。 項目の履歴データを管理する必要がないため。 履歴と変更の年月日の関係性が最もわかりやすい。 上段に最新情報、下段に最新情報までに至った経緯が、明確に説明されているため、対市民目線からするとわかりやすい帳票。
B	4	5	1	<ul style="list-style-type: none"> 受け取る住民の分かり易さを考えると最も良い。 最新の情報のみの発行が多いため。履歴を望む場合は住所の履歴がほとんどで、提出した住民票で確認できる住所が管内のみでのため、提出先は、「戸籍の附票」を添付となっていることが多い。 住所の右横は「住所を定めた異動日+住所を定めた事由」「住所を定めた届出日+“届出”」と記載することを望む。 「転入前住所」を「前住所」とし、最新の住所の直前の住所を記載し、「前住所」→「住所1行目」→「住所2行目」→「住所3行目」の順になる。住所以外の履歴は、必要時に備考欄に記載する。 住民票の写しでは、住所の履歴が多く求められる。住所欄に抹消線をするなど分かりやすく表示できる。転居、修正事項等は住所欄の隣に置けばよりわかりやすい。 変更点が1葉に収まっているので、備考欄とリンクさせやすい。
C	2	1	7	<ul style="list-style-type: none"> 備考欄に、この状態が終わった日（次の履歴の開始日）が記載されるのであれば、この状態にあった期間がわかりやすい。 住基ネットや中間サーバの情報の積み方と元情報も同じ考えの方が親和性があり証明も作りやすい。枚数が増えるので手数料の考え方は別途要検討。 住民ニーズとして前住所の記載があればよい。

(選択方式)

A：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

B：異動の履歴を各項目に表示する方式

C：1異動1葉とする方式

順位 方式	団体数			評価の低い主な理由
	④	⑤	⑥	
A	4	4	2	<ul style="list-style-type: none"> ・転居前住所が前葉を取得することで、繋がりが分る。住民にとって、分かりづらい。 ・最新の状態になるのに、この異動があり、その前はこの内容であったという表現の仕方が、異動が多くなると分かりにくい。 ・ある時点で、総体的にどういう状態であったか（当時、住民票を取得したらどういう状態であったか）が分かりにくい。 ・備考が時系列で並ぶものの、欲しい備考情報に到達するのが容易ではない。除票（改製）を取得し、比較することで読み取ることが可。 ・必要な過去住所が表示できることはよいが、住所変更以外の項目が変更になった場合、証明書が読みにくいのではないかと。 ・住所の履歴が備考欄に記載されると、住所以外の履歴と混在しわかりにくい。
B	4	5	1	<ul style="list-style-type: none"> ・Aより見にくい（見え消しは分かりづらい）。 ・現行の履歴入りの形式に最も近いが、住所変更と変更日の関係性においてAよりわかりにくい。 ・項目の履歴データと異動履歴データの管理が必要となるデメリットは生じるが、使用者側（市民）としては内容が理解しやすいため。 ・異動が少ない場合は良いが、増えてくると項目欄と備考欄記載の異動イベントとの紐づけが難しくなるのではないかと。また、ある時点で、総体的にどういう状態であったか（当時、住民票を取得したらどういう状態であったか）が分かりにくいのではないかと。 ・住民及び提出先等において、項目ごとに履歴が表示されているため、異動状況が理解しやすい。ただし、同一項目の異動履歴が多く満欄となった場合は改製となり、全て発行する場合は、枚数等が増えてしまう恐れがある。
C	2	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前住所の表示がなく2枚出力する必要があるのではないかと。履歴が多い場合に契印機で留めることができないのではないかと。 ・過去の履歴を出力する場合に、異動が多い場合は住民票が複数枚出力されることになる。提出先の保管量が増えることや自治体側でも紙の消費が増える。 ・改製を前提としているため。

3. 準構成員

(1) 採用方式による改修コストの差

- ・改修コストにそれほど大きな差はない。1社
- ・無回答 6社

(2) 最も良いと思う方式とその理由

A方式が最も評価が高い。Bは紙原票時代の名残りで、見易さはあるものの、デジタル社会には不向きであるとの評価がある。また、C方式については、改製なしの方針に反するのではないかとの意見がある。

(選択方式)

A：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

B：異動の履歴を各項目に表示する方式

C：1異動1葉とする方式

順位 方式	団体数			「最も良い」主な理由
	①	②	③	
A	4	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・証明として見やすい。 ・履歴を出力する場合は若干見づらいが、最新情報が一目で視認しやすく、改製の概念を無くす場合の様式としては一番シンプル。 ・プログラム制御上、シンプルな仕組みになることが想定されるため。また、異動の履歴も1枚の内容で確認できるので、住民にとっても、確認がしやすいことが想定される。 ・証明発行運用が柔軟にできるAの方式がもっとも評判がよい。帳票レイアウトを固定化でき、アプリケーションも単純化できる。 ・データ構造と切り離して考えることは困難。
B	1	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の視点から見ても視認性に優れている。
C	2	3	2	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴の印字がないので、システム的には単純で良い。システム改修は必要だが、工数は小さい。 ※住民からすると、氏名や住所の変更前と後の証明をするために、2通の住民票写しを取らないといけなくなる場合があるので、負担になると思われる。 ・帳票の様式が1異動1葉であり、1葉の住民票を編集する際に複数のデータを読み込む必要が無く、プログラムがシンプルになるため、最もコストが小さいと想定。

(選択方式)

A：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

B：異動の履歴を各項目に表示する方式

C：1異動1葉とする方式

順位 方式	団体数			評価の低い主な理由
	①	②	③	
A	4	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、一般的でない住民票様式であり実現のためのプログラム改修に加え、様式の変更に伴う検証にB以上の検証が必要となり、最もコストが大きくなると想定。
B	1	2	4	<ul style="list-style-type: none"> ・紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない。 ・帳票編集が複雑になる。 ・住民から見た場合、証明してほしくない履歴まで証明せざるを得なくなる。 ・一番プログラム制御が複雑になると想定。 ・仕様のには現行仕様に近いので、設計工数は小さいが、住民票写しを印字するプログラムは複雑になるので、実装に大きな工数がかかる。テストも大変である。 ※「(論点3) 改製関係」と絡め、且つ、全ての履歴を証明しなければならない場合を想定すると、Bでは対応できないのではないか ・現行の住民票と変わらない。例は住所が3段だが、10回転居して、ページに収まらない場合等の編集仕様が曖昧である。
C	2	3	2	<ul style="list-style-type: none"> ・異動履歴が多い住民票の写し発行時は紙の無駄。 ・毎回改製のイメージとなるが、改製しないという趣旨に反する。 ・1枚あたりの発行手数料である場合、発行枚数が増えると従来から手数料が増える。

III 自由意見

1. 構成員

●【データ構造の標準化に伴う各システムの改修費用について】

- ・インターフェースのみではなく、データ構造そのものを修正対象としているため、時間的な制約だけを緩和するのではなく、強制力や補助金対応がない状況下では、影響範囲や規模を加味すると対応が困難と思われれます。
- ・中長期的な視点では財政負担は軽減されることを想定しているかと思いますが、自治体によっては一時的な財政負担が困難な場合も想定されます。自治体・ベンダの負担に対するサポート体制の見通し（補助金など）についての考えをお聞かせいただきたい。また、可能であれば「自治体の規模によってどの程度の負担軽減になるのか」「一時的な負担はどの程度見込まれるのか」など、金額面での具体的なメリット・デメリットの整理があれば説得力があるかと思えます。

●紙の住民票では世帯全員の証明であること（世帯員が網羅されていること）を認証文で示しているが、過去のある時点での世帯員が網羅されていることを証明する必要が無いのか気にかかっています。必要であればデータ項目の追加が必要になり、他の世帯員の異動で当該個人のデータレコードに異動が発生する事由が増えることとなります。

●住所の履歴を確認したい側は、「戸籍の附票を添付」となっており、住民票で1市町村内の住所の履歴で確認したいことはあまりない。

2. 準構成員

●例に氏名・本籍変更と転居があるパターンや、性別変更や個人番号変更があるパターン等が必要となります。特に、データ移行でできたデータは、履歴に時間の概念がない為、婚姻届が先か転居が先かの判断ができずに、履歴の逆転が発生する場合があります。履歴逆転の可能性のあるデータは、職員により確認が必要となります。

●Aの方式の応用ですが、履歴を備考欄または統合的に記載するのを、文章ではなく別表にする提案をいたします。外国人住民の通称の記載と削除に関する事項のように、記載する項目をきめて、表形式で履歴を証明すると、編集も少なく項目単位に履歴を証明したい場合にも、非常にわかりやすくなります。従来の住民基本台帳事務では、異動日・届出日・事由を紙原票に手書きする要領で備考の文章の表現として1行に記載しています。その事務のまま電算化したために、備考を文章データとして住民記録システムで管理しているのが現在の一般的な住民記録システムです。職員が自由に手入力できるため、データ移行も標準化できず、システム再構築時のコスト増要因となり、カスタマイズの温床にもなります。この状況を改善するために、履歴の証明を表形式にすることにより、デジタルに馴染みやすい形式になると考えます。また、住記システムから他業務システムに履歴修正内容もデータ連携を求められることがあります。この表形式であれば、将来的に履歴情報の連携標準化、EUCにおいても効果的と考えます。下記に具体的な案を二つ記載します。案1の方が移行コストは

低いですが、案2の方が証明を受け取る側（企業・法人等）にとって親切です。

案1 1明細1段（変更前の項目履歴のみを記載する案）

異動日	届出日	事由	履歴項目名	異動前内容
昭和55年5月5日	昭和55年5月6日	転入届出		
令和元年12月10日	令和元年12月12日	転居届出	転居前住所	△△1丁目1番1号
令和元年12月10日	—	誤記訂正	現住所	××2丁目3番3号

案2 1明細2段（変更前後の項目履歴を証明する案）

異動日	事由	異動前
届出日	履歴項目名	異動後
昭和55年5月5日	転入届出	●●県○○市XX町1-1-1
昭和55年5月6日	現住所	△△1丁目1番1号
令和元年12月10日	転居届出	△△1丁目1番1号
令和元年12月12日	現住所	××2丁目3番3号
令和元年12月10日	誤記訂正	××2丁目3番3号
—	現住所	××2丁目3番4号

- 様式Aの場合、住民票の変更内容を備考欄または統合的な記載欄に連続して記載されるため、住民票上特定の日付（時点）で当該住民が何処に居住していたのか、当時の世帯主、続柄は何であるか等を把握することが困難になると推測します。

履歴についての追加照会（照会対象：準構成員）

1. 住民票の写しにおける履歴の記載

【意見照会の結果】

- ・ 「履歴についての考え方（案）」において、以下の3パターンを提示した。
 - （1）異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）
 - （2）異動の履歴を各項目に表示する方式（B方式）
 - （3）1異動1葉とする方式（C方式）
- ・ 構成員においては、本件について強い考えを持っていると回答をした構成員はなかったが、A方式とB方式を評価する団体が多かった。C方式は、A方式及びB方式と比較すると、評価が低い。
- ・ 一方、準構成員においては、A方式が最も評価が高かった。
- ・ A方式については構成員・準構成員ともに評価が高い一方で、B方式については、準構成員からは、「紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」といったコメントがあり、評価が低い。
- ・ C方式は、順位3位と回答した構成員数が「7」であり、採用は難しい。

（単位：人）

方式 \ 順位	構成員数			準構成員数		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
A方式	4	4	2	4	2	1
B方式	4	5	1	1	2	4
C方式	2	1	7	2	3	2

- 意見照会結果を踏まえ、A方式を採用することとする。

2. データ構造について

【意見照会の結果】

- 「中長期的に見て最も良いデータ構造」において、以下の4パターンを提示した。
 - (1) 項目ごとに履歴データを持つ方式（方式①）
 - (2) 時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）
 - (3) 時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式（方式③）
 - (4) 毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式（方式④）
- 準構成員の回答は以下のとおり。なお、中長期的に見て良い①～④以外のデータ構造は、すべての準構成員が「なし」と回答。

順位 準構成員		最適	2 番目	3 番目	最低
		ア	①	③	②
イ	②	①	③	④	
ウ	②	③	①	④	
エ	②	③	④	①	
オ	②	③	④	①	
カ	③	②	④	①	
キ	④	②	③	①	
計	①	1	1	1	4
	②	4	2	1	0
	③	1	4	2	0
	④	1	0	3	3

- 意見照会結果を踏まえ、以下のとおりとする
 - 方式②が、「最適」と回答した準構成員数が最も多い。
 - 方式①と方式④については、「最低」と回答した準構成員数がそれぞれ「4」、「3」と多く、また、方式②よりも方式①又は方式④を上位に位置づけた準構成員は、それぞれ1社しかないので、採用は難しい。
 - 方式③については、方式②よりも上位に位置づけた準構成員は2社のみであるが、方式②よりも下位に位置づけた準構成員も、A方式の場合は方式③でも対応可能と回答していることから、A方式との親和性は高いと考えられる。
 - そこで、A方式を採用することを前提に、方式②と方式③のどちらを採用するかを検討することとし、以下の点を準構成員に照会する。

【回答様式】

以下について御回答ください。なお、御回答にあたっては、根拠とともに、具体的にお答えくださいますようお願いいたします。また、「1. 住民票の写しにおける履歴の記載」において A方式を採用することを前提にお答えくださいますようお願いいたします。

1. 方式②を採用した場合、データ容量が大きくなることやオーバーヘッドが大きくなることを懸念する意見がありましたが、このことについて、現在の技術水準や今後の技術発展等を踏まえた際に、どの程度の支障と考えるべきか、できるだけ具体的にお答えください。

2. 他システムとの連携においては、貴社パッケージではどの形式（方式①～④）に変換しているか、具体的な理由とともにお答えください。（オールインワンパッケージではなく、マルチベンダの場合についてお答えください。）

3. 他システムとの連携という観点から、方式②と方式③のどちらが良いと考えるか、具体的な理由とともに御意見をお聞かせください。

4. 方式②について、A方式により統合履歴を作る場合に、アプリケーションの規模が大きく複雑になることを懸念する意見がありましたが、このことについて、どの程度の支障と考えるべきか、できるだけ具体的にお答えください。

5. 方式②について、「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」にも容易に対応が可能であり、各ベンダの負担も少ないとの意見がありましたが、このことについて、お考えを具体的な理由とともにお答えください。

6. (1) A方式－方式②の場合と、(2) A方式－方式③の場合とで、以下の前提条件の下、どちらがパッケージ改修経費（開発量）が少ないか、具体的な理由とともにお答えください。さらに、それぞれ現行システムからのパッケージ改修経費はどの程度かかると考えられるか、具体的な金額又は規模感（例：「毎年のパッケージ改修経費の○%程度」、「××の制度改正時の○%程度」）を可能な限りお示しください。

（前提条件）

- ・パッケージ改修経費のみとする。
- ・導入団体が負担する必要ではなく、ベンダが投資する経費とする。
- ・既存システムの履歴は一括改製して別途対応することとし、本回答における経費には含めない（履歴データの移行経費は含めない）ものとする。
- ・各団体導入時に発生するデータ移行費用、データ連携改修等の作業費用は含まないものとする。

7. 中長期的に見て、維持管理コスト等の観点から、(1) A方式－方式②の場合、(2) A方式－方式③の場合で、どちらが効率的であると考えるか、具体的な理由とともにお答えください。

8. 1～7を踏まえ、A方式を採用することを前提に、方式②と方式③のどちらを採用すべきか、具体的な理由とともにお答えください。



(参考)

○住民票の写しにおける履歴の記載に関する方式

A方式：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

①-A、④-A

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	××2丁目3番4号	住所を定めた日	令和元年12月10日
		届出の年月日	令和元年12月12日
本籍	〇〇県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 前住所：△△1丁目1番1号 令和元年12月10日 誤記により住所を訂正 訂正前：××2丁目3番3号		ここは備考欄または統合的に記載する欄とし、各項目の異動履歴を記載する。改製はせず、異動が多い場合は、本欄が次頁改ページして続きが記載される。この欄より上は最新の状態を標記する。	

B方式：異動の履歴を各項目に表示する方式

①-B、④-B

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	△△1丁目1番1号	住所を定めた日	昭和55年5月5日
	××2丁目3番3号	届出の年月日	令和元年12月12日
	××2丁目3番4号	筆頭者	総務 太郎
本籍	△△1丁目1番1号		
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 令和元年12月10日 誤記により訂正			

C方式：1異動1葉とする方式

①-C、④-C-1/3

住 民 票 (除 票)

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	×× 2丁目 3番 3号	住所を定めた日	令和1年12月10日
		届出の年月日	令和1年12月12日
本籍	〇〇県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出			
令和元年12月10日 誤記により訂正			

○データ構造に関する方式

方式①：項目ごとに履歴データを持つ方式

(例) 最新表：最新情報を保持 (改製原においては改製時点データ)

履歴表：住民票記載事項の各項目に対する履歴を保持

項目ごとに履歴表がある。

履歴_個人氏名

履歴_性別

履歴_生年月日

履歴_住民票コード

履歴_現住所

履歴_世帯主

履歴_続柄

履歴_本籍

履歴_筆頭者

履歴_備考

異動ジャーナル表：異動の前・後データをジャーナルとして保持

方式②：時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式

(例)・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。

なお、世帯に関するデータも個人ごとに保持する。

- ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。
- ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。
- ・履歴番号が最大のデータを1件 SELECT することで、その個人の直近データの全項目を取得する。

例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別
0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000002	1	0000100	松町8番地	青木 花子	2005.12.30	女

方式③：時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式

- (例)・最新原票の情報を管理する個人テーブルと、各項目の履歴を一つにまとめた証明用の履歴テーブルを保持する。
- ・履歴テーブルには、それぞれの行に異動事由を保持し、どの項目が何の事由で履歴ができたのかを把握する。
 - ・証明発行時に発行すべき履歴を自動的に判別し、履歴を無限に作成することで、改製の概念はない。

方式④：毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

Q2 履歴についての追加照会

【問 2-1】 方式②を採用した場合、データ容量が大きくなることやオーバーヘッドが大きくなることを懸念する意見がありました。このことについて、現在の技術水準や今後の技術発展等を踏まえた際に、どの程度の支障と考えるべきか、できるだけ具体的にお答えください。

準構成員 1	住民票記載項目のうち、一回の修正・転居異動で平均2項目を修正するとした場合、方式②は方式③に比べて約7.8倍の履歴データの容量を必要と試算しました。しかし、履歴データの容量だけを計算すると差がありますが、システム全体で見れば数パーセントの影響であるため、大きな支障はありません。
準構成員 2	支障はないと考えます。 方式②以外と比較し、方式②のみデータ容量が極端に大きくなりメモリやディスク容量を圧迫することは、現在の技術水準（データベース圧縮機能など）から考えにくいからです。 また、方式②以外より方式②のほうがDBアクセス数が減るため、オーバーヘッドは小さくなると考えます。
準構成員 3	あくまで方式①③と比較した場合のデメリットであり、方式②だけ考慮した場合には致命的なデメリットとはなりません。
準構成員 4	特に支障はないと考えます。 ・1住民の1履歴のレコード長は約3000バイト、1住民あたりの履歴数を10件、人口20万人（200万レコード）として約6Gバイトのデータ容量になる。約6GバイトのCSVデータ全件をデータベースへ格納する、または、データベースからCSVデータファイルへ出力する処理時間は、1分以内であると思います。 ・1世帯5住民として、異動入力の内容をデータベースへ格納する処理時間は、1秒以内であると思います。 ・データ検索については、適切な検索データが入力されていれば、1秒以内であると思います。（適切な検索データとは、フルネームを入力するか、生年月日と性別の両方を入力するなどです。）なお、苗字のみで検索するなどの不適切な検索の場合は、データ構造に関係なくメモリー容量を圧迫するため、最大取得件数を制限する等の工夫（制御）が必要です。 ・除票を別データベースで管理する（論点4）ことにより、経過年数に応じて増加するレコード件数は考慮する必要はないと考えます。
準構成員 5	各ベンダ非機能要件にも配慮すればよい程度で、それほど支障になるとは考えていない。
準構成員 6	方式②については、弊社も採用している方式であり、特に現在の技術水準から懸念する点はないと考える。
準構成員 7	異動を繰り返す人は、レコードが増えますが、ほとんどの人は数回の異動のため、膨大に増加しないと考えます。また、除票150年に関連して、転出した人や、再転入した人の履歴データは別DBとして管理する考えになるのであれば、オーバーヘッドを気にする事も不要と考えます。

【問 2-2】 他システムとの連携においては、貴社パッケージではどの形式（方式①～④）に変換しているか、具体的な理由とともにお答えください。（オールインワンパッケージではなく、マルチベンダの場合についてお答えください。）

準構成員 1	<p>このご質問は住記システムと税システムの間で介在する宛名システムのこととして回答しますが、宛名システムにおいては方式②を採用しています。</p> <p>税システムにおいては課税基準日があり、特定日での住民情報や世帯構成を必要とします。その場合、方式①または③の最新情報+項目ごとの履歴では取得し難い問題があります。異動ごとのレコードを残しておく方式②の方が実装が容易なためです。</p>
準構成員 2	<p>方式②で連携しています。</p> <p>方式②の場合、データベースに格納するデータ単位で連携データを作成できるため、アプリケーションの処理を単純化できるためです。</p> <p>方式①および③の場合、項目ごとの履歴データが作成された時点を判断し、連携データの形式に再編集する必要があるため、アプリケーションの処理は複雑化するため、本方式は採用していません。</p> <p>また、方式④の連携データも結果的に方式②と同様になると考えます。</p>
準構成員 3	<p>他システム向けには、方式②で連携しています。</p> <p>他システムは、宛名として利用するため、最新異動レコードを連携していただくだけでよいためです。</p> <p>住民記録で必要とする要素（住民票の写しの履歴の印字）は不要で、常に最新レコードだけ連携されてくればよいため。</p>
準構成員 4	<p>方式②です。</p> <p>当初登録用の全件データと、当初登録完了後の異動分データの連携で、同一のレイアウトでデータ連携できるため。</p>
準構成員 5	<p>方式②で連携している。現状は、マスタデータの他に、異動データを管理しているテーブルがあり、そのデータを連携をしている。</p>
準構成員 6	<p>他システムとの連携においても特に変換等しておらず、方式②で連携している。</p>
準構成員 7	<p>方式②</p>

【問 2-3】 他システムとの連携という観点から、方式②と方式③のどちらが良いと考えるか、具体的な理由とともに御意見をお聞かせください。

<p>準構成員 1</p>	<p>このご質問は住記システムと税システムの間で介在する宛名システムのこととして回答しますが、宛名システムにおいては方式②がよいと考えます。理由は問 2-2 と同様に、特定日での住民情報や世帯構成を取得し易いためです。</p> <p>しかし、住民記録システムを他の業務システムが直接参照するわけではないマルチベンダ環境においては、住民記録システム本体のテーブル構造を方式②にする必要はありません。</p>
<p>準構成員 2</p>	<p>方式②が良いと考えます。</p> <p>データの送信側は方式②③で相違ないと考えますが、受信側は方式②のほうがデータを扱いやすいと考えます。方式③の場合、受信側で複数履歴を参照する必要があるため、方式②より扱いにくいと考えます。</p>
<p>準構成員 3</p>	<p>他システム向けには、方式②で問題ありません。</p> <p>理由は、問 2-2 と同様です。</p> <p>宛名として利用するため、最新異動レコードを連携していただくだけでよい。</p>
<p>準構成員 4</p>	<p>方式②です。</p> <p>当初登録用の全件データと、当初登録完了後の異動分データの連携で、同一のレイアウトでデータ連携できるため。</p> <p>※問 2-2 の回答と同じ。</p>
<p>準構成員 5</p>	<p>方式②がよいと考える。</p> <p>方式③ではデータ参照が複雑になることが想定される。</p>
<p>準構成員 6</p>	<p>他システムとの連携においては、住民の履歴情報まで必要とするケースは少なく、最新の住民情報を宛名（氏名や住所等の宛先情報）や資格判定の情報（生年月日や判定時点の住所）として利用するケースが主である。</p> <p>そのため、異動が発生した時点の最新情報を全項目連携する方式②が良いと考える。</p>
<p>準構成員 7</p>	<p>連携に関しては、②、③どちらでも可。</p> <p>ただし、履歴も重要視するシステムは、異動があるごとに、全履歴データを送信している。</p> <p>最新の住所・氏名で問題ないシステムは、最新のみ</p>

【問 2-4】 方式②について、A方式により統合履歴を作る場合に、アプリケーションの規模が大きく複雑になることを懸念する意見がありました。このことについて、どの程度の支障と考えるべきか、できるだけ具体的にお答えください。

<p>準構成員 1</p>	<p>A方式は、変更された項目を証明時の履歴欄に記載する必要があります。方式②のテーブルのみだと、住民票写し発行時に、どの項目に変更があったのか抽出し、画面描画や編集処理、印刷処理が必要です。これらの処理のために、アプリケーションが複雑になります。</p> <p>仮にA方式且つ方式②が標準となった場合、弊社パッケージでは方式③の履歴テーブルも持ち合わせる実装をする可能性が高いです。この場合、ディスクオーバーヘッドが出ますが、それでもA方式を採用するためには方式③のテーブルをもつメリットの方が大きい、と考えるからです。</p>
<p>準構成員 2</p>	<p>支障はないと考えます。</p> <p>方式②の場合、時点ごとに全項目の履歴データを持つため、それ自体が統合履歴になり、アプリケーションの規模が大きく煩雑にはならないと考えます。</p>
<p>準構成員 3</p>	<p>方式②の履歴1レコードと住民票の写しの履歴1レコードが一致するようにすれば、特に複雑ではありません。方式②の履歴1レコードに対して、住民票の写しの履歴Nレコードにして印字するようなことがある場合は、導出処理が必要になり煩雑となります。</p> <p>また、方式②において、履歴の追加を行う場合（最新の異動ではなく後から履歴行と追加したい場合）、どのような制御をされるのか現在方式②で実装しているベンダに教示して欲しいと思います。案では「履歴番号」項目で履歴順を担保しているようですが、間に履歴を挿入した場合、以降の履歴番号はすべてインクリメントするのでしょうか。</p>
<p>準構成員 4</p>	<p>そのとおりだと思いますが、特に支障はないと考えます。</p> <p>方式②は、変更のあった項目を特定するために、前レコードと後レコードの項目の内容を比較する必要があります。方式①や③は、変更のあった項目を特定することは容易ですが、入力誤り等でも上書き修正はしない（論点1）ため、業務的に正しいデータを取得するためには、前レコードや後レコードの項目の内容も取得する必要があります。</p> <p>論点1の絡みで、どの方式であってもレコードハンドリングが必要となるため、アプリケーションは複雑になると考えます。</p>
<p>準構成員 5</p>	<p>現在のデータ構造と異なるため、データベース設計から実施する必要があり、その変更に伴う全般的な改修・動作確認が必要になることが想定される。</p>
<p>準構成員 6</p>	<p>各項目に履歴記載している情報を統合的に記載する様式合わせの改修であり、大きな改修にはならない。</p>
<p>準構成員 7</p>	<p>②③どちらでも、改修規模は変わらないと判断します。</p>

【問 2-5】 方式②について、「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」にも容易に対応が可能であり、各ベンダの負担も少ないとの意見がありました。このことについて、お考えを具体的な理由とともにお答えください。

準構成員 1	現在の間接標準レイアウト仕様であれば、方式②の方が容易と考えます。各ベンダの負担も少ないと想定されます。しかし、方式③を採用されるのであれば、方式③にあった中間標準レイアウト仕様にするべきかと考えます。
準構成員 2	「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」が、方式②と同様に、履歴ごとに全項目のデータを持つ仕様であるためです。
準構成員 3	最新レコードだけであれば、方式①②③④どれも容易に対応可能と考えます。履歴も含めて（宛名のように）連携することを想定する場合には、方式②が容易です。
準構成員 4	そのとおりだと思います。 簡単に言うと、地域情報プラットフォーム標準仕様は、直近（最新）の1レコードのみを出力すればよい、中間標準レイアウト仕様は、全レコードを出力すればよいイメージのため。
準構成員 5	「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様」のレイアウトでデータを抽出する際には、容易と考えられるが、項目の追加があった場合に、アプリケーション全体への影響を確認する必要があり、各ベンダの負担が少ないとも言いきれない。
準構成員 6	時点ごとに全項目を保持するという形式は「中間標準レイアウト仕様」でも同じ考えであり、「地域情報プラットフォーム標準仕様」も「中間標準レイアウト仕様」も定義している項目はほぼ同一であることから、変更への負担はない。
準構成員 7	同じ意見です。

【問 2-6】 (1) A 方式－方式②の場合と、(2) A 方式－方式③の場合とで、以下の前提条件の下、どちらがパッケージ改修経費（開発量）が少ないか、具体的な理由とともにお答えください。さらに、それぞれ現行システムからのパッケージ改修経費はどの程度かかると考えられるか、具体的な金額又は規模感（例：「毎年のパッケージ改修経費の○%程度」、「××の制度改正時の○%程度」）を可能な限りお示してください。

"（前提条件）

- ・パッケージ改修経費のみとする。
- ・導入団体が負担する必要ではなく、ベンダが投資する経費とする。
- ・既存システムの履歴は一括改製して別途対応することとし、本回答における経費には含めない（履歴データの移行経費は含めない）ものとする。
- ・各団体導入時に発生するデータ移行費用、データ連携改修等の作業費用は含まないものとする。

<p>準構成員 1</p>	<p>履歴移行等を含めずに (1) A 方式－方式② と (2) A 方式－方式③ を単純比較した場合、(1) の方が 2～3 倍はコストが必要です。理由は問 2-4 と同様に、住民票写し発行時に、どのレコードが変わっているのか分析し、画面描画や編集処理、印刷処理が必要となるためです。</p> <p>2012 年外国人法改正対応時の対応がもっとも近い対応になりますが、(1) は同制度改正の 80～120% の見込み。(2) は 33%～50% 程度の見込みです。</p>
<p>準構成員 2</p>	<p>弊社の現行システムは B 方式－方式②であるため、住民票の写しの表示方法を改修する必要があります。</p> <p>(1) A 方式－方式②の場合 データの持ち方はそのまま、住民票の写しの表示方法を改修することになります。 旧氏併記対応時の 250% 程度</p> <p>(2) A 方式－方式③の場合 データの持ち方が変わりますので、システム全体の改修が必要になります。 毎年の住民記録パッケージ回収経費の 750% 程度</p>
<p>準構成員 3</p>	<p>前提として、「ベンダの既存パッケージシステムから一旦、ベンダ独自のデータ構造に変換した上で、標準データ構造に従った最新のデータを出力することも許容する。」があったうえで、「この方法はあくまで経過措置であり、将来的には、例えばパッケージシステムのバージョンアップ時等に、標準データ構造ベースでのパッケージへとバージョンアップされることを期待する。」とされていますが、まずは前者の対応の経費なのか、後者の対応の経費なのか、どちらでしょうか？</p> <p>いったん後者として回答いたしますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出力様式が変更される ・データベースの持ち方が変わる <p>といった点から、外国人を住民基本台帳に登録する法改正時以上の改修コストとなります。</p>

<p>準構成員 4</p>	<p>(1)でも(2)でも、問2-4の回答のとおりアプリケーションは複雑になるため、改修経費に大差はないと思います。 改修経費がどの程度かかるのかは、現時点ではご回答できません。</p>
<p>準構成員 5</p>	<p>どちらも改修コストでは、あまり変わらないと想定される。(どちらも現状のDB構成を見直す必要があるため、一定のコストはかかることが想定される。)</p>
<p>準構成員 6</p>	<p>(1)の方がパッケージ改修経費は少ない。開発規模感は旧氏併記制度改正時の5%程度。 (2)の場合はデータ構造まで変更する必要があり、パッケージの根幹にあたる部分の改修が必要。開発規模感は旧氏併記制度改正時の1000%程度。</p>
<p>準構成員 7</p>	<p>◆ (1) A方式-方式② が少ない。 理由：データベースの構造が、現在のパッケージの仕様と近いため。 ◆ 外国人法改正と同程度またはそれ以上 住民票のDB構造を変更するので、印鑑・人口統計・選挙・国民年金・国保資格等の業務も同時に改修し、同時に出荷する必要があるため。関連パッケージも含め、1000本程度のプログラムの改修は発生する可能性があります。 また前提条件に、「既存システムの履歴は一括改製して別途対応」とあるが、選挙や国保・介護保険の資格は住民票の履歴も必要とするので、住記以外の改修工数の増加が見込まれます。</p>

【問 2-7】 中長期的に見て、維持管理コスト等の観点から、(1) A 方式－方式②の場合、(2) A 方式－方式③の場合で、どちらが効率的であると考えるか、具体的な理由とともにお答えください。

<p>準構成員 1</p>	<p>(2) A 方式－方式③が効率的と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票写しが A 方式であれば DB 構造は方式③の方がの証明方法を親和性が高く、アプリケーションロジックが少なくて済みます。A 方式の履歴欄が文章ではなく表形式であれば、さらに開発が容易となります。 ・ただし、中間標準レイアウトが方式②の方が近いこと、他の業務システムが特定時点の住民情報を参照したいことを鑑みると、両方必要ではないか、と考えられます。
<p>準構成員 2</p>	<p>(1) A 方式－方式②は、データ構造、アプリケーション共に単純な形態のため、維持管理は容易と考えます。</p> <p>ただし、(2) A 方式－方式③と比べデータ量が多くなりますが、極端に異動件数が増えない限り、維持管理コストの差は無いと考えます。</p>
<p>準構成員 3</p>	<p>維持管理コストの観点からは特に有意な差は見出せません。</p> <p>連携等を考慮すると、(1) A 方式－方式②が妥当であると考えます。</p>
<p>準構成員 4</p>	<p>(1) でも (2) でも、維持管理コスト等到大差はないと思います。</p> <p>法改正等で新たな項目の追加が必要になった場合 (アプリケーションの改修が必要になった場合)、区画整理で住所や行政区の一括変更が必要になった場合 (SQL 文によるデータ一括修正が必要になった場合) など、どちらも一長一短があり、大差はないと思います。</p>
<p>準構成員 5</p>	<p>A 方式－方式②が効率的と考える。</p> <p>住民票データを管理・表示・出力する観点では一番単純な仕組みと考えられる。(各項目の結合が不要であるため、システム上の表示不具合等も発生しにくいと考えられる。)</p>
<p>準構成員 6</p>	<p>(1) の方が効率的。</p> <p>現在採用しているデータ構造に近く、他システムへのデータ連携、データ移行も容易であるため。</p>
<p>準構成員 7</p>	<p>◆中期</p> <p>(1) A 方式－方式② が効率的</p> <p>(2) A 方式－方式③は、住記以外の業務に与える影響が大きいため、移行が進まない可能性があるため。移行しない、自治体があると、複数バージョンのパッケージ管理が必要となる。</p> <p>◆長期</p> <p>かわらない。</p>

【問 2-8】 2-1～2-7 を踏まえ、A 方式を採用することを前提に、方式②と方式③のどちらを採用すべきか、具体的な理由とともにお答えください。

<p>準構成員 1</p>	<p>方式③を推奨いたします。</p> <p>しかし、方式②と方式③で仮設計を検討したところ、両方必要ではないか、という結論に至りました。A 方式の証明書出力のためには方式③のテーブルが必要であり、APPLIC 中間標準レイアウトや、他業務からの参照という対応のためには方式②のテーブルが必要です。</p> <p>方式②と方式③のどちらが標準に採用されても、弊社パッケージでは多少のオーバーヘッドには目を瞑り、どちらも保持することになるという検討結果になりました。</p>
<p>準構成員 2</p>	<p>方式②を採用すべきと考えます。</p> <p>時点ごとに履歴データが完結しているため、プログラム改修の規模感は方式③より方式②のほうが小さいと考えるためです。</p>
<p>準構成員 3</p>	<p>方式②の案においては、そのレコード形式から履歴を住民票の写しにどのような形で出すのかが明記されていません。方式③の案においては、証明書用の履歴テーブルを持つとあります。方式②の案で、履歴を住民票の写しにどのような形で出すのか教示いただかないと、実現手段を考える場合、以下の通り方式②と③どちらも持つ形となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方式②が住民票原票的な管理テーブル（連携の観点からも有意） ・住民票の写しの履歴の出力を考慮し別途方式③のテーブルも別管理
<p>準構成員 4</p>	<p>方式②がよいです。</p> <p>当社の現行システムのデータ構造と同じ方式であるため。</p>
<p>準構成員 5</p>	<p>A 方式－方式②</p> <p>問 2-7 の回答のとおり、効率的でかつ、シンプルな仕組みであると考えため。</p>
<p>準構成員 6</p>	<p>方式②を採用すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴番号ごとに全項目を保持する中間標準レイアウト仕様と同じ考え方である。 ・中間標準レイアウトと地域情報プラットフォーム標準仕様に容易に対応できる。 ・異動時点での変更項目が把握しやすい。 ・最新の情報や履歴の情報を参照するケースにおいても、宛名番号や履歴番号をキーにシンプルに参照でき、オンラインに限らず大量バッチ処理においてもパフォーマンスが良い
<p>準構成員 7</p>	<p>方式②が自社が所有するパッケージに近いので対応しやすい。</p>

五論点・二様式についての考え方（1. 届出処理・取消処理等／3. 改製関係）（案）

【履歴についての方針】

第6回分科会後に実施した構成員・準構成員意見照会では、住民票の写しにおける履歴の記載方法について、構成員では「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」と「異動の履歴を各項目に表示する方式（B方式）」を指示する団体数がほぼ同数だったが、準構成員においてはB方式は「紙原票時代の流れを汲んだ考えであり、デジタル手続の時代に合わない」、「プログラム制御が最も複雑になる」といったコメントがあって評価が低く、A方式の評価が高かった。

そのため、住民票の写しにおける履歴の記載方法については、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」を採用することとした。

また、上記住民票の写しにおける履歴の記載方法に関する意見照会と同時に、履歴のデータ構造についても、以下の4案について準構成員意見照会を行った。

- ・項目ごとに履歴データを持つ方式（方式①）
- ・時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）
- ・時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式（方式③）
- ・毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式（方式④）

この結果、方式②が、「最適」と回答した準構成員数が最も多かった。

方式①、④については、「最低」と回答した準構成員数がそれぞれ「4」、「3」と多く、方式②よりも方式①又は方式④を上位に位置づけた準構成員は、それぞれ1社しかなかったことから、採用は難しいと考えられた。

ただし、方式③については、方式②よりも上位に位置づけた準構成員は2社のみであるが、方式②よりも下位に位置づけた準構成員も、A方式の場合は方式③でも対応可能と回答していることから、A方式との親和性は高いと考えられたことから、A方式を採用することを前提に、方式②と方式③のどちらを採用するかを決定するため、第7回分科会後に準構成員に対し、(1) データ容量やオーバーヘッド、アプリケーションの規模が大きくなることの支障の程度、(2) 他システムとの連携や「地域情報プラットフォーム標準仕様」や「中間標準レイアウト仕様への対応」、(3) やパッケージ改修経費や維持管理コストの観点から、どちらの方式が望ましいかについて意見照会を行った。

意見照会の結果、(1)～(3) いずれの観点についても、方式②においては大きな支障がないという回答が多く、総合的に見ても方式②を支持する準構成員が多かったため、履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用することとする。

I 五論点

1. 届出処理・取消処理等

昨年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、以下の第2回検討会での方針案について、実務上の不具合・懸念等の有無があると回答した自治体は19%、ないと回答した自治体は65%であり、実務上の不具合・懸念等がないとする意見が多かった。

(参考) 全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

- ・磁気ディスクによって住民票の原票を調製している場合、一旦、磁気ディスクに記録された記載事項に係る修正等については、原票上は全て、異動事由とともに履歴として保存されること。
- ・住民票の写しの交付請求等の際には、住民票の原票の記載事項の異動履歴については、異動事由に応じて自動的に出力の有無が仕分けられること。

実務上の不都合・懸念等があるとする意見の中には、原票と写しを混同するなどの誤解や、不都合・懸念等というより、質問をしているものも少なくないが、これまでのやり方と変わることの負担増や履歴の出力がどのようになるか不明なことの不安等があり、自治体からは、とりわけ、実務上の不都合・懸念等として、窓口職員の心理的負担が挙げられた。

(参考) 自治体から挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

- ・入力違いによる訂正履歴がすべて残るのであれば、戸籍とは違いすぐに入力し確定しなければならぬ住民票の異動入力に職員への負担が大きくなる。
- ・軽易な入力ミスまで履歴で残ってしまうと、窓口職員の心理的負担になる。
- ・住民票の写しの異動事由の出力有無が、異動事由によって自動的に判断されるとあるが、どのような事由なのか。
- ・異動事由に応じて自動化されることは望ましいが基準はどのように定めるのか。個別対応はできるのか懸念される。

また、ベンダからは、実務上の不都合・懸念等として、システムの改修規模や他業務システム連携への影響等が挙げられた。

(参考) ベンダから挙げられた実務上の不都合・懸念等の例

- ・当社システムでは「履歴は異動事由に応じて自動的に出力の有無を仕分ける」仕様は過大となり、ユーザーも画面内容と住民票の写しの印字結果を確認する手間が増える。
- ・当社システムはデータの持ち方が大きく異なり、改修規模が大きくなる。他業務システム連携への影響が懸念される。
- ・原票として記載されるべき情報が記載されていれば、住民票の履歴に残らなくても、異動データ(操作履歴)が残ればよい。

住民記録情報の正確性・整合性確保や、誤記に伴う職権修正を行った場合の他部局及び他機関からの照会対応のためには、誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残すべきである。しかし、その方法としては、原票に残す方法もシステムログに残す方法もありうる一方で、原票に残るのか、システムログに残るのかによって、職員の心理的負担は変わりうる。また、システムへの負荷も変わりうる。

そこで、

- ・誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残しつつ、
- ・住民票の写し等の証明書の交付時には誤記修正の履歴は記載しない

方法として、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、B案を検討することとする。

【A案】(第2回検討会での方針案を基本とした案)

住民票(原票)の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票(原票)に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。

【B案】(今回、新たに比較検討する案)

誤記修正の履歴は住民票(原票)に記載しないが、システムログに、いつ、誰が、何を(before)、どう(after)修正したかをわかりやすく、容易に検索可能な形で残す。

3. 改製関係

昨年末に実施した全市区町村・ベンダ意見照会結果では、任意の改製について、約3分の1の自治体、約半数のベンダが必要と回答した。住民基本台帳法第10条の2で「市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。」とあり、必ずしも法制度上認められていることが全てシステム上対応できる必要はないものの、多くの自治体・ベンダが必要と回答していることを踏まえ、任意の改製もできることとする。

ただし、改製が必要と考える理由は、性別変更や特別養子縁組、帰化、誤記等への対応や、町名地番変更等の住民が望まない履歴や自治体の都合で発生した履歴を証明書等に出力しないためというものが多く、改製をしなくても、住民票の写しに出力しない等により、対応できるものと思われる。

(参考)全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

(個人票/世帯票にかかわらず)

・住民票原票は、欄の大きさの上限(履歴を保持できる上限回数のこと。)を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。

・住民票原票は、任意のタイミングで手動改製ができること。*

*論点1に整理したとおり、住民票の原票上は全ての履歴を異動事由とともに保存するものの、住民票

の写し等の証明書に記載する履歴については、異動事由に応じて出力の有無を仕分けることができるため、住民票原票に対する任意改製は実質的にあまり発生しないと想定している（以下の「(論点)」を参照）。ただし、ベンダ移行や市町村合併等、自治体の判断によって個別事情により、改製が必要となるケースもあり得るため、手動の任意改製機能は維持する。

(参考) 自治体から挙げられた任意の改製が必要な場面

- ・ 住民票上に住民が「表示されることを望まない過去の履歴事項」等があるとき。

例：性別変更、帰化、離婚による氏の変更、DV 支援対象者、職員による誤記、戸籍再製（続柄変更、過誤、虚偽、不実等）、特別養子縁組（特に養親と特別養子が同居している婆は、戸籍届出と転入と同時の場合も、実父母と特別養子が互いに追跡できないよう、前住所を空欄に設定する必要があるため）、特別養子縁組の解消（システムでは異動事由を持っていないため、職権修正で修正を行い、その旨を備考に記載することを想定している。その場合には任意の改製機能を使って改製を行う必要が出てくる。）

- ・ 市の都合（住居表示、換地等）の事案。（自治体）
- ・ 就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出された場合。（自治体）
- ・ 市町村側の誤入力により、改製されるべきものが改製されなかった場合に必要。例えば、出入国在留管理庁長官通知において、外国籍住民の氏名の漢字が通知と入力で相違があったことが入力直後に分かった場合、履歴の残らない修正をした後に手動で改製する必要がある。（しなかった場合、印鑑登録事務等の他業務の表示に関わるため。）

その一方、履歴のうち一部を記載して一部を記載しないという機能を実装していないパッケージもあり、その場合、事由ごとに履歴の記載の有無を変える機能よりも、（履歴を記載する場合）全ての履歴を記載することとしつつ、性別変更、特別養子縁組等の事由があったときに自動改製を行う機能の方が、ベンダにとって実装が容易であることも考えられる。

そこで、

- ・ 任意改製の機能は維持するとともに、
- ・ 住民票の写しにおける履歴の記載方法については、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」を採用し、
- ・ 履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用する

ことを前提に、上記第2回検討会での方針案を基本としたA案とともに、B案・C案を検討することとする。

【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

性別変更、特別養子縁組等（※）の場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、性別変更、特別養子縁組等（※）の履歴は記載しないようにする。（この場合も、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等（※）の履歴が記載されることになる。）

【B案】（今回、新たに比較検討する案）

性別変更、特別養子縁組等（※）の場合、異動履歴を住民票（原票）に記載し、自動で改製する。（この場合も、住民票の除票の写しの請求があり、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等（※）の履歴が記載されることになる。）

【C案】（今回、新たに比較検討する案）

性別変更、特別養子縁組等（※）の場合も、自動改製はせず、また、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合にデフォルトで履歴を非表示とすることもしない。改製したいと考える自治体は手動で改製し、改製したくないと考える自治体は改製しない。（この場合も、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等（※）の履歴が記載されることになる。）

※ 便宜的に、「性別変更、特別養子縁組等」としたが、これについても以下で照会する。

【回答様式】

以下について御回答ください。

I 五論点

1. 届出処理・取消処理等

構成員・準構成員にお聞きします。

- 現在、住民票の写しにおける履歴の記載方法については、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」とすること、履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用することを前提に、以下のA案とB案のどちらが良いかを検討しています。

【A案】（第2回検討会での方針案を基本とした案）

住民票（原票）の記載事項に係る変更・修正については、誤記修正の履歴も含め、全て住民票（原票）に記載するが、住民票の写し等の証明書の交付時には、誤記修正の履歴は自動判断で非表示とする。

【B案】（今回、新たに比較検討する案）

誤記修正の履歴は住民票（原票）に記載しないが、システムログに、いつ、誰が、何を（before）、どう（after）修正したかをわかりやすく、容易に検索可能な形で残す。

※ 便宜的に、「性別変更、特別養子縁組等」としたが、これについても以下で照会する。

(1) A案とB案のいずれかについて、どちらが良いという強い考えはありますか。いずれかに○を付けてください。

() 強い考えがある。

() 強い考えはない。

(2) (1) の回答にかかわらず、A案とB案のうち、中長期的に見てより良い案及びその判断した具体的な理由を御回答ください。

選択肢	回答（いずれかに○）	具体的な理由
中長期的に見てA案の方が良い。		
中長期的に見てB案の方が良い。		
どちらでも変わらない。		

(3) 誤記修正も含め、容易に検証可能な形で全ての履歴を残しつつ、住民票の写し等の証明書の交付時には誤記修正の履歴は記載しない方法として、A 案・B 案以外の方法が、A 案・B 案よりも中長期的に見て良いと思う場合は、その案を具体的に記述してください。そう判断した具体的な理由も併せて記載してください。

[A 案・B 案よりも中長期的に見て良い案]

--

[具体的な理由]

--

3. 改製関係

構成員・準構成員にお聞きします。

- 現在、改製のあり方について、任意改製の機能は維持すること、住民票の写しにおける履歴の記載方法については、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式 (A 方式)」とすること、履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式 (方式②)」を採用することを前提に、以下の A 案・B 案・C 案のいずれが良いかを検討しています。

【A 案】 (第 2 回検討会での方針案を基本とした案)

性別変更、特別養子縁組等 (※) の場合、異動履歴を住民票 (原票) に記載し、改製しないが、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合、デフォルトでは、性別変更、特別養子縁組等 (※) の履歴は記載しないようにする。(この場合も、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等 (※) の履歴が記載されることになる。)

【B 案】 (今回、新たに比較検討する案)

性別変更、特別養子縁組等 (※) の場合、異動履歴を住民票 (原票) に記載し、自動で改製する。(この場合も、住民票の除票の写しの請求があり、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等 (※) の履歴が記載されることになる。)

【C 案】 (今回、新たに比較検討する案)

性別変更、特別養子縁組等 (※) の場合も、自動改製はせず、また、住民票の写し等の証明書で履歴を記載する場合にデフォルトで履歴を非表示とすることもしない。改製したいと考える自治体は手動で改製し、改製したくないと考える自治体は改製しない。(この場合も、特別の求めがあった場合は、性別変更、特別養子縁組等 (※) の履

歴が記載されることになる。)

(1) A案・B案・C案のいずれが良いという強い考えはありますか。いずれかに○を付けてください。

() 強い考えがある。

() 強い考えはない。

(2) A案・B案・C案のうち、中長期的に見てより良い案及びそう判断した具体的な理由を御回答ください。

選択肢	回答 (いずれかに○)	具体的な理由
中長期的に見てA案が良い。		
中長期的に見てB案が良い。		
中長期的に見てC案が良い。		
どちらでも変わらない。		

(3) 任意改製の機能は維持すること、住民票の写しにおける履歴の記載方法については、「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式(A方式)」とすること、履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式(方式②)」を採用することを前提に、A案・B案・C案以外の方法が、A案・B案・C案よりも中長期的に見て良いと思う場合は、その案を具体的に記述してください。そう判断した具体的な理由も併せて記載してください。

[A案・B案・C案よりも中長期的に見て良い案]

--

[具体的な理由]

--

(4) 任意改製の機能は維持すること、住民票の写しにおける履歴の記載方法については、

「異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式（A方式）」とすること、履歴のデータ構造については、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式（方式②）」を採用することを前提に、以下の表に記載された異動事由について、デフォルトでは履歴として記載しない、もしくは自動改製するという特別な取扱いが必要なもの（A案・B案において便宜的に「性別変更、特別養子縁組等（※）」と記載しているもの。C案では、特別な取扱いをしないため、関係ない。）については○、そのような特別な取扱いは不要なものには×を記載してください。また、表にない項目で上記のような特別な取扱いが必要な異動事由がありましたら、特別な取扱いが必要と考える理由とともにご記入ください。

異動事由の種類	履歴のデフォルト非表示や自動改製対応等の特別な取扱いの要否（○か×で回答）
性別変更	
特別養子縁組	
特別養子縁組の解消	
帰化	
離婚による氏の変更	
DV支援対象者に関するステータスの変更	
職員による誤記	
戸籍再製（続柄変更）	
戸籍再製（過誤）	
戸籍再製（虚偽・不実）	
住居表示	
換地	
就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出された場合	

（上記以外に特別な取扱いが必要な異動事由）

異動事由の種類	特別な取扱いが必要と考える理由

(参考)

○住民票の写しにおける履歴の記載に関する方式

A方式：異動の履歴を備考欄又は統合的に記載する欄に表示する方式

①-A、④-A

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	××2丁目3番4号	住所を定めた日	令和元年12月10日
		届出の年月日	令和元年12月12日
本籍	〇〇県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 前住所：△△1丁目1番1号 令和元年12月10日 誤記により住所を訂正 訂正前：××2丁目3番3号			

ここは備考欄または統合的に記載する欄とし、各項目の異動履歴を記載する。改製はせず、異動が多い場合は、本欄が次頁改ページして続きが記載される。この欄より上は最新の状態を標記する。

B方式：異動の履歴を各項目に表示する方式

①-B、④-B

住 民 票

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	△△1丁目1番1号	住所を定めた日	昭和55年5月5日
	××2丁目3番3号	住所を定めた日	令和元年12月10日
	××2丁目3番4号	住所を定めた日	令和元年12月10日
本籍	△△1丁目1番1号	届出の年月日	令和元年12月12日
筆頭者	総務 太郎		
転入前住所	●●県●●市●●		
昭和55年5月5日 転入 昭和55年5月6日 届出 令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出 令和元年12月10日 誤記により訂正			

各項目の変更した部分を見え消しで表示

C方式：1異動1葉とする方式

①-C、④-C-1/3

住 民 票 (除 票)

氏名	総務 太郎	個人番号	省略
		住民票コード	省略
旧氏		生年月日	昭和35年1月1日
続柄	世帯主	性別	男
世帯主	総務 太郎	住民となった日	昭和55年5月5日
住所	×× 2丁目 3番 3号	住所を定めた日	令和1年12月10日
		届出の年月日	令和1年12月12日
本籍	○○県□□市△△1丁目1番1号	筆頭者	総務 太郎
転入前住所	●●県●●市●●		
令和元年12月10日 転居 令和元年12月12日 届出			
令和元年12月10日 誤記により訂正			

○データ構造に関する方式

方式①：項目ごとに履歴データを持つ方式

(例) 最新表：最新情報を保持 (改製原においては改製時点データ)

履歴表：住民票記載事項の各項目に対する履歴を保持

項目ごとに履歴表がある。

履歴_個人氏名

履歴_性別

履歴_生年月日

履歴_住民票コード

履歴_現住所

履歴_世帯主

履歴_続柄

履歴_本籍

履歴_筆頭者

履歴_備考

異動ジャーナル表：異動の前・後データをジャーナルとして保持

方式②：時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式

(例)・住民票に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。

なお、世帯に関するデータも個人ごとに保持する。

- ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1からの単純連番とする。
- ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に係わらず、全項目の内容を保持する。
- ・履歴番号が最大のデータを1件 SELECT することで、その個人の直近データの全項目を取得する。

例：青木太郎が松町1番地へ転入、その後、松町8番地へ転居

同時に、青木花子が青木太郎の世帯へ転入した場合は以下のとおりとなる。

宛名番号	履歴番号	世帯番号	住所	氏名	生年月日	性別
0000001	1	0000100	松町1番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000001	2	0000100	松町8番地	青木 太郎	2003.01.07	男
0000002	1	0000100	松町8番地	青木 花子	2005.12.30	女

方式③：時点ごとに変更のあった項目の履歴データを持つ方式

- (例)・最新原票の情報を管理する個人テーブルと、各項目の履歴を一つにまとめた証明用の履歴テーブルを保持する。
- ・履歴テーブルには、それぞれの行に異動事由を保持し、どの項目が何の事由で履歴ができたのかを把握する。
 - ・証明発行時に発行すべき履歴を自動的に判別し、履歴を無限に作成することで、改製の概念はない。

方式④：毎回改製することとし、改製の版として履歴を持つ方式

照会2： 他業務関係について

		構成員③		構成員④		構成員⑤		構成員⑥		構成員⑦		構成員⑧		構成員⑨		
		必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	必要性	その理由(具体的)	
問2-1	入力した住所に応じて小学校、中学校の表示ができること。小中一貫校・中高一貫校の前期3年間に対応した学区表示ができること。	不要		不要		(選択してください)		必要	転居や転入時の説明をするのに、あったほうが良い機能。	不要	転入の際の届、転入学通知書発行しているため、基本の学区情報が必要	不要	住民基本台帳では学校等を確認する必要はない。また、現在は学区に関係なく通えるためである。 ※住民記録システムとして必要とは言えないが、他業務のアンケート調査等で学区単位での抽出を行う場合もある。	必要	異動受付時に転入学通知を交付しているため	
問2-2																
①	選挙人名簿への登録の有無	不要		不要		必要	年齢要件で判断が一律可能なため、②～⑦精密ではないものの、必要とした。	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	都道府県の選挙の時、引き続き都道府県の区域に住所を有しているか確認するために統合端末で確認するが、その際、住民記録で選挙人名簿の登録の有無を確認する。	不要	住民基本台帳では名簿への登録状況について確認する必要がないためである。 ※住民記録システムで管理する必要はない。	必要	法令上必要なため ※用途不明	
②	国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	不要	転出証明書に記載する内容が分かれればよい	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	転出証明書への記載のため	必要	住基異動後の案内課を防ぐため必要である。	必要	最新情報を転出証明書(住所設定用の住民票)へ記載するため	
③	後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	不要	転出証明書に記載する内容が分かれればよい	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	転出証明書への記載のため	必要	〃	必要	最新情報を転出証明書(住所設定用の住民票)へ記載するため	
④	介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	不要	転出証明書に記載する内容が分かれればよい	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	転出証明書への記載のため	必要	〃	必要	最新情報を転出証明書(住所設定用の住民票)へ記載するため	
⑤	国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、資格取得・喪失年月日	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	不要	転出証明書に記載する内容が分かれればよい	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	転出証明書への記載のため	必要	〃	必要	最新情報を転出証明書(住所設定用の住民票)へ記載するため	
⑥	児童手当を受けている旨、開始月・喪失月確認	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	不要	転出証明書に記載する内容が分かれればよい	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	不要	住民システムからの他システムへの直接の問い合わせは総合窓口システムで実現すべき。必要なデータはデータ連携で取得するのよいのではない。	必要	転出証明書への記載のため	必要	〃	必要	最新情報を転出証明書(住所設定用の住民票)へ記載するため	
⑦	個人番号カードの保有の有無	必要	フストップ窓口を想定し、業務効率化のため必要	必要	住民システムへ取り込んで案内に使用する	必要	受付業務(異動届事前審査、総合窓口業務(他課窓口案内))、転出証明書発行業務で、資格情報を必要とするため	必要	転出や転入時の説明のためには必要。	必要	転出証明書への記載のため 規定では必要ないが、転入のときに継続処理の要確認のためには必要	必要	〃	必要	異動受付時に案内や内部情報について案内するため	
問2-3	労働基準法第111条代用証明を発行できること	不要		不要	手書きの証明書が多い。	不要	戸籍の記載事項証明書の為、住民記録システムに実装させる必要はない。併せて住民記録システムの記載事項証明書等は条例・規則に定める必要と考える。	必要	住民票で足りるとい意見もあったが、代替手段がないのであれば必要。	不要	戸籍証明書のため	不要	住基法に労働基準法111条に代わる法令はない。住民票の写しや記載事項証明書で対応すれば良い。	不要	他システムで対応	
問2-4	日本人・外国人で学齢児童が校区変更を伴う異動をした場合、転入学通知(転入学通知)・区域外転出通知(転出通知)が出力できること。	必要		必要	学校手続きの案内は必要	必要	総合窓口等を実施し、本業務を事務分掌に含む場合、必要な機能	必要	問2-1と同様	必要	教育委員会のため	不要	住基担当課が行うことではないため	不要	異動入力完了した状況でのみ出力できる機能となるため ※異動以外の手続きが不要の方に対して、異動入力に要する時間を待たせまいと、手書きで対応しています。	
問2-5	裁判員候補者名簿作成に伴う選管からの宛名情報に住民情報を付加すること。	必要		必要		必要	問2-6の残存外字が住基ネット明細フォントを利用するため、住民記録システムの機能に実装されている方が確りやすい。	必要	業務効率の向上	必要	最新の宛名情報は住民記録が管理しているため。	(選択してください)	必要	裁判員候補者名簿の調製するために必要な住民情報(本籍含む)を選管では保有しておらず、データ出力できないため。	必要	裁判員候補者名簿の調製をするために必要な住民情報(本籍含む)を選管では保有しておらず、データ出力できないため。
問2-6	裁判員対象者の本籍データ及び残存外字データが抽出できること。	必要		必要		必要	同上	不要	本籍データは、戸籍システム側で対応すべき。	必要	裁判員対象者に本籍地情報を付加するため。	(選択してください)	必要	本籍・残存外字データを選管では保有しておらず、データ出力できないため。	必要	
問2-7	性別、生年月日、地区、抽出人数を指定して住民を無作為抽出することができること。対象者の宛名シールを出力することができること。	必要	他課からのニーズが多いため	不要		必要	実装する場合、住民記録システムまたは宛名管理機能での実装と考える。利用部門の送付先住所・氏名の反映もポイントとなる。 データ利用申請に関しては、住民記録システムを取り扱う部門が許可者になると考える。 利用シーンは以下。 無作為抽出は年に3回程度。 (設問の主旨はこれに合致し、この場合送付先情報は関係なく、住民記録システムの内容で問題がない) 宛名シール発送(設問の主旨に付加価値の付いた機能。対象者CSVを投入し、合致した宛名番号の対象者全員の宛名シール印刷) 多くの利用部門が利用する。課毎1年に数回利用している。しかしながら、単に4情報等出力させるだけでなく、営繕主名・該当者(子ども)等、出力形態が課々で各利用システムで機能を実装しよう。	必要	EUCで対応しても良いと考えるが、抽出人数が多い場合は、サーバ上で作業できたほうが効率が良い。	必要	定期的依頼があるため。	必要	アンケート調査等で使用するため、現在は住民記録システムのEUC機能を使用している。	必要	他部署で行う、市民を対象としたアンケート調査に用いるため。倉敷市では年間20回程度あり。 ※EUCで同様の機能が提供されるのであれば可	
問2-8	区画整理・住居表示対象者を抽出し、データ更新の一括処理をした後、当該情報を住基ネットや他業務システムに連携できること。	必要	住基情報が住基ネット及び他業務に反映する必要があるため	必要		必要	改修費用が高額で、単なるオプション機能ではない内容と考える。 【必要となる機能】 ①地籍対照表作成 ②世帯主対照表作成 ③該当者CSV作成 【一括処理が対象となる宛名システム】 ①住民記録(住居者) ②戸籍管理(本籍)、別票 ③宛名管理(住居外・法人・共有) (住居者は住民記録から反映) ④他に個別に住居保持システム(国保、介護、後期等) 【他機関連携システム】 ①住基ネット ②マイナンバー ③コンビニ交付、自動交付機 ④広域連合、国保連合会等	必要	当該内容は、通常の情報連携の範疇で行うべき。	必要	大量の作業が想定されるため	必要	通常の異動と同様に一括更新後に情報連携を行うのは当然のことであるため必要である。	必要	負担軽減	
問2-9	区画整理・住居表示対象者に、事前通知を出力できること。	必要	業務効率化	必要		必要	問2-8と同じ	(選択してください)	対象者が住民へのという意味であるのあれば、必要。	必要	大量の作業が想定されるため	不要	事前の通知等は区画整理等の担当課が行うこととする。	必要	負担軽減	
問2-10	区画整理・住居表示対象者に、事後通知を出力できること。	必要	業務効率化	不要		必要	問2-8と同じ	(選択してください)	対象者が住民へのという意味であるのあれば、必要。	必要	大量の作業が想定されるため	必要	住所や戸籍の変更証明書は住基・戸籍担当課が発行すべきであるため必要である。	必要	負担軽減	
問2-11	住居表示等変更証明書を発行できること。	必要	業務効率化	不要		必要	便利機能と考えます。 問2-8と考え方を異にし、証明書の扱いがあった方が利便性があると考えます。 ※一々該当者を検索し、証明書を手書きにするより業務効率向上。	必要	住居表示における住所の変更は住基システムで行うものであるため。	必要	住民サービスのため	必要	住所の変更手続きを行うものは多くあるため発行機能は必要である。	必要	負担軽減	
問2-12	住居表示等変更証明書を履歴管理し、過去の時点の証明書を発行できること。	必要	業務効率化	不要		必要	問2-11と同じ	必要	住居表示における住所の変更は住基システムで行うものであるため。	不要	住民票での対応	必要	実業後、暫く経ってから相続登記や名義変更登記と併せて住所の変更登記を行う場合があるため必要である。	必要	負担軽減	
問2-13	氏名、住所等の必要な項目を任意に入力・編集し、死亡の異動通知または個別の処理により、死体埋火葬許可証を発行できること。また、これを発行した人を管理し、再度検索して照会、発行、再発行ができること。	必要	業務効率化	不要		必要	便利機能と考えます。 ※戸籍機能の一部に実装されている。但し戸籍機能の場合、制約があり「死亡届を審査まで終了しないと発行できない」等、運用(夜間受付等)と一致しないため手書きになっている団体もある。住民記録システムで実装する場合、住民票が無く戸籍届出による届出を住民記録システムで扱えるとしていく必要がある。	必要	死亡届は戸籍業務であるため、戸籍の行システムで実現すべき内容	必要	死体埋火葬許可証等は死亡届による住基異動の一連の処理とした方が間違い等もなく市民の利便性も良い。	必要	他システムで対応			

		構成員③		構成員④		構成員⑤		構成員⑥		構成員⑦		構成員⑧		構成員⑨	
		必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）	必要性	その理由（具体的に）
問2-14	軽自動車税申告書の添付書類として必要な住所証明書を発行できること。	不要	—	不要	—	不要	住所、氏名等変更履歴が証明できれば良いと考える。 (選択してください)	不要	—	不要	住民票での対応	必要	東西市では軽自動車用の住所証明書を発行しており機能はあった方が良い。 (軽自動車用の住所証明書は軽自動車検査協会が認めた一部の地域のみ有効の為今後は必要が無くなる可能性がある)	不要	他システムで対応
問2-15	転出時に自動で介護受給資格証明書を発行できること。	不要	—	不要	—	必要	転出地で発行する証であり、転出と同時に手渡しできた方が住民の利便性がある。	不要	現在、介護受給資格証明書は番号制度の情報連携に置き換わっているため不要。	不要	他にも介護での確認が必要なため、介護窓口での対応を行っている	必要	転出証明書と同時に発行できた方が市民の利便性等から必要である。(案内刷れを防ぐ)	不要	他システムで対応

Ⅰ 五論点

1. 届出処理・取消処理等

	準備成員①	準備成員②	準備成員③	準備成員④	準備成員⑤	準備成員⑥	準備成員⑦
(1) A案とB案いずれかに強い考えの有無	強い考えがある。	強い考えがある。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えがある。	強い考えがある。
(2) 中長期的に見てより良い案	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てB案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てB案の方が良い。	中長期的に見てB案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。
具体的な理由:	B案のシステムログに残る方式の「システムログに・・・」が具体的にどのような形で残すのか、また、どの様に使用するのか目的が不明ですが、「時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式(方式②)」であれば、「いつ、何を(before)、どう(after)修正したか」は判断可能と考えます。 運用上も取って「異動内容」や「〇月〇日の異動」で検索する事は発生せず、住民をキーに検索すると想定され特にシステムログを残し、検索する機能の実装は必要無いと考えます。 また、「システムログで保存する」とありますが、別途ログとして保存するのであれば、データ移行が必要となります。中間標準レイアウトに新たに情報を追加することになり開発に伴うベンダーの負担や、移行時の職員負担の増につながると考えます。	方式②で管理することを前提にする場合、A案の方が管理、住民票の写しへの出力制御が容易である。異動事由を「誤記修正」的なもので方式②テーブルに記録し、住民票の写しへの出力時には異動事由で「誤記修正」以外のものを抽出するだけでよい。	当社システムのデータ構造に類似しているため。	A案でもB案でも対応工数はあまり変わらないことが想定されるが、標準化をする上ではA案の方がシステム間の機能差異が出ていくことが想定される。また、データ移行時の工数も抑制されると想定される。	誤記修正としてシステムログに詳細(いつ、誰が、何を(before)、どう(after)修正したか)を記録し、かつ容易に照会可能であれば、A案と同様に即座に訂正内容についてその理由が確認できるため、不要な履歴を管理せずデータ容量を削減できる。また、それに伴いシステム移行時の負荷も削減できる。 さらに、未登録外字における仮文字での運用等を考えると、A案の場合は運用に伴う訂正(誤記ではない訂正等)の異動事由が別途必要となり、履歴を照会する際や証明発行時にも煩雑な運用になる可能性がある。	住民票を交付する認証文で「この写しは住民票の原本と相違ないことを証明します。」と書いてあります。「本当に相違ないか確認したいので、原本をみせてほしい。」と言われたとき、Aパターンだと、原本と証明に相違がある事になります。戸籍はコンピュータ化するとき、「謄本・抄本」という言葉から、「全部事項証明・一部事項証明」と変えさらに、認証文も「この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを認証する」から「これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。」と変えています。住民票のシステムの初期は、紙を原本として書庫等に保管していましたが、磁気ディスクが原本として認められるようになり、紙の原本を廃止していた経緯があります。住民票は紙を原本とし、それを写した証明の名残のままと考えます。 ※住民票も「この写しは、住民票の登録事項の全部を証明した書面である。」という認証文に変更すれば、システムから原本を印字することも廃止でき、Aでも不都合はなくなると思いますが、訂正の訂正など考えても、システムが複雑になることからB案を希望します。	・他部署、他機関から照会されたときにすぐに対応できる ・住記システム自体を他部署に公開していれば誤記修正であったことの問い合わせを受けない ・原本は磁気ディスクであるため、B案の修正履歴のない修正は改ざんにあたるとも考えられる
(3) A案・B案よりも中長期的に見て良い案						強制変更や強制削除した場合、変更の前後を、別テーブルに保管すること。また、そのデータはオンライン画面から更新日時順に時系列で確認することができる。	
具体的な理由						履歴も含め証明として印字する場合は、住民基本台帳の磁気ディスクに記録している内容をすべて証明。 最新のみ場合は、証明の「省略」という運用で問題ないと考えます。ただし、事件事故発生時に、原因や理由等を調査できるような、データベースと画面があれば問題ないと考えます。 Windowsのゴミ箱のイメージ	

	構成員①	構成員②	構成員③	構成員④	構成員⑤	構成員⑥	構成員⑦	構成員⑧	構成員⑨
(1) A案とB案いずれかに強い考えの有無	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えがある。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えがある。
(2) 中長期的に見てより良い案	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。	中長期的に見てA案の方が良い。
具体的な理由:	ベンダーが変わった際に、B案だと追跡できるようにシステムログも引き継ぐ必要があるのではないか。A案で自動判断の元となる「誤記」という制御情報を原票データと一緒に引き継ぐ方が良いのではないか。	他システムとの連携を考慮した場合は、全てのデータ更新内容を履歴として残し連携した方が、スムーズな業務運営に繋がると考える。 (住基担当者他業務担当者の調整がほぼ不要となる)	住基システムに入力した内容については、全て住民票に記載すべきと考える。その中で、誤記記載をあえて表示する選択肢も可能であり、自治体によっては、不要と思われる記載を省略可能することもできるためA案を選択 さらに、他業務連携を考慮し誤り情報連携の実態把握が容易である事、ミスを見逃さず共有すべきといったデジタル社会文化醸成にはA案	システム移行を考えるとA案が良い。原票に記載があれば誤記があったことがすぐわかる。システムログでは原票見てわからない	「誤記修正」 1. 住民票発行後、市民から指摘があった場合 2. 単なる入力間違の場合 特に1に関しては「住民票に証明すべきものではない」と解釈しております。 また、誤記に関しては、住民票の記載に関わることで、住民票の履歴に残すのが本旨と考えます。 またアクセスログも、同様に操作ログなどで当然取得されるべきものと考えます。	極めて限定的な場合(異動に関係しないシステム移行等)のみに改製をするという考え方で統一し、通常の異動で予測できるスク립トに対して自動で対処できることにより、重大なミスは回避できるため	すぐに誤記修正した場合は影響は少ないが、時間経過後に修正した場合、どのタイミングで修正したのか確認する場面はあると考えられるが、システムログでの管理を行うと、異動の履歴を確認するのに作業が煩雑になりそう	原票とログの2重管理は煩雑すぎて(一連の履歴確認のオペが難しくなる)現実的ではない。また、ログに残るため精神的な負担の軽減にはならないと考えます。(見せ方を変えているだけなので)	
(3) A案・B案よりも中長期的に見て良い案									
具体的な理由									

1 五論点

3. 改製関係

		準構成員①	準構成員②	準構成員③	準構成員④	準構成員⑤	準構成員⑥	準構成員⑦
(1)	A案、B案、C案いずれかに強い考えの有無	強い考えがある。	強い考えがある。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えがある。	強い考えがある。
(2)	中長期的に見てより良い案 具体的な理由：	中長期的に見てB案の方が良い。 A案、C案の場合、自動改製しないことにより「誤った（住民や住民の求めている情報を記載した）住民票を発行する」可能性が有ります。また、近年各自治体からベンダーへの要望は、機械的に判断できるものは判断してアラートなりエラーとする様求めてこられる傾向が強くなっています。ベンダーとしては顧客の運用差を設定等で吸収しますが、それがシステムの肥大化や保守コストの増大を招きます。基本的に機械的に判断できるものに対しては一律の処理を実行する様規定することで良いと考えます。	中長期的に見てB案の方が良い。 センシティブな対応が求められるケースであり、改製してしかるべき履歴の非表示（前住所など実親とのつながりを示すもの）を担保すべきと考える。	中長期的に見てB案の方が良い。 ・多数の市町村が異動履歴は印字すべきでない判断した異動事由であれば、新たな住民票を調製した方がよいので、B案かC案がよい。 ・C案は二度手間になるので、B案がよい。	どちらでも変わらない。	中長期的に見てA案の方が良い。 A案とC案は初期表示の違いだけなので、システムの制御はどちらでも対応はあまり変わらないと思われる。B案については、自動改製を搭載することになり、従前の改製の考え方が残ることになるので、A案かC案がよいと思われる。	中長期的に見てC案の方が良い。 これまでの議論であったとおり、基本的に改製は不要という考えであるが、システム移行時や再転入時の住民票がどのタイミングで途切れるかという部分は判別すべきと考えるため、そういったケースの改製はあって良いと考える。 B案、C案とも異動の内容や自治体の運用によって改製がありえるとなると、システム導入時や移行時の負荷が発生する。 証明書への異動履歴記載選択があれば基本的に改製は不要と考える。	中長期的に見てA案の方が良い。 B案C案では実質的に任意改製ができることとなる。満欄改製、任意改製概念自体が紙原票の考え方であり、デジタル手続の時代に合わない。改製なし前提とするため、A案が最良。実際にA案の運用をしている団体から問題を聞いたことはない。
(3)	A案、B案、C案いずれかに強い考えの有無 具体的な理由						C案	

		構成員①	構成員②	構成員③	構成員④	構成員⑤	構成員⑥	構成員⑦	構成員⑧	構成員⑨
(1)	A案、B案、C案いずれかに強い考えの有無	強い考えがある。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。	強い考えはない。
(2)	中長期的に見てより良い案 具体的な理由：	中長期的に見てA案の方が良い。 紙ベースでのデータ管理から脱しようとしているのに、記載したくないデータを除くために記載制御でなく、改製という他の目的のためにあった手段を使う必要は無いと考える。	中長期的に見てB案の方が良い。 住民とのトラブルの防止と運用の容易性	中長期的に見てB案の方が良い。 ・特別養子縁組に関しては、実親・養親間で互いに戸籍の表示がわかることのないよう、住民票を改正し、従前の住所欄を空欄対応とする認識でいたため。（平成3.3.26埼玉県地方課あて電話回答） ・性同一性障害、性的指向、性自認に関係から、性別変更した場合は、改製の配慮をとってもよいと考える。	中長期的に見てA案の方が良い。 デフォルトでは、性別変更、特別養子縁組等の履歴は記載しないようにしているのいい。	中長期的に見てB案の方が良い。 特別養子縁組は制度の主旨から他の届出と相違し、「できうる限りその事実が簡単に読み取れない形にするのが望ましい」と考える。 B案は自動改製の配慮等、システムの措置がとられているので、他の案より上記主旨に沿っているものと考えます。	中長期的に見てA案の方が良い。 改製した場合は、150年保存の関係で通常の改製原との取り扱いと同様の扱いができるのか、できない場合は改製のデータ管理が複雑になる。	中長期的に見てB案の方が良い。 日本加除出版の「住民記録の実務」では「修正後の住民票について、改製すべきか否かが問題となり、改製すべきか否かが問題となる。特別養子制度の趣旨からかんがみれば、改製すべきである。」とある。初任者が証明書を発行する場合を考えると、改製されてい	中長期的に見てB案の方が良い。 現在の住民票で住民にとって不利益となりえる性別変更や特別養子縁組等は異動履歴の記載が無い方がよいと思われ、誤って履歴が記載された写しを交付してしまうことを避けるためにも改製した方がよいと思う。	中長期的に見てA案の方が良い。 極めて限定的な場合（異動に関係しないシステム移行等）のみに改製をするという考え方で統一し、通常の異動で予測できるスク립トに対して自動で対処できることにより、重大なミス回避できるため
(3)	A案、B案、C案いずれかに強い考えの有無 具体的な理由									

3. 改製関係

履歴のデフォルト非表示や自動改製対応等の特別な取扱いの要否

異動事由の種類	準構成員①	準構成員②	準構成員③	準構成員④	準構成員⑤	準構成員⑥	準構成員⑦	構成員①	構成員②	構成員③	構成員④	構成員⑤	構成員⑥	構成員⑦	構成員⑧	構成員⑨
(4) ①性別変更	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×
②特別養子縁組	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
③特別養子縁組の解消	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
④帰化	○	×	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×
⑤離婚による氏の変更	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
⑥DV支援対象者に関するステータスの変更	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
⑦職員による誤記	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
⑧戸籍再製（続柄変更）	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑨戸籍再製（過誤）	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
⑩戸籍再製（虚偽・不実）	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
⑪住居表示	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑫換地	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑬就籍の届出に至らない者等の住民票を作成した後、出生届が提出された場合	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	○	×
特記					<p>特殊な取り扱いが必要かどうかは自治体様の運用に伴う判断と考えるため、現状のパッケージシステムで履歴のデフォルト非表示や自動改製を実施しているかという視点で回答。</p> <p>なお、上記異動事由の種類は仕様書（案）の1.2.2異動事由よりもさらに詳細な分類であり、この単位でシステムの挙動を変える場合は異動事由とは別にこの粒度での管理項目の定義も必要となる。</p>											

⑭上記以外に特別な取扱いが必要な異動事由

	異動事由の種類	特別な取扱いが必要と考える理由
準構成員	国籍取得、国籍喪失	帰化と同様、国籍跨りの異動については現状でも標記していないし、必ず改製を実施している。
準構成員	国籍取得	外国人住民票を除票し、日本人住民票を調製するため。
準構成員	国籍喪失	日本人住民票を除票し、外国人住民票を調製するため。
構成員	国籍取得、国籍喪失	帰化と同等。 日本人、外国人の情報を同じ住民票に記載するのは難しいため
準構成員	任意改製	制度上必要なため。
準構成員	転出取消、職権回復	新たな住民票を調製するため。
準構成員	再転入	宛名番号は引き継ぐが、新たな住民票を調製するため。
準構成員	市町村合併	事実として、吸収合併した市町村以外は強制改製しているため。
準構成員	他社からのシステム移行	住民票の仕様違いや、データ移行費削減等のため、事実として、強制改製しているため。ただし、強制改製前の改製原をデータ移行しない場合は特別な取扱いは不要。

五論点・二様式についての考え方（4. 除票関係）（案）

除票の管理方法については、除票用の別 DB で管理する方法と、現在の住民と同じ住民記録システム DB 内で管理する方法が考えられるが、全市区町村・ベンダに意見照会を実施した結果、検索や更新のレスポンス速度、中・長期のランニングコストやデータ移行等の観点から別 DB で管理する案の評価が高かった。そのため、除票については現行の住民記録システムとは別の DB で管理することを標準とする。

（参考）全市区町村・ベンダ意見照会に付した第2回検討会での方針案

- ・除票については、現在の住民の住民情報を管理する住民記録システム DB とは別の除票用 DB で管理すること。なお、転出者等について税務事務等で必要となる宛名管理に関しては、「統合宛名」、「住民登録外管理」等のシステムで別管理とする前提で考慮すること。
 - ・除票用 DB で管理する際の除票データのレイアウトは中間標準レイアウト仕様をベースとしたレイアウトとすること。
- ※除票の写しは、除票となった時点でのシステム画面や証明書様式にかかわらず、今後、本検討会において定める除票の写しのレイアウトで出力すること。

* 除票については、本案のように除票用の別 DB で管理する方法と、住民記録システム DB 内で管理する方法が考えられるが、住民記録システム DB 内で管理する場合、今後データ形式が標準化されるまでは、除票も各社独自のデータ形式で管理されたものを、ベンダ更改のたびに移行するコストが発生する。また、除票データを現住民と同じ DB で保管することにより、通常の住基事務の処理速度に影響を及ぼすことも考えられる。この点、本案のような別 DB 管理であれば、除票 DB のデータ形式を中間標準レイアウト仕様をベースとしたレイアウトに統一することで、データ移行のコストは発生せず、通常の住基事務の処理性能への影響も生じないと考えられる。150年保存を考えると除票データは莫大な量になるため、長期的に負担が少ないと考えられる除票の別 DB 管理を標準仕様書案とする。

（参考）自治体・ベンダから挙げられた除票別 DB 保存のメリット

- ・除票を別 DB で管理するようになれば、ベンダ変更時に除票用データ移行作業が発生しなくなるため、システム更新、ベンダ移行においては中長期的にはメリットがある。
- ・システム更改時に除票発行部分を検証し直すことが無くなる。除票発行機能が共通なため運用保守に係る経費が減る。
- ・150年同じベンダと契約することは考えにくいいため、本案のように別システムで管理した方が除票150年保存のために良い。除票 DB のレイアウトが中間標準レイアウトであれば初期移行や他ベンダへリプレースする際も移行が容易となる。
- ・現在、他ベンダのシステムからのデータ移行作業を実施しているが、かなり独特なデータレイアウトのため苦慮しており、除票分だけでもレイアウト等が統一されていれば、データ移行に係る期間や費用が抑えられる。
- ・データ移行について、共通のレイアウトになれば、データ移行コストが下がる。
- ・当時除票と現行除票の相違部分を気にすることなく移行が可能。移行作業が最小化される。

- ・除票を150年保存する必要がある、データ量が多くなり使用頻度の低い除票用DBと、使用頻度の高いオンライン用DBを分けることで、検索や更新のレスポンスが落ちない。
- ・別DBへの移行を1年1回等にすれば、バックアップ等の頻度を減らせる。

一方で、除票を現行の住民記録システムと別のDBで管理することに対しては、①現行の住民記録システムとの横断的な検索や、②届出や処理の誤りによって削除前の状態に戻す処理ができなくなるのではないかということ懸念する意見も寄せられた。特に、除票となった後数年間は、③再転入時の同一人判定や、④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携のために、現行DBでの保管を望む意見が多かった。

(参考) 自治体・ベンダから挙げられた除票別DB保存のデメリット

- ・移行期間中の現行システムとの併用による実務的負担が生じることへの懸念。(自治体)
- ・2系統の検索が必要とならないか、検索する職員のスキルによって検索結果が相違しないか懸念がある。特に再転入等においては、除票情報から宛名番号等を引き継いでいるので、除票用DBでの検索の手間が生じる上、除票になっているか不明な場合、両DBで検索する必要があるため、入力や検索が正確にできるか懸念される。(自治体)
- ・除票用の別DBへ移行するのは、除票後何年経過したものからになるのか、あまり早いと再転入時、同一人判定をするのが困難とならないか懸念がある。また、選挙の資格の判断や国保の過年度更正等に影響が出る。(自治体・ベンダ)
- ・除票の回復処理の際に、住民票を復元する項目が必要。また、除票を共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻す場合、不足情報があると戻せないため、除票DBに移行する際の項目についても整理が必要。(自治体・ベンダ)
- ・回復時と除票修正データ連携の配慮が必要。住基以外の他業務では、先住所を始めとする除票の修正も取り込むため、デジタル手続法施行以前どおり、削除後5年程度は住民記録システムにもデータを入れておくといったガイドラインがあれば良い。従来の5年経過抹消の機能は活かしつつ、外付けの除票システムを配置することで、従来どおりの業務運用が可能。(ベンダ)
- ・DBを追加管理することでランニングコストの増加が見込まれる。また、両DBを別々に操作する手間をなくすために、住民記録システム本体から除票用の別DBを呼び出す機能をユーザーから求められる可能性があり、移行コストの増加も見込まれる。(ベンダ)
- ・データ容量肥大によるレスポンスの低下は少なくできそうだが、当社ユーザーはデータの除票年数による物理削除は現在も実施しておらず、費用対効果は低い。データ量も多くないため、既存のDBでの管理とした場合でもレスポンスの低下にはそこまで影響はない。(ベンダ)

そこで、

- ・除票については、現行の住民記録システムとは別のDBで管理することを前提に、以下のA案、B案、C案を検討することとする。

1. 現行の住民記録システムDBから除票用DBへのデータ移行のタイミング

【A案】

除票になった瞬間に除票用DBに移し、同時に住民記録システムDBから削除する。

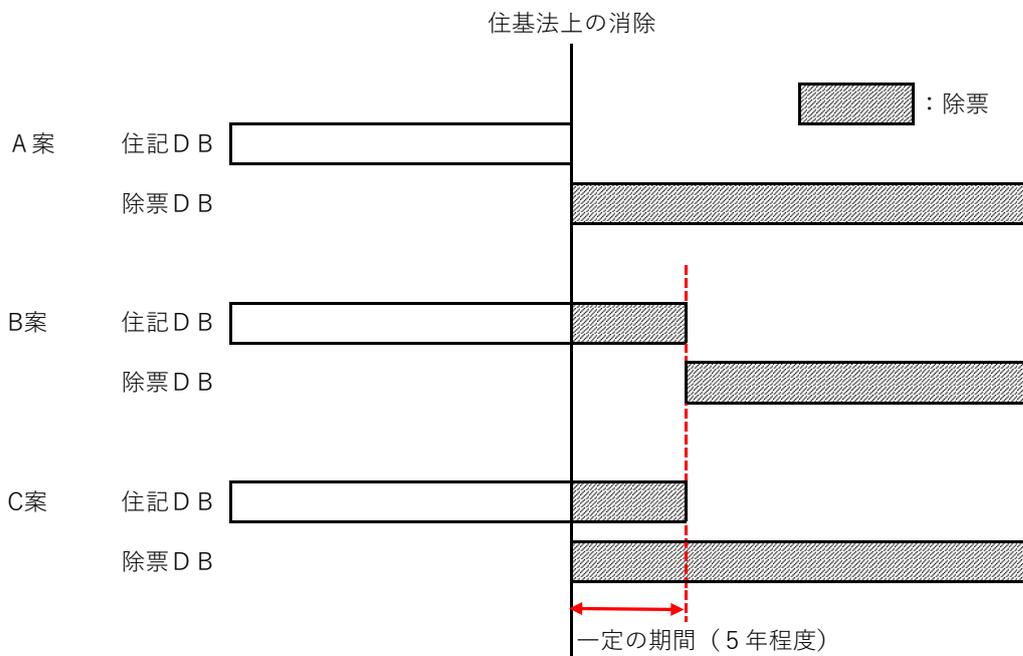
【B案】

除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録システム DB に保管する。一定の期間経過後に除票用 DB に移し、同時に住民記録システム DB からは削除する。

【C案】

除票になった瞬間に除票用 DB に移すが、除票になった後、一定の期間（5年程度を想定）は現行の住民記録システム DB でも重複して保管する。一定の期間経過後は、住民記録システム DB からは削除する。

<各案のイメージ>



※ 「一定の期間」は、後ろの照会で照会するので、一旦、「5年」の想定で、記述する。

前提

- ・法制度上、住民票は転出・死亡等により消除された時点で除票となる。以降の議論は、5年経過によって管理するDBを変えるかどうかの問題であり、法制度上、5年を経過しようがしまいが除票となることには変わりはない。
- ・法制度上、消除の取消し（いわゆる回復）自体は、特に期限なくできるものである。以降の議論は、5年経過によって例えば「回復」ボタンを押すことで回復できるか手入力が必要になるか、また、住民記録システムDBから回復させるか除票用DBから回復させる

かの問題であり、以降の結論によって、5年経過後、消除の取消し（いわゆる回復）自体ができるかどうかが変わるわけではない。

①現行の住民記録システムとの横断的な検索

★Q1～Q13は、システム設計やシステム上のパフォーマンスを問うものであるため、準構成員のみお答えください。準構成員におかれましては、記述している機能の実装可否、実装の負担等も含めて御回答ください。★

Q1 A案の場合も、必要に応じて、住民記録システムDBのみから検索するのか、除票用DBのみから検索するのか、住民記録システムDBと除票用DBを通じて横断的に検索するのかを選択できれば差し支えないとも考えられます。また、いつも住民記録システムDBと除票用DBを通じて横断的に検索するとすると、パフォーマンスが落ちることも考えられますが、住民記録システムDBと除票用DBを通じて横断的に検索しなければならないケースは、住民記録システムの処理全体の中でそこまで頻度が高くないとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。住民記録システムDBと除票用DBを通じて横断的に検索しなければならないケースの頻度が、全体の検索処理の中で概ね何%程度かの数字を把握されている場合は、併せてお答えください。

Q2 B案の場合、除票が、5年経過の有無によって別々のDBに保管されており、除票としての横断検索ができず、不便と考えられます。一方、除票を検索する頻度がそれほど高くないとすると、除票を検索する際には住民記録システムDBも除票用DBも併せて同時に検索することとしても差し支えないようにも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

②消除前の状態に戻す処理（いわゆる回復処理）

Q3 A案の場合も、回復処理自体はそこまで頻度が高くないことから、回復処理をしよう

とるときは除票用 DB を見に行くことにしても、全体としてのパフォーマンスに影響しないとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。回復処理の頻度が、全体の異動処理の中で概ね何%程度かの数字を把握されている場合は、併せてお答えください。

(なお、「除票を共通レイアウトとした場合、取消しや回復などで、除票から原票へ戻す場合、不足情報があると戻せない」といった意見がありましたが、不足情報がないように除票のデータ項目を定めることとしているため、不足情報はないという前提でお答えください。)

Q4 同様に、B 案・C 案の場合、5 年経過後も、除票用 DB にあるのであれば、除票用 DB を見に行って、除票用 DB にある除票データを基に、簡単に回復させることとしてもよいようにも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

③再転入時の同一人判定

Q5 A 案の場合も、除票用 DB を見に行けば再転入の判断ができるとも考えられます。一方、転入があるたびに除票用 DB を見に行くとする、パフォーマンスが落ちることも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

Q6 B 案・C 案の場合も、5 年経過後も、除票用 DB にあるのであれば、除票用 DB を見に行って、再転入の判断ができるとも考えられます。一方、転入があるたびに除票用 DB を見に行くとする、パフォーマンスが落ちることも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

Q7 その際、例えば、以下のような機能とすることについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。(機能の要否、実装可否等を含めて御回答ください)

「転入処理を行うとき、削除後5年以内のデータは、住民記録システムが住民記録システムDBを自動で検索して再転入の判断を行って、再転入者である場合はアラートを表示し、従前と同一の宛名番号を振る。削除後5年以上を経過したデータは、(当該転入者から再転入者である旨の申出があった場合等)職員が必要と判断したときは、除票用DBを検索して再転入の判断を行って、再転入者である場合はアラートを表示し、従前と同一の宛名番号を振る」

④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携

Q8 A案の場合も、除票用DBのデータを住民記録システムを通じて他システムと連携させれば差し支えないとも考えられます。一方、他システム連携のたびに除票用DBを見に行くとなると、パフォーマンスが落ちることも考えられます。もっとも、他システム連携の中で、除票も含めて連携させなければならないものはそこまで多くないとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。他システム連携の中で、除票も含めて連携させなければならないものがどの程度あるか、何らかの数字を示せる場合は、併せてお答えください。

Q9 B案・C案の場合も、5年経過後も、必要あれば、除票用DBのデータを住民記録システムを通じて他システムと連携させて良いとも考えられます。ただし、そのような必要がないのであれば、わざわざそのような機能を実装する必要はないとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

※その他、B案とC案の想定されるデメリットについて

Q10 B案の場合、除票が、5年経過の有無によって別々のDBに保管されており、ベンダ更改時に、共通レイアウトで移行できる除票と移行できない除票が存在し、不便だとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

Q11 C案の場合、重複があり、非効率とも考えられますが、5年分の除票データは、全体の住民記録システムDBのデータ量からすると、大したデータ量ではないとも考えられます。このことについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。5年分の除票データが、全体の住民記録システムDBのデータ量の概ね何%程度かの数字を把握されている場合は、併せてお答えください。

Q12 以上の回答を踏まえ、A案・B案・C案のうち、中長期的に見て（特に、150年保存であることを前提に）どれが良いと考えますか。具体的な理由とともに御回答ください。

- 中長期的に見てA案が良い。
- 中長期的に見てB案が良い。
- 中長期的に見てC案が良い。

（具体的な理由）

--

Q13 A案・B案・C案以外の方法が、A案・B案・C案よりも中長期的に見て（特に、150年保存であることを前提に）良いと思う場合は、その案を具体的に記述してください。そう判断した具体的な理由も併せて記載してください。

（A案・B案・C案よりも中長期的に見て良い案）

--

（具体的な理由）

--

2. 「一定の期間」について

（1）期間

★Q14～Q15は、構成員・準構成員ともに御回答ください。★

Q14 1ではB案又はC案の「一定の期間」を仮に5年としていましたが、5年が良いですか、それとも、それ以外が良いですか。具体的な理由とともに御回答ください。

「一定の期間」として望ましい期間	そう考える具体的な理由
年	

（2）頻度

Q15 仮に5年とした場合、個人ごとに、削除後5年経過すると同時に除票用DBへの移行や住民記録システムDBからの削除を行う方法もあれば、1年に1回、決まった日（例えば、5月1日）にまとめて除票用DBへの移行や住民記録システムDBからの削除を行う方法もあります。また、半年に1回、2年に1回等、それ以外の方法もあります。いずれが良いか、具体的な理由とともに御回答ください。

() 個人ごと

(例：個人ごとに、消除後5年経過すると同時に除票用 DB への移行や住民記録システム DB からの削除を行う)

() 1年に1回

(例：消除後5年経った後の最初の5月1日に同時に除票用 DB への移行や住民記録システム DB からの削除を行う。)

※ この場合、仮に5月1日としましたが、システム処理の負荷等を考えて、より良い日があれば、具体的な理由の中で併せて御回答ください。

() その他

(具体的な理由)

--

3. 仕様書施行前の除票について

(1) 保管形式、証明書の出力形式

★Q16は、技術的な内容であるため、準構成員のみお答えください。★

Q16 除票の写しを除票となった当時の様式レイアウト(紙のレイアウト)で出力するというカスタマイズがある一方で、本標準仕様書施行前に除票となったものを本仕様書に規定するデータ構造に変換することはコストが大きいという意見があります。

そこで、仕様書施行前の除票について、できるだけ効率的に保管し、証明書を出力する方法として、以下のような取扱いとすることについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。「個人番号及び4情報をインデックスとした上で」としている箇所について、具体的に何をインデックスにすれば良いか、「PDF形式(又は画像形式)」としている箇所について、具体的にどのファイル形式が良いかも具体的な理由とともに併せてお答えください。

- ・ 住民記録システム標準仕様書施行後に除票となるものについては、本仕様書に規定するデータ構造で保管すること。
- ・ 本仕様書施行前に除票となったものについては、本仕様書に規定するデータ構造で保管するか、又は個人番号及び4情報をインデックスとした上で、PDF形式(若しくは画像形式)で保管すること。

- ・ 本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとするときは、除票となった当時の様式レイアウトにかかわらず、本仕様書に規定する様式レイアウトで出力すること。
- ・ PDF形式（又は画像形式）で保管している除票について、その写しを発行しようとするときは、本仕様書に規定する様式レイアウトにかかわらず、そのまま出力すること。除票の記載事項証明書を発行しようとするときは、システム外（ワープロソフト等）で対応すること。

（２）過去なかった項目

★Ｑ１７は、構成員・準構成員ともに御回答ください。★

Ｑ１７ 除票の写しについて、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目（旧氏、個人番号）について、表示しないようにするカスタマイズを実施している自治体があります。しかし、施行時点によって、欄の追加・削除をすることは、システム上、非効率であると考えられます。

上記の取扱いによれば、「住民記録システム標準仕様書施行後に除票となるもの」は全て旧氏も個人番号もあるため、当面、そのようなカスタマイズは想定されないと考えられます。他方、「住民記録システム標準仕様書施行前に除票となったもの」についても、本仕様書に規定するデータ構造で保管することを許容していることから、旧氏や個人番号が住民票記載事項でない時点で除票となったものも本仕様書に規定するデータ構造で保管されることも考えられます。

そこで、以下のような取扱いとすることについて、どのように考えますか、具体的にお答えください。

- ・ 本仕様書に規定するデータ構造で保管している除票について、その写し又は記載事項証明書を発行しようとする場合、発行対象者の住民票が削除された時点では法に追加されていない項目があった場合、項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を空欄で出力すること。

★Q18は、技術的な内容であるため、準構成員のみお答えください。★

Q18 上記下線部について、上記下線部に代えて、以下とすることについて、費用面やシステム改修の負担がどのように変わるか、それぞれ具体的にお答えください。(ほとんど変わらない場合もその旨お答えください。)

- ・ 項目名(例:旧氏)を記載し、項目内容を「***」とする

- ・ 項目名(例:旧氏)を「***」とし、項目内容も「***」とする

デジタル社会に必要な機能について（案）

		準構成員①	準構成員②	準構成員③	準構成員④	準構成員⑤	準構成員⑥	準構成員⑦
(1) 実装すべき案	問題の有無	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし
	ありの理由	特に問題はありません。	大きな方向性としては問題ありませんが、以下2点は、確認事項です。 ①「現すべき機能のCSV形式取込対象の3点目は必須でしょうか。」「住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ」については、他3点に比べ入力簡略化の利点は低く、かつマイナンバーカードの普及に伴い「マイナンバーカード券面事項」の取込み機能があれば、証明書交付事務の簡素化は図れるため、必須にする必要はないと考えます。 ②「転出証明書のQRコードの仕様まで含めて記載をお願いします。」		①CSVデータを取り込むプログラムの開発工数を抑えるために、CSVのレイアウトを定義した方がよいと思います。 ②異動者が外国人の場合、職員のデータ入力負担を抑えるために、在留カード券面事項を追加した方がよいと思います。			
	修正文	指摘はありません。	①異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。 ・転出証明書に記載のデータ ・住民異動届に記載のデータ ・マイナンバーカード券面事項（4情報（住所・氏名・生年月日・性別）及び個人番号） ②「転出証明書にQRコードを印字することを標準とする。QRコードの仕様も標準仕様で定める。なお、QRコードリーダーを実装するかどうかは各自治体の判断に委ねられる。」		①例：CSVデータファイルのレイアウトは、「届出事由,届出年月日,届出時刻,異動年月日,あたらしい住所,いままでの住所,住民票コード,個人番号,氏名,生年月日,性別,国籍・地域,在留資格,在留期間等,在留期間の満了の日,在留カード等の番号,第30条45規定区分」をUNICODEのカンマ区切りとする。 ②在留カード券面事項（4情報（住所・氏名・生年月日（不詳日あり）・性別）及び国籍・地域、在留資格、在留期間等、在留期間の満了の日、在留カード等の番号）			
(2) 転出証明書QRコード印字	裏面印字	○	○（問題あり）	○	○（問題無し）	×	×	○
	問題点	特に問題はありません。	一般的に証明書の裏面印刷は行ってない（プリンタの設定等にも影響する）ため、自治体様によっては対応可否の判断が分かれる可能性がある				転出証明書を発行するプリンタが両面可能仕様となっていないのが通常です。改ざん防止用紙であるため、両面プリントにも向いていません。	
	複製印字	×	×	○	○（問題無し）	×	×	○
(3) QRコードのスペース	問題点	QRコード印字面に、偽造防止処理や各自治体の模様・地紋が入っている場合に、汎用コードリーダーで読み取りに問題がないか確認が必要と考えます。（黒系・濃い目の模様がある場合に影響しないか）		基本的に問題ないが、複製の場合では、今まで1枚であったものに対して、常に2枚出ることになるため、市町村担当者に抵抗がある可能性がある。また、2頁目も改ざん防止用紙に出力することになると想定するが、2頁目の印字内容（QRコード、公印、認証文等）についての議論が必要と思われる。		・裏面よりも2頁目の方が現実的です。ただし、通称の記載と削除に関する事項がある場合のQRコードが2枚目なのか3枚目になるかを明確なルールとして頂きたいです。 ・通称履歴自体のQRコードは4枚目になるかを明確なルールとして頂きたいです。 ・改ざん防止用紙にQRコードを印字するより白紙の方がよいと考えます。 ・市内市外の住所コードについて、J-Lis全国住所辞書のような共通化されたコードを前提として頂きたいです。住民記録システムが異なるベンダの出力したQRコードを取り込む場合、住所コードを共通化していないと、日本語住所でのマッチングが必要になってしまうためです。	2ページ目も改ざん防止用紙か？その場合、QRコードのみで改ざん防止用紙1枚を使うのは自治体的に問題ないか。また、2枚目のQRコードと1枚目の転出証明書の情報とリンク付けする必要がある。	
	案	QRコードを複数使用する。（例えば、世帯員毎にQRコードを作成し、氏名欄付近に配置する等）	転出証明書の枚数（人数）を3に設定し、空いたスペースにQRコードを出力する。	1頁4人分の想定なので、行番号の下辺りに、それぞれQRコードを出力することはどうか。（1頁にQRコードを4つ出力）	●QRコードに記録する情報を予め圧縮する（Deflate圧縮⇒Base64エンコード等） ※転出証明書のフォントを小さくするのはよくないと思います。		転出証明書のフォントを小さくし、QRコードを印字できるスペースを広くする。また、複数QRコードを印字し、1つ目のQR、2つ目のQRでそれぞれ格納する内容を取り決めて印字する。世帯員ごとにQRを分ける。また、デジタルに連携するならば、住所については住所文字列である必要はなく、住所コード（が統一できれば）とし格納量を削減することができる。	①外国人項目登録を可能な限り排除 ②CSVの作成ルール 医療情報交換仕様 JAHIS参考にして作成 ③QRコードは1人ずつ作成 ※上記3案を加味したサンプルを添付します。スマホカメラで読み取れます。
(3) QRコードのスペース	理由	QRコードに載せられる情報量に限度があり、転出証明書のすべての情報は入りません。また、1つのQRコードにするとサイズもかなり大きくなります。複数に分割することで、サイズを小さく出来ると考えます。	(2)で示された案は必ず裏面や2頁目の印刷が発生するが、左記の案だと3人以内の転出のケースでは1頁に収まる。	読込は4回必要になるが、1つのサイズ的には小さいサイズで実現が可能と想定しているため。	●CSV形式でそのままQRコード化する場合に比べて、QRコードのサイズを小さくできるため。 ●転入先の市町村でQRコードを使用したデータ入力できない場合、文字の確認がしにくくなるため。また、QRコードを使用したデータ入力ができる場合でも、外字の文字の確認がしにくくなるため。		1枚で転出証明書とQRコードの2つ印字したほうが、アプリケーション制御、視認性とも有利である。国土交通省の車検証のイメージがよいのではないかと考える。	①登録が無い方がシンプルであるため。 ※登録をはずせば、帳票設計の自由度が高まる。 ②処方箋のQRコードの統一仕様の考え方が理想であると考えたから。 ※転出証明書に限らず、申請書や届書が同じ仕様で利用できるように、ヘッダーではなく、項目に語彙番号を付け制御する方式の方が拡張性が高いため。 ③一部の転出取消の可能性と入力する場合の利便性を考慮して。

		構成員①	構成員②	構成員③	構成員④	構成員⑤	構成員⑥	構成員⑦
(1) 実装すべき案	問題の有無	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし
	ありの理由		マイナンバーカード券面事項に加え、在留カード及び特別永住者証明書の券面事項を加えるべき。				○	
	修正文		以下を追加する。 ・在留カード券面事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間及び在留期間の満了日、許可の種類、在留カードの番号） ・特別永住者証明書券面事項（氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、特別永住者証明書の番号）					
(2) 転出証明書QRコード印字	裏面印字	○	○	○	○	○	×	○
	問題点	両面に印刷するようにシステム改修の必要がある。また、使用しているすべてのプリンタがそれに対応しているか不明。					両面印刷の場合、特に結露や湿度の高い時期では用紙ジャムが発生しやすい	両面ユニットが必要
	複製印字	○	×	×	○	○	○	×
(3) QRコードのスペース	問題点	転出証明書が複製になると、プリンタに取り忘れることがあるので、注意が必要。	改ざん防止用紙使用量が2倍 綴じる手間と用紙を取り違えて綴じてしまうリスク	現行1枚で済むところ、必ず複製になり手間がかかる				・複製のため制度開始直後の渡し忘れ（職員） ・転入時に住民の持参忘れ
	案	すべての転入で、統合端末で、転出証明書のQRコードを読み取り、特例転入ができるようにする。		①住所辞書ファイルを活用 ②日付は西暦8桁 ③筆頭者名は氏を省略 ④性別はコード化	①漢字等文字列は可能な限り使用せず、コード化できるものはコードの状態記録する。 ②世帯項目・個人1人目…など、各項目の右側に分割したQRコードを表示するようにする。	QRコードに記録する情報の項目・桁数を限定し、例外的に対象外となったデータや溢れたデータは手入力することとしてQRコードのサイズを調整する		
(3) QRコードのスペース	理由	QRコードには、一人分の住民票コードまたは個人番号が登録されていれば、QRコードのサイズも問題ないため、現在の転出証明書のレイアウトもほぼ変更がない。但し、すべての転入において、特例転入の情報を作成する改修が必要となる。また、紙で持参した転出証明書と統合端末から出力される転出証明確認書の取り扱いを決める必要がある。転出証明書にQRコードを記載することで、職員の入力誤りが少なくなり、手続きの時間の短縮化につながる。住民にとって、書かなくていい届となること、転出証明確認書から、転入の異動届を自動的に作成する機能ができれば、住民サービスになる。		①数字を活用 ②狭間日等考慮せず西暦8桁とし手入力で補充 ③本人氏を流用 ④数字を活用	①氏名・町字はやむを得ないが、日付・都道府県・市区町村・続柄・在留資格などは短縮化が可能。 ②少ない文字数であればQRコードのサイズを小さくできることで、元の記載項目の表示が小さくなりすぎることもない。	(ベンダー等によるテスト結果など、実情に応じて決定いただければよいと考えます)		

		構成員⑧	構成員⑨
(1) 実装すべき案	問題の有無	あり	あり
	ありの理由	①一般的な世帯構成（4人世帯）を考慮すると、容量的に問題があるように思われる。 ②盗み読み等のセキュリティ対策が盛り込まれていない。	単にCSVで出せることだけでは、データの並びなどについて標準化できない可能性がある。CSVのデータ項目と並びは標準仕様書に記載する必要がある。
	修正文	①拡張性の高いQRコードを使用すること。 ②QRコードは暗号化して印字すること。	取り込むCSVのデータ項目及び並びは別に示す内容とする。
(2) 転出証明書QRコード印字	裏面印字	○	○
	問題点		両面印刷機能はプリンタのスペースが増大するほか、費用面でも負担が高まるが、やむをえないと思われます。
	複製印字	○	×
(3) QRコードのスペース	問題点		改ざん防止用紙は普通紙に比べコストが高いので、複数枚の負担が高い。
	案		共通事項は一つのQRコードにまとめ、個人の事項は個人別にQRコードを作成する
(3) QRコードのスペース	理由		複数人のデータを一括して作成するとQRコードが大きくなる可能性があるため、分割して小さいQRコードを複数のせれば、スペースを柔軟に使用できる。

五論点・二様式についての考え方（4. 除票関係）（案）

	準構成員①	準構成員②	準構成員③	準構成員④
1. 現行の住民記録システムDBから除票用DBへのデータ移行のタイミング				
Q1	(A案) ①住民記録システムDBと除票用DBを通じた横断的に検索	隣社と同様の認識であり、住民記録システムDBと除票用DBを通じて横断的に検索しなければならぬケースは頻度としてそこまで高くはないと考えます。具体的な数字は把握しておりませんが、以下のケースが該当すると考えます。 ・再転入時に検索するケース ・除票を回復させるケース ・過去居住情報を確認するケース	除票を発行するケースは少ないと想定しているが、転出・死亡直後には、該当者を照会処理で確認するケースは多いと想定しているため、照会処理のパフォーマンスは落ちる可能性があり、事務処理にも影響がある可能性があるかと想定している。	証明交付においても異動においても、基本は横断的に検索し、対象者が多い場合は「現住民のみ」等のフィルターをかける運用になると考えます。基本的にはパフォーマンスに差異はないと考えます。
Q2	(B案) ①住民記録システムDBと除票用DBを通じた横断的に検索	現在のDBMSやプログラムの仕様から、双方のDBを同時検索する事が出来ず、夫々検索することになります。除票を検索する場合、まずは、住民記録DBを検索し、該当者がいない場合、除票用DBを検索する手順となりますが、パフォーマンスに影響はないと考えます。 実装の負担ですが、具体的な工数については、ご提示できませんが、A案<B案<C案とされており、B案は、Aより、負担が大きいと考えています。	一定期間の定義が照会・発行の用途によって異なってくるので、業務として差し支えないかは市町村への意見照会が必要と思われる。 なお、住民記録DBと除票DBを一括に検索することについては、一時的にはパフォーマンスが低下することは明らかであるが、各ベンダのインターフェースの工夫によって、改善できる余地はあるかと思う。	隣社パッケージの検索画面は、宛名をキーにして検索しているので影響はありません。検索用の全体管理するデータベースを保有し、検索一覧で選択したデータにより住民票に遷移するか、除票に遷移するかになると考えます。
Q3	(A案) ②削除前の状態に戻す処理（いわゆる回復処理）	異動を実行する際は対象者が特定されているため、何れかのDBを検索に行くこととなります。 回復処理の場合は、除票扱いになっている住民を検索することになるため、除票用DBから検索するため、全体としてのパフォーマンスは大きく影響しないと考えます。 なお、回復処理の頻度については把握していません。	回復処理自体、頻度が高くはないと想定しているため、全体としてのパフォーマンスには影響はないと想定している。	パフォーマンスの観点では、頻度も少なく問題ないと考えます。
Q4	(B案・C案) ②削除前の状態に戻す処理（いわゆる回復処理）	お見込みのとおり、何れの場合であっても5年経過後も除票用DBにある除票データを基に回復させることで良いと考えます。ただし、B案は、住民記録DBに除票を管理することになるため、除票者が住民記録DBに存在しない場合、除票用DBを検索する手順となるため、A案、B案と比較すると多少、処理が複雑になります。	Q3の回答と同様	回復処理は、簡単ではないです。例えば、5年前の死亡届の誤りが発覚し、回復したとします。死亡者本人は、復元する為の情報が揃っていれば、復元が可能です。しかし、その人が属した住民票の他の構成員までも復元する事はかなり難しいです。死亡者が復活する事により、世帯主を妻に直し、子の世帯主名を変更し、同居人がいればその人の続柄も戻す必要があります。回復の要求機能の範囲が明確でないため、システム化対応の可否判断が難しいですが、現在上記のような状態になった場合、職員も回復処理に苦慮している事からより簡単に回復できるシステムを求められているのではないのでしょうか？
Q5	(A案) ③再転入時の同一人判定	隣社システムでは、転入時、マイナンバー、氏名、生年月日などをキーに住民記録DBに対して、再転入者（除票者）かどうかの検索を行っており、検索するDBが除票用DBに変わるだけで、パフォーマンスに影響はないと考えています。また、再転入時の検索対象は住民記録システム上に管理されているデータのみのみならず、「統合宛名」、「住民記録外管理」等で管理しているベンダも有り、個人の最新のみ保持しておくことや、年齢を130歳未満で絞り込む等ことにより検索対象を絞り込むなどで、パフォーマンスを維持する工夫で対応可能と考えます。	再転入の判断は可能と考えます。 また同一人判定については、住民コードや個人番号で特定されることが大半であるため、その場合のパフォーマンスは特に問題ないと考えますが、氏名や生年月日のみの同一人判定の場合は除票用DBのデータ重複率ではパフォーマンスが落ちる懸念があります。	一時的にはパフォーマンスは落ちると想定される。ただし、中長期的に考えると、日本人には個人番号のデータが除票DBに存在するため、チェックする項目が限定的になり、将来的にはパフォーマンスの問題も改善されると想定している。ただし、個人番号が変わるケースや外国人の転入者もいるため、同一人のチェックは、パフォーマンス面を考慮した標準仕様策定が必要と考える。
Q6	(B案・C案) ③再転入時の同一人判定	本質問も基本的にQ5と同様の回答となります。	Q5の回答と同様	Q5の回答と同様
Q7	③再転入時の同一人判定の機能案について	実装は可能ですが、再転入時に宛名番号の連続性を必要とするのは、住民記録システムよりは、税務・国保等の制度です。そのため、可能な限り機械的に抽出し、住民記録窓口の負担を最小限にする工夫が必要と考えます。職員または住民の申出等による判断で連続性が確保できなくなる事態は避けるべきものと考え、本機能の実装は、不要と考えます。	実装は可能と考えますが、職員のオペレーションが増すこと、それに伴うシステムの処理分岐が複雑となるため不要と考えます。	実装は可能と考える。ただし、同一人チェックの実施有無は、他業務の影響があるので、一定期間で判断ができるか否かを市町村単位で判断していただく必要がある。
Q8	(A案) ④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携	ベンダによると思われるが、「統合宛名」で住民記録、住民記録外管理システムのデータを一元管理しているシステムであれば、異動した時点でデータを連携しているため、住民記録システムDB、除票用DBを直接参照することなく、システムが動作可能と考えます。 但し、選挙、期日前不在者投票、国民投票、裁判員制度システム連携等、選挙管理委員会向けのシステムは名簿の抹消の為、（特に選挙前は日々）住民記録システムDB、除票用DBの双方を直接参照する方式を採用している場合は、パフォーマンスに影響すると考えます。	除票になった時点で他システム連携は必要ですが、過去の除票を他システムへ連携するケースは少ないと考えます。（具体的な数字はありません。） 除票用DBを見に行くことと連携のパフォーマンスも落ちることが懸念されるため、特に即時連携（リアル、疑似リアル）においては住民記録のみを参照した連携にすべきと考えます。	他業務の要件を把握していないため、回答には十分な調査期間が必要である。 必要な業務が思い当たりません。
Q9	(B案・C案) ④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携	5年経過した除票に対して、どの程度異動（職権修正）が発生しているか情報を持っていないため、判断が難しい所ではありますが、何らかの連携が必要であると考えます。	Q8の回答のとおり、過去の除票を他システムへ連携するケースは少ないと考えます。ただし、絶対ないとは言えないこと、かつ他システムが除票用DBを参照することは適切でないため5年経過後の除票でも別途宛名DBに保持し、他システムへの影響を考慮すべきと考えます。	必要でない想定している。万一、必要であれば、住民記録担当課に問い合わせで除票DBを確認していただくことも事務処理が成立すると想定している。
Q10	(B案) その他想定されるデメリットについて	B案であっても、各ベンダが住民記録システムDBのデータを共通レイアウトにて出力する機能があれば、移行の際に不便になるとは考えておりません。	間にあるとおり、除票に関してベンダを異動するツールが二種類必要となり非効率とされます。	データ移行時には、5年経過せずとも一括で除票に移行できる処理を実施してもらう等の必要があると想定している。 中間標準レイアウトで移行する前提なので、問題ありません。 最低5年分の除票を確認するだけなので、職員負担も削減されると考えます。
Q11	(C案) その他想定されるデメリットについて	異動の少ない市町村では少ないと見込まれますが、首都圏等都市近郊の市町村では転入・転出の異動が多く除票データの占める割合は高くなると思われれます。 なお、C案では5年程度の期間データが二重管理となるため、除票データに対する異動（職権回復等）が発生した場合、住民記録DBと除票用DBを各々更新する必要があり、運用が煩雑なるとともにA案、B案と比較して、プログラムの改修が大きくなると考えます。	具体的な数字はありませんが、除票後5年経過のデータは削除するというのであれば、そこまでデータ量は大きくならないと考えます。	5年分のデータであれば、パフォーマンスには影響ないと想定している。 Q10と同じ
Q12	具体的な理由	中長期的に見て良い A案 除票用DBを150年保存することによるパフォーマンスへの影響及び、プログラムの改修・保守の観点に絞って比較した場合、A案が最良と考えます。 転出取消や回復等、除票用DBを参照して現存者に戻す異動の割合は、低く、異動事由または住民票の種類によって、参照するDBを選択できるため、ロジックも単純化され、パフォーマンスへの影響も少ないと考えます。 B案、C案の場合一定期間、住民記録システムDBを参照可能なため、転出取消や回復の異動、再転入の検索等に効果はありますが、プログラムの複雑さはA案<B案<C案の順で増していきます。	C案 データ量は重複して持つ部分があるため、A案、B案よりデータ量は多いですが、パフォーマンスに影響する量の量ではないと考えます。 それよりも検索、回復、再転入時等に横断的な見方をする必要なく住民記録DBのみで大半の事務処理を扱え、利用者の操作性、パフォーマンスも含めC案が良いと考えます。 なお、他システム連携という観点では、他システムが必要な情報（主に氏名や住所、生年月日、性別等の宛名情報のみ）を宛名DBとして別途保持していれば、直接住民記録DBや除票用DBにある住民記録に特化したデータを参照することもなく、他システム参照に伴う住民記録本体へのパフォーマンス懸念等もないと考えます。	A案 データ管理方法がシンプルであるため、データ移行のし易さ。 B案 A案は、即時性が必要なので、オンライン改修が必要（工数大） B案は、パッチを作成し、年1回除票DBへ移せば良い（工数小） C案は二重管理なので、過去の履歴訂正が発生したとき両方修正する必要がある。
Q13	A案・B案・C案以外の方法 具体的な理由	特にありません。 特にありません。	特に無し	ありません。
2. 「一定の期間」について				
Q14	(B案又はC案) 「一定の期間」 具体的な理由	5年 現時点、法改正前の5年保管が一般的な知識と考えられている考え、年数を想定しました。	5年 改正前の保存年数であり、事務上で参照する頻度や住民記録DBに保持する除票のデータ容量等を考えると妥当。	5年 住民票の履歴が必要な国保や選挙システムの改修量が少なくてすむから。 - 保存期間が150年へ変更される前は、除票の保存期間は5年で、事務処理上、問題はなかったこと。 - ただし、他システムから住民記録を参照する要件を整理するべきと考える。
Q15	頻度 具体的な理由	個人ごと 日々の処理で自動的に実行されることを推奨します。 1年に1回でもシステムのメンテナンス等ありますが、全国一斉に実施した場合は、以下の懸念材料があります。 ①職員による確認が休日に発生し、かつ短期間で大量になり負担増 ②ベンダの社員も同一日に障害対応に備えて待機する等の負担増 ③障害発生時の回復が大量になり復旧に時間を要するリスクが高くなる。	その他 「日次の夜間処理にて5年経過の判定処理を実施し、住民記録DBからの削除を行う。」が良いと考えます。 1年（半年、ひと月）に1回では、不要データが処理実行するまで残り続け、誤って除票を参照する等の懸念があるため。	1年に1回 他業務では年度交替処理等を実施していることがあるが、そのように住民記録システムでも年度処理として実施することは、事務処理として、そこまで負担ではないと想定している。（基本的に自動で実施することを想定していると思うが、エラー確認等のユーザ側の作業も必要ありと考える。） また、決まった日だけではなく、ユーザが任意に日を指定して、除票への移行処理を実施できる処理も必要と考える。
Q16	仕様書発行前の除票の保管形式、証明書の出力形式	本質問は、150年保管の法施行日以前に5年前までに除票した住民票を除票DBで管理することを前提に回答致します。基本的にはデータで保管することを強く推奨します。 ①データに変換する費用は一時的であること ②PDF等の形式が未来永劫保証されているものではない事、今後の技術発展によりさらに効率的な保管方法が見つかる場合、その方式に変換可能であるか保証が不明です。また、仮にPDFで保管可能としても個人番号+4情報に加え、「時点」を示す情報が必要であると見ます。 例：「住民となった日」「住所を定めた日」「削除の異動日」等	個人番号及び4情報をインデックスとした上で、PDF形式。 なお、帳票はPDFで問題ないとするが、除票データをPDF形式のみでの管理とした場合には、再転入のチェックができないので、再転入での管理をどうするか検討が必要と思われる。	個人番号、4情報（住所、氏名、生年月日+性別）+除票年月日（時系列に並ぶように） PDFでは、省略する事が難しいか問題ないでしょうか？ 記載事項証明だけでなく、除票の省略もワークで作成するのが、それとも、イメージデータを証明交付画面で加工し、不要部分（例えば個人番号等）を消す（または黒塗り）するので、システムの範囲が変わります。
Q17	仕様書発行前の除票の過去なかった項目	住民票の写しまたは記載事項証明書に項目名を記載し、項目内容を空欄で出力する事で差し支えないと考えます。 問い合わせがあった場合、除票された時期から、その時点で追加されていない項目名を判断して、回答できると考えます。	特に問題なし	問題ない。 個人によって、動的に制御するとコストがかかるので、実施しない方がよい。
Q18	項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を「***」とする 項目名（例：旧氏）を「***」とし、項目内容を「***」とする	「項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を空欄で出力する」、「***」のどちらでも、システムを新規開発するため、費用面やシステム改修の負担に差はありません。 但し、自動交付機・コンビニ交付等の発行システムに影響するため、改修費用が発生します。 回答は、「項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を「***」とする」と同様の回答となります。	特に費用面やシステム改修の負担は変わらない。 空欄でも「***」でもほとんど負担は変わらない。	ほとんど変わりません。 ほとんど変わりません。

五論点・二様式に

		準構成員⑤	準構成員⑥	準構成員⑦
1. 現行の住民記録システムDBから除票用DBへの				
Q1	(A案) ①住民記録システムDBと除票用DBを通じた横断的に検索	システム的には、「検索」については現存も除票も検索対象としている。住民記録画面側では、除票世帯でも検索し照会できる。検索画面で、現存のみか除票含むかは選択可能なので、仮に現存と除票のDBが分かれても住記的には問題ない。ただ、先に総論で結論を書くこととB案がC案である。	必要に応じて検索先のDBを変えれば問題ないと考えます。 ・転入や転出、住民票の写しの発行等は、住民記録システムDBから検索する。 ・転出取消や回復、除票の写しの発行等は、除票用DBから検索する。 ・再転入者は、除票用DBから検索する。 ・死亡処理で死亡対象者は住民記録システムDBから検索し、その直後の除票の写しの発行では、死亡者は除票用DBから検索する。 ・特別養子縁組等で住民票を強制改製した場合、改製前の住民票(改製原)は除票用DBへ移動し、改製後の住民票は住民記録システムDBへ登録する。 ・帰化等で外国人住民票を削除し日本人住民票を調製した場合、外国人の住民票(除票)は除票用DBへ移動し、日本人の住民票は住民記録システムDBへ登録する。 ・転出者の転入通知受理処理は、転出予定日前であれば住民記録システムDBから検索し、転出予定日後であれば、除票用DBから検索する。 ・転出者は、転出予定日までは住民記録システムDBで管理し、転出予定日の自動一括処理で、除票用DBへ移動する。 ・世帯主変更などで、除票者のデータを見たい場合は、必要に応じてその都度、除票用DBから世帯番号で検索する。 ・照会で、過去の氏名や住所などを含めて検索する場合は、両方のDBを横断的に検索する。 ・一括処理系は、基本的に抽出するデータの基準日を指定する(4月1日時点住民等)ので、基本的に両方のDBを常に参照して処理をする。など。 ※上記のように複雑にはなりますが、機能に応じて検索先(格納先)を適切に変えれば、パフォーマンスが落ちることはないと思います。	除票用DBを検索するケースは外部機関からの住民票照会が大多数だと考えます。外部機関からの住民票照会の場合、該当する住民が見つかる場合は簡単ですが、「該当者なしであること」を確認するための検索方法・ルールは団体様ごとに様々です。除票に対する検索ルールを標準的に定めてしまえば、さほど問題にはならないと考えます。 全体の検索の割合について弊社では把握していません。
Q2	(B案) ①住民記録システムDBと除票用DBを通じた横断的に検索	現在においても移行できない(世帯票→個人票への移行など)除票は、別管理している場合があるので問題ないと考えます。住記よりも他業務(宛名)の考慮が必要であるが、一般的に住記マスタと宛名マスタは別であり、住記で削除されても宛名には除票宛名(または住登外)として残るため問題ない。システム要件として、「5年を標準とするが、5年を固定とせず自治体の事情によりパラメータ設定等で5年を変更できる仕組みとすること」とすればよいと考えます。	除票を検索する頻度は高くはないと推測されますので、除票を検索する際には住民記録システムDBと除票用DBを横断的に検索することで支障ないと思います。	多少不便でも、除票用DBを設ける方がよいと考えます。横断検索ができないのはB案のデメリットですが、B案全体ではメリットの方が大きいと思います。B案デメリットを緩和する方法として、横断検索する機会を減らすのがよいと考えます。除票を検索するのは外部機関(弁護士・行政書士含む)からの住民票照会が最も多く考えられます。A.B.Cのいずれの案でも同様ですが、そもそも除票を150年保存となった目的が登記等のためであるため、外部機関からの住民票照会に対して新たな考え方があって然るべきともいえます。具体的には、①除票150年保存の目的である登記等のための照会に限り除票用DBを検索する、②指定された目的外の住民票照会の場合は、従来どおり5年経過前の除票のみ参照すること、と言った考え方があり得ます。逆に現状のままだとすると、登記等に限らず外部機関からの住民票照会の場合に「該当者なしであること」を証明するために除票DBもしくこく検索することとなり、A案、B案、C案のいずれでも不便となります。 <参考資料 参照>
Q3	(A案) ②消除前の状態に戻す処理(いわゆる回復処理)	回復処理は、除票に対してしか行われなことから問題ないと考えます。	回復処理自体の頻度は高くはないと推測されますので、パフォーマンスには影響しないと思います。 回復処理の頻度について、複数の市町村を確認したわけではありませんが、ある市町村の1ヶ月間での回復処理は8件であり、1ヶ月間の異動処理全体に対する割合は、約0.5%です。 ※※回復処理には、①異動を取り消すという意味の回復と、②除票を回復して新たな住民票を調製するという意味の、2種類があると思います。 ①は、除票用DBに登録されている宛名番号に紐づいた強制改製後の全てのデータを、住民記録システムDBへ移動する処理になります。処理誤りの取消。 ②は、除票用DBに登録されているデータはそのままで、当該者の直近の情報のみを、住民記録システムDBへ転記する処理になります。転出取消や職権回復など。	回復は全体の異動の中の0.1~0.2%程度です。その殆どは誤処理回復であるため、消除後すぐに回復を行っています。A案の場合は消除後すぐに除票用DBに転記するため、回復のために除票用DBを参照する機能が必要となります。
Q4	(B案・C案) ②消除前の状態に戻す処理(いわゆる回復処理)	B案、C案においては、5年経過後の除票用DBから回復できない、その場合は新規に職権記載する、と記載いただいた方がよいと考えます。	設問の通りでよいと思います。	回復のほとんどは誤処理回復であり消除後すぐに行われるため、B案C案であれば問題ありません。そもそも5年経過後に回復というケースがほとんどなく、居住実態調査を踏まえた職権記載となります(おそらく失踪宣告消去くらい)。今でも5年経過した除票の回復は不要だったので、これらもB案C案の場合の除票DBから回復する機能は不要です。
Q5	(A案) ③再転入時の同一人判定	再転入の引用元の対象者は、基本除票者であるため、除票用DBしか見ない。パフォーマンスは変わらない。	ほとんどの市町村が再転入者か否かのチェックを行いますので、数十年後、除票のデータ量が大きくなった際に、パフォーマンスに影響する可能性はあると思います。しかし、これはやむを得ないことだと思います。例えば、生年月日のみでの再転入者の検索を行うようなことはせず、生年月日や性別、個人番号等も含めた複合条件による検索を行うようにすれば、パフォーマンスへの影響は最小限に抑えられると思います。	A案の場合は転入の度に除票DBを参照するため、パフォーマンスが落ちます。
Q6	(B案・C案) ③再転入時の同一人判定	B案、C案においては、5年経過後の除票用DBから再転入処理はできない、その場合は新規に転入する、と記載いただいた方がよいと考えます。	Q5の回答と同じです。	デジタル手続法施行前では5年経過した住民票は削除する団体様も多かった実態を鑑み、5年経過した後に再転入判断は不要です。そもそも再転入判断は宛名として住民情報を利用する他の業務のために宛名番号の再利用をするわけですが、消除後5年経過していた場合は宛名番号を再利用してなくても困ることはありません。これは課税・保険料賦課の適及期間からの考え方ですが、最長住民税でも7年前まで課税までしか遡ることはありません。消除後5年が経過していた場合は他の業務にとっても再転入者と認識する必要性がほぼありません。(考えられるのは滞納ですが、滞納は5カ年も滞納している調査は不能損とします)
Q7	③再転入時の同一人判定の機能案について	B案、C案の場合、消除後5年以上を経過したデータについて、再転入・職権回復の対象としない方がよいと考えます。	当該転入者に聞き取りをしたとしても、消除後何年経過しているのか判断することは容易ではないと思います。また、再転入処理にするのか否かは、業務的というよりは、システム的な要件の方が強いと思います。(例えば、10年前に実際に住んでいたとしても、消除のデータがなければ、再転入ではなく新規転入になる。)このため、再転入者の検索は、最初から除票用DBを含めて行った方がよいと思います。	賛同いたします。 他の業務にとって5年経過している再転入は、宛名番号の再利用をされていなくても問題とならないからです。
Q8	(A案) ④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携	再転入の引用元の対象者は、基本除票者であるため、除票用DBしか見ない。パフォーマンスは変わらない。	業務的には、除票を含めるか否かの観点で問題ないですが、他システム連携のシステム的には、除票用DBは常に見ることになると考えます。例えば、転入して、同日に国保の異動をし、さらに同日に除票した場合、国保業務的には同日除票なので必要なデータかもしれませんが、国保システム的には国保データが存在しますので、国保システムを動作させるために住民記録データが必要になります。	デジタル手続法施行前では5年経過した住民票は削除する団体様も多かった実態を鑑み、これまでの運用実績として他の業務では5年経過した除票を修正する機会も必要です。主に課税・保険料賦課の適及期間が関係することとなりますが、最長住民税の7年です。従前の住基法どおりの5年経過でも、保険料賦課(国保、後期、介護)の適及可能期間の最大となるため問題はないと考えますが、課税の7年の除票を修正できれば、それ以前の除票修正は不要です。そもそも税・国保等を含む住民情報システム全体として、住民記録システム上のデータを宛名としてどのように利用しているかによって発生課題が異なります。次に①宛名システムありタイプと②宛名システムなしタイプで現状認識のイメージ図を記載しました。本検討会のターゲット団体が中核市以上であることを鑑み、住記システムからは独立した宛名システムが存在することを前提にする必要があった方がよいと考えます。その上で、5年経過した除票情報が、宛名情報として宛名システム上に残っているという形が立っつていれば、デジタル手続法施行前と同様に住民記録システム本体に残っている必要もないと考えられます。 <参考資料 参照>
Q9	(B案・C案) ④選挙の資格の判断や国保の過年度更正等、他システム連携	再転入の引用元の対象者は、基本除票者であるため、除票用DBしか見ない。パフォーマンスは変わらない。	Q8の回答と同じです。	Q8のとおり、5年を経過した除票の修正があった場合、他の業務側で個別に修正できれば問題ありません。そのため、デジタル手続法施行前どおりの運用をするだけであるため、連携する必要もありません。
Q10	(B案) その他想定されるデメリットについて	移行時に、移行元システムが5年経過未済の除票を一括で除票DBに格納すればよいだけと考えます。5年経過除票を除票DBに格納する処理をいずれにせよ作るのだから、5年経過の設定を現時点経過に設定変更するだけでいい。	そのとおりだと思います。	どちらも共通レイアウトで移行できれば問題ありません。 また、5年経過前の除票が現存とセットで移行することになってこれと変わらないため不便とはなりません。 これまでのシステム間移行において、現存票も除票も一括改製するケースもありました。特に世帯票から個人票のシステムへ切り替えるときは必須と考えます。この改製原システムとしても除票用DBが使えるようにし、下記のような移行パターンが可能となれば住記移行コストが削減できると考えます。 <参考資料 参照>
Q11	(C案) その他想定されるデメリットについて	5年分重複してデータを持つことは大したデータ量(ディスク容量から見ても)にはならないと考えます。	除票に限らず、住民記録システム内に重複したデータを持つことは、非効率であり、データ完全性の観点からもよくないと思います。	日本で最も人口の出入りが多い地域である東京都区部において、1年間で入れ代わる住民は10%程度です。このため、5年間の除票保存期間だった2019年度までは、現存者：除票者の割合は10:5でした。つまり、5年保存の場合は除票の割合は概ね33%です。
Q12	中長期的に見て良い 具体的な理由	C案 改修費・影響が最も少なく、かつ、除票用DBを別途設けるメリットも妨げない。A案は、既存処理の改修が修正範囲が大きくなるし、他業務(宛名)への影響も整理しなくては必要がある。C案についてはその必要もない。	A案 機能に応じて検索先のDBを変えなければならないため、物理的なDBと、そのDBに格納されているデータは一致していた方がよいと思います。	B案 A案は再転入や回復の場合に除票用DBを参照する機能が必要となります。 C案はデータ連携が必要になるため、コストパフォーマンスが悪くなります。また、住記本体と除票用DBでどちらが正本か不明瞭となり、市区町村ごとの考え方が異なることによって運用に大きな差異が発生することが予想されます。 B案は住民記録システム本体にとって実質的にデジタル手続法前の運用が可能です。5年経過した除票を削除していた既存の年経抹消処理を改修し、従来の物理削除前、中間標準レイアウトに合わせて除票DBに出力する機能を追加すればよいからです。市区町村の職員様にとっても負荷が少なくなります。 ただし、除票DBは可能な限り住民記録システム本体とは疎結合にするべきです。再転入や回復に備えて住記-除票の参照機能を強化したり、リアルタイム更新を作ったりすると、結果的に住民記録システムの一部と化してしまい、システム切り替え時の移行コスト減という目的が達成できません。 住記システムとは切り離した独立した除票用システムと定義した方がよいと考えます。これによって除票用DBは住民記録システムとは切り離した調達も可能となり、現在のシステム切り替え時のコストとなりやすい改製システムの代わりと成ります。
Q13	A案・B案・C案以外の方法 具体的な理由	特になし 特になし	ありません。	B案の応用ですが、市町村CS上で動作する除票用DBと除票用アプリを開発する。 除票システムを標準化でき、各市区町村が除票システムを維持管理するコストが最小限となり、150年保存も容易となります。 将来的に戸籍副本のように住民票除票を全国唯一の副本管理システムのような仕組みを作ることにも容易となります。 住民記録システム本体とは異なり、市区町村が個別カスタマイズできないシステムとすることが真の標準化となります。住民記録システム本体は過去の様々な経緯から多額のパッケージシステムがありますが、消除後6~150年の除票管理は新しい事務であり、照会するケースも登記等のためと目的が定まっているため、また実質的に運用が始まっていない現在なら標準システムも可能と考えます。
2. 「一定の期間」について				
Q14	(B案又はC案) 「一定の期間」 具体的な理由	5年 これまで(法改正前)も5年保存であったため、他業務の影響も少ない。ただし、システム要件としては標準を5年としつつ、可変に設定できるようにすべきと考えます。	市町村ごとに任意の年 同一ベンダのシステムを継続利用している間は、住民記録システムDB内で除票を管理した方がメリットが多いため。	5年 デジタル手続法前の運用と同様になります。 国保、介護、後期などの住民サービス業務の賦課適及限度であるため、これより前の除票の修正ニーズはほぼありません。
Q15	頻度 具体的な理由	1年に1回 これまでも5年除票削除処理はバッチの一括処理で行っており、現行と変わらず混乱がない。また、個人ごとである既存処理の改修が修正範囲が大きくなるが、1年に1回である既存処理の改修はなく新規に処理を作成するだけで済み、改修の対応の手間が軽減される。	その他 市町村が決めた任意の日に、任意の年経過した除票を、除票用DBへ移行し、住民記録システムDBから削除する。※任意の日は、最短で1年に1回、通常は数年に1回を想定。 住民記録システムDB内で除票を管理した方がメリットが多いため、頻繁または定期的に除票データを除票用DBへ移行する必要はないと思います。	1年に1回 ・現行の5年経年抹消処理が年に一度の処理であり、その改修で対応できます。 ・住民記録システム本体と除票DBは可能な限り疎結合とするべきであるため、リアルタイム連携よりも年に1回のバックアップのイメージの方がわかりやすくなります。 ・5月1日はゴールデンウィークと絡んで大型連休になるため止めたい方がよいと考えます。 ・国保等の賦課業務において、年次賦課処理が遅い団体でも5~7月には完了します。結果的に遅延が発生する年度が1年度繰り上がるため、それに伴って住記も除票の6年度前除票分を参照する機会がなくなります。このため、8月以降が望ましいと考えます。 ・10月1日あたりが妥当と考えます。8、9月は欧米の年度切替に該当するため、外国人住民に関する事務の繁忙期になります。
Q16	住票書発行前の除票の保管形式、証明書の出力形式	150年と考えると、PDF形式(若しくは画像形式)というファイル形式が、今後標準化される可能性もある。その場合、PDF形式(若しくは画像形式)を表示・印刷するために別途ソフトウェアを調達しないといけないかもしれないし、PDF形式を新たなファイル形式に変換する作業が発生するかもしれない。したがって、ファイルという物理形式で保管することは得策ではないと考えます。データベースの格納であれば出力は柔軟に編集できる。ファイル形式とする場合でも、csvといった原始的な形式にのぞめる方がよい。	・「個人番号及び4情報をインデックスとした上で」について 上記に加え、宛名番号と除票の版番号(連番)もインデックスにするのがよいと思います。これにより、除票のインデックスはユニークキーになるため。 ・「PDF形式(又は画像形式)」について PDF形式がよいと思います。外字も含め、正しい内容で出力できるため。	・番号：宛名番号、世帯番号、住民票コード、個人番号 ・氏名：氏名カナ(本名、旧氏、通称、曖昧)、氏名漢字(本名、旧氏、通称、異体字)、アルファベット氏名 ・住所：住所コード(市内住所コード、番、号、枝号) ・生年月日 ・性別 ・消除記録日(開始、終了での期間検索)
Q17	住票書発行前の除票の過去のなかった項目	上記案で問題ありません。 システム的な面で、施行日を判断し記載項目の表示非表示を制御することが不要なため、最も簡易に対応可能です。	個人番号のように、法施行日後は必須項目となるデータは、項目名を記載し、項目内容は「***」を出力することでよいと考えます。 旧氏のように、法施行日後は任意項目となるデータは、項目名を記載し、項目内容は空欄で出力することでよいと考えます。 これにより、法施行日後の判定は不要で、項目内容に応じた出力制御で対応可能となります。前提：法改正で追加された項目の法施行日前のレコードの項目内容は、未設定(空白)であること。	賛同いたします。 住民票が消除された時点では法にない項目を出力しないという考えは、原票が紙であること前提とした考え方で、原票が磁気ディスクであり、発行しているのは除票の写し又は記載事項証明書のだから、空欄で項目出力しても問題ないと考えます。逆に、旧氏制度施行前に除票になった原票と、旧氏制度施行後に旧氏を記載しないまま除票になった証明に相違があるのはむしろ違和感があるのではないかと、考えます。紙原票を複製している時代ではないのだから、「いつ除票になったか」ではなく「いつ発行した証明書か」で証明書書式を決める方が合理的と考えます。
Q18	項目名(例：旧氏)を記載し、項目内容を「***」とする 項目名(例：旧氏)を「***」とし、項目内容を「***」とする	施行日を判断し記載項目の表示非表示を制御する必要があるため、極小ですがシステム改修はあります。 この対応自体は影響ない範囲の対応ですが、項目名に旧氏が表示されており、項目内容は空白(その時点では施行日前なので旧氏無し)で、特段問題ないと考えます。 項目名の制御と項目内容の制御にシステム的な差はありませんので、上記と同様です。	特に負担はありません。 前提：本住票書で規定される様式レイアウトにあわせるためのシステム改修は除く。 大きな負担にはなりませんが、法施行日前後の判定が必要になります。 前提：本住票書で規定される様式レイアウトにあわせるためのシステム改修は除く。	若干の開発コスト増となります。 この対応の場合、過去の法施行日を永遠に持ち続けて、編集仕様を維持する必要があります。そのためのコスト増となります。その旧来の法改正の仕様を継承しつつつづける事がベンダにとっても市区町村にとっても負担になると考えます。このような旧来の法改正由来の仕様が市区町村ごとの意見の差異がカスタマイズの温床となってきた理由でもあるため、最新の法律に基づいた様式にすることが標準化に寄与すると考えます。 同上

五論点・二様式についての考え方（4. 除票関係）

		構成員①	構成員②	構成員③	構成員④	構成員⑤
2. 「一定の期間」について						
Q14	「一定の期間」	5年	5年	5年	5年	5年
	具体的な理由	法改正前の保存期間	5年以上の除票を閲覧・交付するニーズが少ないため	現在経過措置とはなっておりますが、以前は5年保存であったため。	今まで5年を経過すればなくなっていたものが、調査・確認に時間がかかっても出るようになるのであるから、証明請求者にも時間の猶予を許容してもらおう線引きとして説明しやすいのではないかと。	法改正以前の除票の保存期間であり、また項目の修正が行われる頻度が一定程度担保される期間であると考えられるため。
Q15	頻度	1年に1回	1年に1回	1年に1回	個人ごと	個人ごと
	具体的な理由	5年経過を判断しての自動削除を行うよりも、任意のタイミングで対象の住民票を削除するような処理を構築するほうが容易だと考える	年次処理の方が、事務的負担が少ないと考える。	住民票を閉鎖する除票のタイミングについて、法解釈の考え方もご教示お願いしたいところです。例えば、転出届出（5年前転出）があり職権削除等とした場合、その届出（申し出）のあった日からさらに5年後に住民票を閉鎖するものなのか、または届出をした時点で既に5年を経過したものであるから即閉鎖なのか、ご教示いただきたいと思えます。 例えば、先の例で言えば、前者「届出（申し出）日が消除日になる場合」、届出（申し出、または通知による記載日）日から5年後に除票用DBへ移行すると推察します。この考え方を正とした場合、届出日または転入通知等の日付が消除日に対し重要な意味を為すと推察します。 このようなケースを考えたときに、個人ごとで処理するタイミングを見計らうよりも、少しバッファがある年度単位等で6年度目にかかる5月1日等に除票用DBへ移行させる等の方法が無難と考えます。	機能的に実現できるのであれば、基準の説明がし易いよう個人ごとに移行すべきと考える。1年貯めると処理の負担からシステム停止日を設ける必要が生じないかとの懸念がある。	・技術的な面に関しては、準構成員の意見を聞いていただければよいと考えるが、一年に一度等、大量の処理を行うとすると、一定の時期にシステムに負荷が集中することが懸念される。このため、個人ごとの処理としたらどうか。
Q17	仕様書施行前の除票の過去なかった項目	旧氏の登録の有無がわかれば問題ない	特に影響はない。空欄に対して、市民から質問された場合でも法施行日を周知について、研修することで対応は可能と思われる。	フォーマットは改修費等も鑑みて統一で良く、また消除された時点で、法に追加されていない項目は、空欄で良いかと考えます。	全国的に表記方法が統一されるのであれば、例えば総務省のwebサイト等で「住民票の読み方」を確認してもらうことでトラブルは回避できるのではないかと。現行、自治体ごとで記載に揺れがあるなど、「制度が未施行」「制度はあるが本人使っていない」「制度があるが使える対象外の人である」などの区別がつかずに「欄があるが書いていないのはどういう意味か」という問合せを避けるための工夫として非表示対応をしているので。	法施行日と、除票日の時系列で判断することが可能ではないかと考えるので、特段の異論はありません。

		構成員⑥	構成員⑦	構成員⑧	構成員⑨
2. 「一定の期間」について					
Q14	「一定の期間」	5年	5年	5年	0年
	具体的な理由	固定資産税の所有者等の除票情報が必要なケースが存在する。地方税法上の時効5年を考えた最低限の年数	消除後5年を経過すれば相続や名義変更等の手続きはほぼ済んでおり、住民票上での親族関係等を確認する必要性は無くなると思われる。	届出日が異動日から一定年数経過している場合、届出日から年次処理までの期間が1年未満であるにも関わらず、除票DBへ移行されるケースが考えられます。その場合、年次統計等でイレギュラーな対応が必要になりますが、許容できるイレギュラー対応の件数としては月1件～2件までかと思われ。該当ケースの件数は、本市の実績として5年以上経過しているもの（遡って異動をしたもの）が年12件程度であるため、5年が妥当かと思われ。	除票DBからの回復の手段が定まっていれば、期間にあまり意味があるとは思えません。住民票DBと除票DBを横断的に検索する時のレスポンスについては、DBのインデックスの貼り方次第だと考えます。また、住民記録システムのは個人を特定して検索する項目は頻繁に変更、削除があるものではないので、インデックスが壊れることもあまり考えられないので、そこまでレスポンスに影響があるとは考えられません。一定期間の根拠が示せないならば、不要と考えます。
Q15	頻度	1年に1回	1年に1回	1年に1回	その他
	具体的な理由	作業、処理の容易さ	新年度に合わせて処理をした方がよいと思うが、※に記載のようにシステム処理繁忙期は負荷がかかるため、処理が多い時期を避けることが望ましいと思う。ただし、5年経過後出来るだけ早い時期に処理をした方がよい。住基の異動処理や税の賦課処理が落ち着く6月頃が良いのではないかと。	バッチ処理件数を抑制（＝保守やリカバリのコスト削減）するため。	すぐにであれば、個人ごとになると考えるが、複数年たったものということであれば、繁忙期を考慮した任意の日に5年経過したものを除票DBにするのでよいと思います。データについては、年度単位のほうが分かりやすいので、前年度で5年経過したものとしたほうが良いのではないかと考えます。
Q17	仕様書施行前の除票の過去なかった項目	「項目名（例：旧氏）を記載し、項目内容を「* * *」等を出し、悪用を避ける	空欄での出力ではなく、「空欄」を印字しての出力（法施行後、追加項目に印字する内容が無い場合は空欄で出力している、消除された時点で項目が無かった場合と区別するために表示は分けた方がよいのでは。 ※印字は「空欄」でなくとも良い「* * *」など。）	問題ないと思いますが、時点に応じて項目名を非表示化する機能が実現困難（コスト等において）とは考えにくいです。	外国人と日本人で項目が違った場合と同一の取り扱いで良いのではないかと考えます。

五論点・二様式についての考え方（5. DV 関係等（支援措置対象者関係））（案）

I 五論点

5. DV 関係等（支援措置対象者関係）

DV 関係等（支援措置対象者関係）については、準構成員に対し、パッケージにおける DV 等支援措置対象者に係る情報の管理方法の実態を確認した上で、方針を検討する。

【回答様式】

準構成員は、以下について御回答ください。

I 五論点

5. DV 関係等（支援措置対象者関係）

※ 以下の回答について、自治体が住民記録システム単体で導入する場合と、いわゆるオールインワンパッケージで導入する場合とで回答が異なる場合は、分けて御回答ください。

問① 貴社パッケージにおいて、DV 等支援措置対象者に係る情報をどのような方法で管理していますか。そのような管理方法としている理由も併せて記載してください。

※ この場合の管理とは、当該場所から他システムに連携する時の元となるような、措置対象者氏名や加害者氏名等の実際の情報を管理していることを指し、フラグ等の目印をつけているだけのものは含みません。

※ データ項目によって、以下の回答が異なりうる場合（例：措置対象者氏名は住民記録システム内で他の住基情報と一体で管理している（b）が、加害者氏名は宛名管理システム等の他システムで管理している（c）場合）は、該当するもの全てに○を付けてください。

a 「住民記録システム内の支援措置対象者用の別データベースで管理」

b 「住民記録システム内で他の住基情報と一体で管理」

c 「宛名管理システム等の他システムで管理し、住民記録システムと連携」

当該他システムの名称：（ ）

d 「システムでは管理していない（自治体が別途、紙や Excel 等、システム外で管理することを想定している）」

e 「その他（ ）」

[理由]

--

問② 上記で a、b 又は c と御回答になった場合、どのような項目を管理しているか、また、その項目をどこに連携しているか、以下に具体的に御回答ください。（O は Out の略で、連携先システムに当該データ項目を送信する意味、I は In の略で、連携先システムから当該データ項目を受信する意味。別紙で Excel にて御回答いただいても結構です。）

※ データ項目によって、前の質問への回答が異なりうる場合（例：措置対象者氏名は住民記録システム内で他の住基情報と一体で管理している（b）が、加害者氏名は宛名管理システム等の他システムで管理している（c）場合）は、記載例のように、括弧書きで該当する記号を記載してください。

[管理データ項目]

<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置対象者氏名 (b) ・ 加害者氏名 (c) ・ ・ ・
--

[連携データ項目] ※上記の「管理データ項目」と重複します。

連携先システム 連携データ項目	○ ○ シ ス テ ム	○ ○ シ ス テ ム				...			
措置対象者氏名	○	○							
加害者氏名	I								
○○									
○○									
・ ・ ・						・ ・ ・			

問③ 支援措置対象者に対して、住民票の写し等を交付する場合に、システム上どのような動きが起こるかを御回答ください。（例：エラーが出て、抑止を解除しないと出力に進めない、アラートが出て、「はい」ボタンを押さないと出力に進めない等）

--

Q4 五論点・二様式についての考え方（5. DV 関係等（支援措置対象者関係））（案）

【問①】 貴社パッケージにおいて、DV等支援措置対象者に係る情報をどのような方法で管理していますか。そのような管理方法としている理由も併せて記載してください。

a「住民記録システム内の支援措置対象者の別データベースで管理」	* 準構成員①
b「住民記録システム内で他の住基情報と一体で管理」	* 準構成員⑤
c「宛名管理システム等の他システムで管理し、住民記録システムと連携」（当該他システムの名称：）	* 準構成員④（「宛名管理システム」） * 準構成員⑤（「宛名管理システム」） * 準構成員②（「宛名管理システム」） * 準構成員⑥（「DV支援措置管理システム」） * 準構成員③（「業務共通システム」） * 準構成員⑦（－）
d「システムでは管理していない（自治体が別途、紙やExcel等、システム外で管理することを想定している）」	* 準構成員①
e「その他」 具体的に	（回答なし）

【問①続き】 上記問 4-1 の管理方法としている理由

準構成員 ①	パッケージオプションとして a 別データベースで管理する機能をご提供しております。 同オプションを導入していない団体様では d システムでは管理していません。
準構成員 ②	DV 等支援措置対象者に係る情報は、住民記録システムだけでなく税業務や福祉業務のシステムでも参照することから、これらの業務で共通して必要な情報（口座情報など）を一元管理する宛名管理システムで管理すべきと考えるためです。
準構成員 ③	DV 情報は庁内で共有すべき注意事項であり、また、住民記録登録者に限らず、課税している住登外者についても税系業務で登録するケースがある。そのため、業務共通システムで一元管理を行うようにしている。
準構成員 ④	宛名管理システムでは、自治体で扱う客体（住民、転出者、死亡者、住登外、法人など）の全てのデータを管理する考え方であり、印鑑登録システム等も、宛名管理システムのデータを参照する仕組みとしているため。
準構成員 ⑤	当初、住民記録システム内で管理していたが、DV 支援措置機能のレベルアップや住登外の方も管理する関係上、宛名管理システムでも管理できるようになった。（DV 等支援措置を管理する専門部署が住民記録システムの利用許可がない等の背景から）また、該当情報は両システムで即時に連携されている。
準構成員 ⑥	DV 対象者への注意喚起や証明書発行抑止などは、庁内の業務で横断的に利用できる必要があり、住民に限らず住登外者等でも管理が必要となるため、住民記録システムとは別システムでの管理としている。
準構成員 ⑦	加害者氏名の管理はしていません。 (加害者の情報までデータベースに登録して管理する必要が運用上無いと判断しているため。また、加害者情報は職員であっても、オンラインで見る必要は無いと考えます。 管理している項目が以下のとおり。 被害者の識別番号、停止対象とする帳票、停止開始日、停止終了日、備考、更新タイムスタンプ
構成員①	パッケージオプションとして a 別データベースで管理する機能をご提供しております。 同オプションを導入していない団体様では d システムでは管理していません。

【問②】 ①上記で a、b 又は c と御回答になった場合、どのような項目を管理しているか、また、その項目をどこに連携しているか、以下に具体的に御回答ください。

準構成員 ①	別シートにてご確認ください。 ※掲載の都合上、当該シートは削除しております。
準構成員 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 等支援措置対象者の宛名番号 ・ DV 等支援措置対象者に対する異動を抑止したい業務システム ・ DV 等支援措置対象者に対する発行を抑止したい証明書 ・ 異動や発行を抑止する場合のシステムの動作（エラーとするかアラートとするか） ・ DV 等支援措置の対象とする理由（DV 等） ・ DV 等支援措置の対象とする期間（開始日、終了日） ・ 備考
準構成員 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別（DV/ストーカー/児童虐待） ・ 受付年月日 ・ 支援期間更新年月日 ・ 設定年月日 ・ 解除年月日 ・ 一時解除 ・ メモ ・ 申請区（政令市） ・ 更新者職員番号
準構成員 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置対象者の宛名番号 ・ 開始年月日 ・ 終了年月日 ・ コメント（入力内容は各自治体で決めている。加害者氏名を入力している自治体もある。）
準構成員 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置対象者の宛名番号 (b,c) ・ 有効期間（開始日・終了日）(b,c) ・ 受付日(c) ・ 受付番号(c) ・ 申請者の状況（DV、ストーカー、児童虐待等）(c) ・ メモ(c) ・ 加害者の宛名番号 (c)
準構成員 ⑥	<p>■(c)DV支援措置管理システムでの管理情報</p> <p>下記のうち（※）を付けている3項目が他業務システムへの連携項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ※措置対象者識別番号 ・ ※該当期間 ・ ※該当区分（警告エラー、論理エラー） ・ 終了予定日 ・ 申出者氏名

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出区分（警察保護、行政保護） ・ 申請書番号 ・ 受付市区町村 ・ 措置対象者前住所 ・ 措置対象者本籍 ・ 措置対象者前本籍 ・ 措置対象者電話番号 ・ 加害者氏名 ・ 加害者住所 ・ 加害者生年月日 <p>■(a)住民記録システム、宛名管理システム</p> <p>以下の措置対象者の情報は住民記録システムや宛名管理システムより取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置対象者氏名 ・ 措置対象者性別 ・ 措置対象者生年月日 ・ 措置対象者住所
<p>準構成員</p> <p>⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民コード（被害者の識別番号） ・ 帳票 ID（発行停止する帳票のコード） ・ 停止開始日 ・ 停止開始日 ・ 備考（日本語項目で自由に入力） ・ 更新職員番号 ・ 更新処理日 ・ 更新処理時刻

【問③】 支援措置対象者に対して、住民票の写し等を交付する場合に、システム上どのような動きが起こるかを御回答ください。(例：エラーが出て、抑止を解除しないと出力に進めない、アラートが出て、「はい」ボタンを押さないと出力に進めない等)

準構成員 ①	低権限の場合：エラーが出て、抑止を解除しないと出力に進めない 高権限の場合：アラートが出て、「はい」ボタンを押さないと出力に進めない
準構成員 ②	支援措置対象者をユーザがシステムへ登録する時、以下の動作を選択できます。 ・エラーを出す（抑止を解除しないと出力に進めない） ・アラートを出す（「はい」ボタンを押さないと出力に進めない）
準構成員 ③	・アラートが出て、「はい」ボタンを押さないと発行画面に進めない ・さらに発行画面まで進んだ後、発行時にエラーが出て、抑止を解除もしくは一時解除しないと発行できない 抑止の解除もしくは一時解除は特定の権限が無いと行えない ・一時解除の場合、発行後に自動で抑止状態に更新される
準構成員 ④	・住民票写しの発行指示画面等で、発行ボタンをクリックしても、エラーが出て、抑止を解除しないと出力に進めない。 ・住民票写しの発行指示画面等の初期表示時、画面タイトルが青色からオレンジ色に変わるとともに、支援措置対象者が存在する世帯である旨のアラートがポップアップされる。ポップアップはOK 応答にて消える。 ・閲覧用リスト作成等では、支援措置対象者を除いたリストが作成できる。
準構成員 ⑤	・アラートが出て、抑止を解除しないと出力に進めない。 ・設定によっては、抑止を解除する際に、DV等支援措置責任者の認証（パスワード等）が必要。
準構成員 ⑥	支援措置対象者については対象者毎にシステムの抑止レベル（該当区分）を設定することが可能。 ・該当区分が「警告エラー」の場合： 証明書発行時にアラートが出て「処理続行」ボタンを押さないと出力に進めない。 ・該当区分が「論理エラー」の場合： 証明書発行時にエラーが出て出力に進めない。 (DV支援措置管理システムで抑止解除をしなければ証明書出力が出来ない)
準構成員 ⑦	エラーが出て、解除しないと印刷できません。

デジタル社会に必要な機能についての照会（照会対象：構成員・準構成員）

「住民記録システム標準仕様書の範囲と作成の進め方(案)」(第2回検討会資料2)では、標準仕様書の作成の背景として、「デジタル社会において実現・普及する技術を取り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求められる」ことを挙げ、標準仕様書の作成の目的として、「マイナンバーカードの活用やデータ利活用等の、デジタル社会に必要な機能を搭載することで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う」ことを挙げています。

については、「デジタル社会に必要な機能」として、どのようなものが考えられるか、御回答ください。

回答様式は任意ですが、以下について触れるとともに、既存のポンチ絵等、参考になる資料があれば、できるだけ幅広く御恵与いただきますようお願いいたします。

（照会事項）

- ・どのような機能か。
- ・当該機能により、どのような効果が見込めるか。
- ・現行制度の下での実施可否
- ・当該機能実装に対する懸念（あれば）と対応案（あれば）
- ・既に実装している自治体があるか。ある場合はその自治体の名称
- ・どの範囲（例：当該機能自体／データ受取等のインタフェース部分）で、どのように住民記録システム標準仕様書に盛り込むことが考えられるか。

（参考）「デジタル社会に必要な機能」の例

これまでの分科会等での議論を踏まえると、以下のようなものが考えられますが、これらにとらわれず、幅広く御回答いただきますようお願いいたします。

- ・マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス
- ・スマートフォン等での事前登録情報のQRコード化（本人が出頭し、QRコードを見せれば、住民異動届を役場がプリントアウトする。）
- ・住民異動届の内容等のタブレットへの入力（本人が出頭した際に、住民異動届の内容をタブレット入力し、住民異動届を役場がプリントアウトする。）
- ・書かない窓口（窓口職員が、住民から住民異動届の内容等を聞き取ってシステムに入力し、それをプリントアウトして住民異動届とする。）
- ・転出証明書等の証明書へのQRコードの印字

Q1 デジタル社会に必要な機能についての照会（照会対象：構成員・準構成員）

1. 来庁前の事前手続関係

(1) 準構成員 事前登録情報の QR コード化

1) 機能	事前登録情報の QR コード化（住民が事前にスマートフォンや自宅 PC で申請内容を登録し、登録情報を QR コード化する。役所窓口では QR コードを元に異動や証明書発行の受付を行う。）
2) 当該機能の効果	申請書情報がデータとなっているため職員の異動入力にかかる時間が削減されることから、窓口での待ち時間の削減が見込まれる。
3) 現行制度下の実施可否	可
6) 標準仕様書への盛り込み	紙（申請書）の削減、窓口の待ち時間削減、マイナンバーカードを利活用をした機能をそなえることといったの記載となるかと思えます。事務を効率化する部分であるため実現方法が幅があり、標準システムとして具備すべき具体的な機能として記載するのは困難かと考えます。

(2) 準構成員 スマートフォン等での事前登録情報の QR コード化

1) 機能	スマートフォン等での事前登録情報の QR コード化
2) 当該機能の効果	住民の役所での異動届記載時間の削減、職員の異動内容入力時間の削減
3) 現行制度下の実施可否	実施可
4) 実装への懸念と対応案	例えばマイナポータルで「引越等の届出情報の事前入力を行い QR コードを発行する」ような機能があり、どの自治体窓口においてもマイナポータルで発行した QR コードが利用可能であれば、住民としては使いやすいサービスになるのではないかと。 ※ベンダ側としても「事前入力を行うオンラインサービス」の準備が不要になり、全国統一フォーマットの QR コードの利用ができるのであれば機能構築のハードルは低くなる
6) 標準仕様書への盛り込み	①住民記録システム標準仕様として『機能部分』『QRコードの I F』などを標準化できるのではないかと

(3) 構成員 スマートフォン等での事前登録情報の QR コード化

1) 機能	スマートフォン等での事前登録情報の QR コード化
2) 当該機能の効果	届出書を役場の窓口で書くことが住民にとって不安がある場合、自宅でゆっくり入力できる。また、外国語に対応し、役場に通訳がいなくても外国人もスムーズに手続きができる。職員にとっては、異動届出書の文字が判読が難しい場合など、対応がスムーズになる。
3) 現行制度下の実施可否	実施可能
4) 実装への懸念と対応案	QR コード読み取りスキャナが必要。
6) 標準仕様書への盛り込み	No.49 (証明発行／全部一部選択) 690 行目：住民が事前にスマートフォン等で QR コード化した証明書発行内容を読み取り、証明書を発行可能とすること。 No.69 (異動共通／一括入力機能) 2350 行目：住民が事前にスマートフォン等で QR コード化した異動届内容を読み取り、異動処理を可能とすること。

(4) 準構成員 窓口届出受付事務のデジタル化

1) 機能	窓口届出受付事務のデジタル化 ・電子による事前届出申請 ・届出受付電子化 ・届出入力自動化
2) 当該機能の効果	・市民待ち時間の短縮 ・職員窓口届出受付事務の時間短縮・効率化
3) 現行制度下の実施可否	・本人であることの対面確認が必須であるため、届出者の来庁は前提。 ・又は電子署名による本人確認も考えられるがマイナンバーカードの保持が前提。
4) 実装への懸念と対応案	①届出書の電子化において、届出のサイン（自署）が必要である。電子サインが有効であるよう、正式な認可が欲しい。電子サインが有効でない場合、紙出力しサイン（自署）が必要となり、結局紙の運用になる。 ②本人確認の手段として、職員による直接の確認の他、来庁時に本人確認書類の顔写真による自動顔認証の成否の確認も可能となれば、届出受付の自動化の範囲がさらに拡大できる。 ③将来的に届出事務の自動化を図っていくにあたり、入力のインプットとなる転出証明書の様式統一化は必須である。また、転出証明書の様式において証明書の内容がデータとして含まれる QR コードの印字の標準化もぜひお願いしたい。
6) 標準仕様書への盛り込み	実現手段の詳細については、今後の技術の進展も加味して各ベンダの創意工夫に委ねるべきと考える。 標準には、ベンダが技術を活用し新たなソリューションを創出していくための解釈の明確化、前提となる様式について記載すべきと考える。具体的には先に挙げた通

	<p>り、以下である。</p> <p>①届出書の電子化において、電子サインを可とし、その技術的要素を定める。</p> <p>②本人確認の手段として、来庁時の自動認証も可とする。</p> <p>③転出証明書の様式統一化および電子による入力の手工が可能なように QR コード項目も標準様式で定める。</p>
--	---

(5) 準構成員 インターネットから申請処理

1) 機能	住民はインターネットから申請処理を行い、来庁することなく手続き申請が完了でき、自治体側から受けられるサービス（予防接種など）の案内が個人宛（LINE やメールなど）に届く機能
2) 当該機能の効果	住民が役所へ行って手続きを行う負担の軽減と、職員が紙からデジタルへ変換する負担の軽減。
3) 現行制度下の実施可否	現行制度の下では来庁が必須となるため実現に課題あり
4) 実装への懸念と対応案	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類として電子データを正本として取り扱うための法整備 ・タブレットなどで入力した場合の電子サインの取り扱いガイドラインの整備 ・インターネット側で通知や入力補助を行うためには、自治体が所持する個人のデータや業務情報を利用したい。三層分離の緩和が必要。
6) 標準仕様書への盛り込み	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の申請情報を受け、住民記録システムに連携するインターフェース ・住民の申請情報について、住所の番地チェックなどを行うチェック仕様（今回整備するエラー及びワーニングをそのまま使うことが理想）

(6) 構成員 Web 窓口予約

1) 機能	Web 窓口予約 主管課とは未調整
2) 当該機能の効果	混雑緩和 事前予約を行うことで、手続き時間が読める窓口サービスへ ※主管課との調整が必要な事項
6) 標準仕様書への盛り込み	各異動処理のインプット時に盛り込む仕様と考える。

(7) 構成員 事前登録で必要な手続きご案内（必要な書類を事前に知らせる）

1) 機能	前登録で必要な手続きご案内（必要な書類を事前に知らせる）
2) 当該機能の効果	適切なお案内： 事前に登録申請いただくことで、必要な手続きを確実に紹介し、手戻りをなくす窓口効果
6) 標準仕様書への盛り込み	各異動処理のインプット時に盛り込む仕様と考える。

(8) 構成員 スマートフォン等によるマイナンバーカードのICチップ読み取り

1) 機能	住民がスマートフォン等でマイナンバーカードのICチップを読み取り、オンラインで番号確認及び身元（実存）確認が行われた後に、オンラインで住民異動届が提出される仕組みが世の中に備わっている前提で、住民異動届を随時取り込み異動更新できる機能。
2) 当該機能の効果	住民が市町村窓口に出向かなければならない場面を、最小限にできる。情報の転記や確認作業を削除できる。
3) 現行制度下の実施可否	署名用電子証明書付きの住民異動届は、現在でも認められている認識です。しかし、住民基本台帳法施行規則 第五十二条で対面による本人確認と書面等の原本確認が求められる手続きは実施不可。
4) 実装への懸念と対応案	スマートフォン等でマイナンバーカードのICチップを読み取り、オンラインで番号確認及び身元（実存）確認が行われた後に、オンラインで住民異動届が提出される仕組みが世の中に備わっていないのはなぜか？ マイナンバーカードの普及を見越して、スマートフォン等でマイナンバーカードのICチップを読み取り、オンラインで番号確認及び身元（実存）確認が行われた後に、オンラインで住民異動届を提出できる仕組みを全国統一で構築する。
6) 標準仕様書への盛り込み	当該機能自体（オンラインで住民異動届が提出される仕組みが世の中に備わる時点において）

2. 来庁時の手続関係

(1) 準構成員 証明書取得時の申請書記入の電子化

1) 機能	証明書取得時の申請書記入の電子化（紙に記載するのではなくタブレットの操作による電子的な申請を可能とする、またマイナンバーカード券面情報読み取りにより申請書情報入力を軽減する）
2) 当該機能の効果	申請書情報がデータとなっているため職員の異動入力にかかる時間が削減されることから、窓口での待ち時間の削減が見込まれる。
3) 現行制度下の実施可否	可
5) 標準仕様書への盛り込み	紙（申請書）の削減、窓口の待ち時間削減、マイナンバーカードを利活用した機能をそなえることといった記載となるかと思えます。事務を効率化する部分であるため実現方法に幅があり、標準システムとして具備すべき具体的な機能として記載するのは困難かと考えます。

(2) 準構成員 窓口届出受付事務のデジタル化 【再掲】

1) 機能	窓口届出受付事務のデジタル化 ・電子による事前届出申請 ・届出受付電子化 ・届出入力自動化
-------	--

2) 当該機能の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市民待ち時間の短縮 ・職員窓口届出受付事務の時間短縮・効率化
3) 現行制度下の実施可否	<ul style="list-style-type: none"> ・本人であることの対面確認が必須であるため、届出者の来庁は前提。 ・又は電子署名による本人確認も考えられるがマイナンバーカードの保持が前提。
4) 実装への懸念と対応案	<p>①届出書の電子化において、届出のサイン（自署）が必要である。電子サインが有効であるよう、正式な認可が欲しい。電子サインが有効でない場合、紙出力しサイン（自署）が必要となり、結局紙の運用になる。</p> <p>②本人確認の手段として、職員による直接の確認の他、来庁時に本人確認書類の顔写真による自動顔認証の成否の確認も可能となれば、届出受付の自動化の範囲がさらに拡大できる。</p> <p>③将来的に届出事務の自動化を図っていくにあたり、入力のインプットとなる転出証明書の様式統一化は必須である。また、転出証明書の様式において証明書の内容がデータとして含まれる QR コードの印字の標準化もぜひお願いしたい。</p>
6) 標準仕様書への盛り込み	<p>実現手段の詳細については、今後の技術の進展も加味して各ベンダの創意工夫に委ねるべきと考える。</p> <p>標準には、ベンダが技術を活用し新たなソリューションを創出していくための解釈の明確化、前提となる様式について記載すべきと考える。具体的には先に挙げた通り、以下である。</p> <p>①届出書の電子化において、電子サインを可とし、その技術的要素を定める。</p> <p>②本人確認の手段として、来庁時の自動認証も可とする。</p> <p>③転出証明書の様式統一化および電子による入力の工夫が可能なように QR コード項目も標準様式で定める。</p>

(3) 構成員 住民異動届の内容等タブレット入力（転出証明書の読み込み）

1) 機能	住民異動届の内容等タブレット入力（転出証明書の読み込み） ⇒書かせない窓口
3) 現行制度下の実施可否	確実に実施したいと想定
6) 標準仕様書への盛り込み	インプット時に盛り込む内容。 さらに単体で入力支援時に盛り込む仕様でもあると考える。

(4) 構成員 マイナンバーカードを利用した住民票等の交付申請〔住基システム関連〕

1) 機能	マイナンバーカードを利用した住民票等の交付申請。 コンビニ交付と同様の仕組みを利用し、窓口に設置された PC 等を利用して、申請を行う。（本人確認の為、利用者用電子証明書の暗証番号の入力必須）
2) 当該機能の効果	本人確認や申請書の記入が不要となるため、交付までの待ち時間が短縮される。 職員のシステム操作も不要となり、総合的に窓口での時間短縮が図れる。
3) 現行制度下の実施可否	実装可

6) 既実装自治体名	住民票の写し・印鑑登録証明書・課税証明書の申請については導入済。
------------	----------------------------------

(5) 構成員 マイナンバーカードを利用した住民異動届の作成〔住基システム関連〕

1) 機能	マイナンバーカードを利用した住民異動届の作成。 窓口を設置された PC 等を利用して、異動届の作成を行う。(本人確認の為、利用者用電子証明書の暗証番号の入力必須)
2) 当該機能の効果	住民異動届の作成についても本人確認が不要・基本四情報の申請書への記入不要など時間の短縮が図れると思われる。
3) 現行制度下の実施可否	実装可
6) 既実装自治体名	各種申請書作成については確認済み。異動届作成について現在確認中。

(6) 準構成員

1) 機能	上記参考に記載された、内容を要求機能として記載するのであれば、「住民異動届を役場がプリントアウトする。」と書くと、プリントアウトが前提条件になるため。 「プリントアウト又は、電子署名をし、電子データでも受付可能とする」でもよいのではないのでしょうか？
2) 当該機能の効果	紙を保管するための、書庫が不要となる。

3. 転出証明書関係

(1) 準構成員 転出証明書へのQRコードの印字機能

1) 機能	転出証明書へのQRコードの印字機能
2) 当該機能の効果	職員が転入受付時に転出証明書の情報を端末で打ち込む負担の軽減
3) 現行制度下の実施可否	特になし
4) 実装への懸念と対応案	QRコードの大きさが保持するデータサイズに依存するため、QRコードに入れ込む対象項目の検討とそれに応じた印字位置の決定が必要。
5) 既実装自治体名	現時点ではなし
6) 標準仕様書への盛り込み	転出証明書の様式におけるQRコードの取り扱い

(2) 構成員 転出証明書へのQRコードの印字

1) 機能	転出証明書へのQRコードの印字
2) 当該機能の効果	住民にとって、役場の窓口で書かずに正確な申請や届出が可能なシステムが住民サービスになる。それによって職員の事務作業が軽減され誤りが減少される機能が必要である。
3) 現行制度下の実施可否	実施可能
4) 実装への懸念と対応案	QRコード読み取りスキャナが必要。
6) 標準仕様書への盛り込み	標準仕様書No.72 (転入/異動条件): 2456行目: 転出証明書にQRコードが記載されている場合は、内容を読み取り、異動項目に反映させること。 標準仕様書様式・帳票: 転出証明書について、記載項目内容をQRコード化したものを追加

(3) 構成員 転出証明書のQRコード化

1) 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコード化し、紙への印字もしくはスマホなどでの取り込みが可能とする ・また、これらで取得したデータを各種申請書作成や、他システムへの自動連携などに使用することができるようにする。 <p>⇒書かない・書かせない・待たせない仕組み</p>
2) 当該機能の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書の紛失等により個人情報漏えい防止 ・スマホへの取り込み(スクリーンショット)などにより、消耗品等の経費削減。 <p>ただし、スマホを持たない人へも引き続きQRコードのみを印字した転出証明書の交付は行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の転入時の異動届出の記入作業や職員の入力作業を省力化することができる。 ・これらの情報を基に他申請書を作成し窓口案内が可能となる。
3) 現行制度下の実施可否	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体ごとに異なる転出証明書のOCR読み取り。 ・転出証明書の中にQRコードを印字する。 ・他課の申請書プリントも可能
4) 実装への懸念と対応案	<p>デジタル化を進めるとともに、デジタル化に不慣れな世代や障害者の方への配慮をすすめるために、複数の方法で手続きができるよう検討していく必要がある。</p> <p>そして、その複数の手続きはいずれも職員側にとっても簡易なものでなければ、手続きが煩雑化するだけで、市民にも還元されないため、本人確認や書式など事務処理の簡素が必要となる。また、窓口システム(LGWAN?など)と基幹系システムとの情報の共有方法について、各自治体のネットワーク上統一的(標準的な)な方法を示していただきたい。</p>

6) 標準仕様書への盛り込み	1-4にも記載のとおり、LGWAN系と基幹系との情報共有をどのようなセキュリティをもって、どのような手続きで行うかを標準仕様として定めてほしい。(富士ゼロックスシステムサービスの異動受付支援システムはLGWAN-ASPの認証を受けたことで、住記側との情報共有が図られると聞いたが、他ベンダにおいても手続きが必要か、各市町村が行う手続きはないかなど)
----------------	--

(4) 構成員 住民異動届の内容等タブレット入力(転出証明書の読み込み)

【再掲】

1) 機能	住民異動届の内容等タブレット入力(転出証明書の読み込み) ⇒書かせない窓口
3) 現行制度下の実施可否	確実に実施したいと想定
6) 標準仕様書への盛り込み	インプット時に盛り込む内容。 さらに単体で入力支援時に盛り込む仕様でもあると考える。

(5) 準構成員 転出証明書のOCR読み込み

1) 機能	転出証明書のOCR読み込み。
2) 当該機能の効果	転出証明書に異動届の大半の情報があるため職員の異動入力にかかる時間が削減されることから、窓口での待ち時間の削減が見込まれる。また転出証明書より異動届を作成することにより住民が書く必要がなくなる。
3) 現行制度下の実施可否	可
4) 実装への懸念と対応案	偽造防止用紙からの文字の読み取り
5) 標準仕様書への盛り込み	紙(申請書)の削減、窓口の待ち時間削減、マイナンバーカードを利活用をした機能をそなえることといったの記載となるかと思えます。事務を効率化する部分であるため実現方法が幅があり、標準システムとして具備すべき具体の機能として記載するのは困難かと思えます。

(6) 構成員 マイナンバーカード空き領域への転出証明書情報の記載

1) 機能	マイナンバーカード空き領域への転出証明書情報の記載
2) 当該機能の効果	マイナンバーカードを持っていれば、転入に係る処理が全てデータで完結する。また、住基ネットCSの確認などの手間が減り、既存住記システムのみで転入処理が完結し、業務の効率が課可能。
3) 現行制度下の実施可否	番号法上、個人情報に類するものをマイナンバーカードへの搭載は不可。
4) 実装への懸念と対応案	法改正が必要。

6) 標準仕様書への盛り込み	マイナンバーカードへのデータ書き込み及び読み込みの機能
----------------	-----------------------------

(7) 準構成員 通知型の住基ネット転出証明書情報

1) 機能	住基ネット転出証明書情報を通知型にし、転出予定先市区町村が住民が転入届のために来庁する前に各種確認・書類作成ができる機能（シート「Q1③の補足資料」）
2) 当該機能の効果	転入時の窓口における待ち時間の劇的緩和（50分を半減できる）。転入予定者を事前把握でき、各種確認事務を来庁前の空き時間に処理できるため、窓口職員の多忙なピークタイムの平準化が可能。
3) 現行制度下の実施可否	法的には住基法 24-2 で問題なし。ただし、住基ネット転出証明書情報の仕組みを変更する必要がある。詳細は問 1-4 にて記載。
4) 実装への懸念と対応案	特例転出に限らず、全ての国内転出届出における転出証明書情報を転出予定先市区町村に通知する・転出予定先市区町村 CS において、個人番号カードがなくても既存住基へ転出証明書情報を自動的に送信可能にする
6) 標準仕様書への盛り込み	住基ネット転出証明書情報の自動取り込み

(8) 構成員 転出証明書への QR コードの印字

1) 機能	転出証明書への QR コードの印字
2) 当該機能の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入力作業の簡略化 ・ ・ 証明書様式の統一化により OCR 機器等が不要になる

(7) 構成員 転出手続きの省略〔住基システム関連〕

1) 機能	転出手続きの省略（転入先の市区町村で転出・転入の手続きを同時に行う）
2) 当該機能の効果	転出証明書発行の省略及び転出元市区町村窓口への来庁、郵便での転出手続きが不要となり、住所異動の煩わしさを払拭できる。
3) 現行制度下の実施可否	特例転出・転入の制度を見直す必要がある。
4) 実装への懸念と対応案	特例転出・転入では、転入地が転出情報を取込むが、この機能では転出地が転出情報（転入確定情報含む）を取込むことになる為、システム改修が必要になる。国保・介護等も連動する必要があるため滞納等の問題がある。遡っての異動となった場合、証明書の発行履歴等で問題が発生する可能性がある。

4. 窓口の在り方関係

(1) 構成員 次の関係課（手続き案内（QRコード、バーコード）

1) 機能	次の関係課（手続き案内（QRコード、バーコード） ⇒次の手続き関係課でも書かせない窓口へ ⇒ライフイベントに合わせた手続き案内（お悔みをはじめとする、ライフイベント案内）
3) 現行制度下の実施可否	確実に実施したいと想定
6) 標準仕様書への盛り込み	アウトプットの交付時で盛り込む仕様と考える。

(2) 準構成員 総合窓口的なサービス

1) 機能	※住民基本台帳業務に限定しない総合窓口的なサービスが必要と考えます。 ・手続き案内サービス ・案内票と申請書の作成サービス ・事前申請サービス ・メール等による手続きお知らせサービス
2) 当該機能の効果	・住民サービスの向上（必要な手続きの握、待ち時間短縮、申請書作成作業削減） ・業務効率の向上（手続き案内業務の削減、入力作業の低減）
3) 現行制度下の実施可否	・可能（事例あり）
4) 実装への懸念と対応案	・マルチベンダー環境におけるデータ連携標準が不十分 （業務システムの情報に基づいて適用できる手続きを判定し、また、入力した申請データを業務システムに受け渡すため） ・APPLIC 地域情報プラットフォーム・データ標準の拡充
6) 標準仕様書への盛り込み	・問 1-1 に掲げた程度の粒度で参考として提示する。 ・データ受取等のインターフェース部分を標準仕様として確立する。 ・複数の業務システムをまたがる総合窓口的なサービスとして、住基システムとは別のベンダーが提供するケースもある。 ・データ連携標準が不十分なことから、基幹システムと連携するために高額なシステム改修費が必要で導入できないケースが多い。

(3) 準構成員 書かない窓口

1) 機能	書かない窓口（職員が、住民から住民異動届の内容等を聞き取ってシステムに入力する。システムにて「異動届の作成」⇒「ヒアリング」⇒「案内表、異動届、申請書」⇒サイン（署名）までを可能とし、書かない窓口を実現する。）
2) 当該機能の効果	紙（申請書）の削減、同じ内容（氏名・住所といった共通的な内容）を住民が書く必要がなくなる、窓口で「ヒアリング」⇒「案内表、異動届、申請書」まで実施することによる住民サービスの向上

3) 現行制度下の実施可否	可
6) 標準仕様書への盛り込み	紙（申請書）の削減、窓口の待ち時間削減、マイナンバーカードを利活用した機能をそなえることといった記載となるかと思います。事務を効率化する部分であるため実現方法に幅があり、標準システムとして具備すべき具体的な機能として記載するのは困難かと考えます。

5. その他

(1) 構成員 介護保険の被保険者証としてマイナンバーカードの利用〔その他システム〕

1) 機能	介護保険の被保険者証としてマイナンバーカードを利用する。
2) 当該機能の効果	介護保険の被保険者証については、認定後に郵送しているが、マイナンバーカードと紐付けることで、郵送料・印刷費等を削減できる。
4) 実装への懸念と対応案	介護保険の被保険者がマイナンバーカードを所持しているか課題

(2) 構成員 マイナンバーカードの券面更新セルフ機の設置

1) 機能	<p>マイナンバーカードの券面更新セルフ機の設置（通帳記帳に近いイメージ）</p> <p>マイナンバーカードの普及に伴って、（異動届時に持参する割合は決して多くないが）裏面記載や内部情報更新にかかる事務が煩雑となっている。また、将来的に住民票の代わりになる公的な身分証明書（券面・内部情報）として利活用が浸透された場合、券面更新への柔軟な対応が必要になるため、すぐにでも開発を検討していただきたい</p> <p><機能></p> <p>カード未提示で異動届をした場合、後日来庁し、「個人番号カードの券面記載事項の変更届」により手続きが必要となるが、ユーザーが最寄りのキオスク端末等を利用（暗証番号入力や顔認証でセキュリティ担保）して内部記録事項の更新と裏面追記欄への印字をセルフで対応する。</p>
2) 当該機能の効果	汎用性のある機器（コンビニのキオスク端末等）でサービス提供できれば、事務軽減や再来庁の負担軽減になる。また、サービス利用を有料（100円等）にすれば、異動届時に持参することの啓発にもつながると考えます。
3) 現行制度下の実施可否	「個人番号カードの券面記載事項の変更届」の提出について、事務処理要領上で柔軟な記載へ修正することができれば、可能と思われる。
4) 実装への懸念と対応案	<p>裏面追記の対象データを連携構築する必要がある。</p> <p>①J-LIS によって住民記録システムとの連携項目を修正</p> <p>②修正された改造仕様書をもとにベンダが連携部分を改修</p> <p>③キオスク端末の改修（または、J-LIS がアプリ開発→ベンダが導入）</p>

6) 標準仕様書への盛り込み	券面情報に関する記述は、機能要件 No.198 にあるが、問 1-4 の①～③の工程があるため、現時点で盛り込める内容は現状がすべて。
----------------	---

(3) 構成員 現住地以外(住所異動前)の所得証明書発行〔その他システム〕

1) 機能	現住地以外(住所異動前)の所得証明書発行。(コンビニ等)
2) 当該機能の効果	住所異動後でも、前住所地の窓口に取りに来なくても済む。 (郵送での申請も不要になる。)
4) 実装への懸念と対応案	所得証明書の情報をどのように連携するかが課題

(4) 構成員

1) 機能	標準化対象を基本機能に限定するか上記例にあるような発展的機能まで含めるかについては検討余地があると考えます。 事業者による独自性、自治体による独自性の余地を残すためには発展的機能については標準とせず、基本機能に対する独自追加として処理する考え方もあります。同時に、基本機能の標準化対応だけでも相当の投資となる可能性がある現状では発展機能まで必須対応とすることは困難と思われれます。
2) 当該機能の効果	上記のことを勘案すると、発展機能を追加するための API を基本機能として標準化することが有効ではありますが、相応の対応工数を必要とする可能性があり、検討は慎重に行う必要があります。たとえば、各種帳票や外部連携データについては電子データとして取得可能な API を必ずセットで実装する、各画面など UI については機械系からも呼び出し可能となるよう API をセットで実装するなどが考えられますが、現段階で事業者が体力的に対応可能であるかは疑問です。
3) 現行制度下の実施可否	API を否定する制度はなく問題にはなりません。(人間による確認のフェーズをどこに入れるかなど処理フローの工夫は必要)
4) 実装への懸念と対応案	上述の通り、開発コスト

カスタマイズについての照会（照会対象：準構成員）

「住民記録システム標準仕様書の範囲と作成の進め方（案）」（第2回検討会資料2）では、システム標準化によるベンダ側のメリットとして、「個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別地方自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少」することを挙げています。

現在、作成中の住民記録システム標準仕様書は、必要な機能だけでなく、不要な機能も明らかにすることで、カスタマイズを抑制し、自治体・ベンダ双方の負担を削減することもその重要な役割であると考えています。そこで、貴社が把握しているカスタマイズのうち、**標準仕様書機能要件たたき台及び様式・帳票たたき台において、必要とも不要とも整理されていないもの**をできるだけ記載してください。併せて、当該カスタマイズについて、必要な機能と整理すべきか、不要な機能と整理すべきか、御意見を記入してください。

※ 標準仕様書がカスタマイズ抑制に資するものとなるために非常に重要な照会ですので、できるだけ記載いただきますようお願いいたします。

【回答様式】

必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
<p>（記載例）</p> <p>住民票の写し等の証明書の住所欄における都道府県・市区町村の省略</p>	<p>住民票の写し等の証明書の住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もある。弊社パッケージでは表示することとしているが、これまでの慣例から省略を要望する自治体もあり、その都度カスタマイズで対応している。</p>	<p>不要</p>	<p>本籍や従前の住所は、いずれにせよ都道府県・市区町村を表示しており、それとの平仄を合わせ、住民にも分かりやすくするためには、都道府県・市区町村を表示することで統一すべき。</p>	<p>機能要件 49 様式 09、10、13、14</p>

Q3 カスタマイズについての照会（照会対象：準構成員）

回答者：準構成員①

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員 ①	住民票写し、転出証明書等のふりがな出力	氏名や旧氏、通称等のふりがなについては法定記載項目ではないが、「参考資料 様式・帳票の項目と項目名の考え方」の通り、証明書へ出力している自治体も一部存在し、カスタマイズで対応している。	不要	内部帳票において規定する必要はないが、法令で定められた証明書に関してはふりがなの出力は不要であると、現法令においては明確にすべき。	機能要件 49、57 様式 09、10、13、14
	住民票写し等の交付日を遡及する異動	住民票写し等を交付した後、その交付日を遡る異動（転居、死亡等）が発生した際、交付記録を確認のうえ必要であれば住民票の回収等をするために、異動時のチェック等をカスタマイズ対応している。	不要	法的根拠や通達等は特段ないものと思われる。（印鑑証明書の交付日に遡る死亡については窓口事務質疑応答集にて触れられている） 適正な異動（14日以内の届出）であれば問題ないのであれば、必要ない旨を明確にしてもらいたい。 特定の異動に限り必要（死亡時のみ必要等）であれば、その旨を明示いただきたい。	機能要件 49

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	住民票コードを住民自身を知る方法	住民票コード通知書については通常住民票コードを付番した自治体にて交付するため、自市町村で採番していない者への住民票コード通知書は発行抑止をしているが、自市町村で採番していない者（転入してきた住民等）から住民票コードの発行依頼を受けた際に住民票にて代替すると手数料が発生することから、住民票コード確認票をカスタマイズ実装している。	不要	住民が住民票コードを知る方法を明確にしたい。それによって要／不要が変わる 案1 記載事項証明（有料） 案2 記載事項証明（無料） 案3 住民票の写し（有料） 案4 住民票の写し（無料） 案5 住民票コード確認票（無料） 案6 住民票コード通知書（無料）	機能要件 58
	転出予定者の住民票写し：転出先住所の出力	転出予定者の住民票については標準仕様上も「転出予定日前日までは住民であるため、除票ではなく通常の住民票として出力する必要がある。」と記載されている。 しかし、転出先住所については出力する団体があり、カスタマイズ等によって対応している。他方、国外転出予定者については先住所が国外であることを証明する方法がないため、国外転出者のみ出力するカスタマイズ実装をしているケースもある。	必要	標準仕様にある通り、転出予定日前は通常の住民票として扱うこと、住基法上も転出した旨は除票へ記載するとされている（第十五条の三）が、転出先住所の出力の要不要は改めて明確にしたい。 （案1）出力しない （案2）出力する （案3）国外転出のみ出力する 法令準拠は案1だが、実務的には案2もしくは案3が妥当。	機能要件 52

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	国籍喪失者の実質的な住民日	<p>帰化・国籍取得、国籍喪失においては従前の住民票を削除し、新たな住民票を記載することになる。帰化・国籍取得については住民日を外国人住民日と同日で記載するが、国籍喪失については国籍喪失の異動日を外国人住民日とすることになり、日本人であった際の住民日は除票にのみ記録される。</p> <p>住民サービスの観点からは日本人であった際の住民日が確認できたほうがよく、住民票の備考欄に「実質住民日」として当該日付を記載するようカスタマイズによって対応している。</p>	必要	左記のとおり、除票を確認することなく日本人であった際の住民日を確認できるよう、住民票写しへ備考欄にて証明できるようにした方がよい。	機能要件 143
	通称住所の存在	一部の団体では「通称住所」というものを管理しており、住民票へ記載している。当該自治体では郵便・宅配で通用する通称住所と、庁舎内で通用する公証住所を記載できるよう、大規模なカスタマイズをしている。	不要	対応は困難かもしれないが、住基システムにとって根幹的なカスタマイズになるため、明確にした方がよい。	機能要件 49

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	住所の表記	<p>住居番号に使用できる文字種を制限したい。 住居表示されている住所であれば○番○号が基本。 住居表示されていない住所はバリエーションが多く、表記に拘ることが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファベット ・甲、乙、丙 ・イ、ロ、ハ <p>これらの対応として様々なカスタマイズで工夫している。 システムとしては ASCII コードで表現できる英字数のみに限定するのが望ましい。</p>	必要	郵便バーコードに変換するためにはマルチバイト文字は望ましくないため、英数字のみと限定したい。	機能要件 49
	方書を証明する／しないの考え方	<p>方書の考え方が団体ごとに異なることが多く、カスタマイズの温床となっている。</p> <p>例1) 方書は住所の一部であり、必ず証明する 例2) 方書を入力するが、通知物宛先には使わが証明はしない 例3) 方書を入力するが、一定ルールの場合には証明しない(フラグ管理だったり様方表記だったり実装は様々で、旧システムの管理方法の影響を受ける)</p>	必要	住民基本台帳法には「方書」なるものは存在しない。方書は住所の一部であるため、必ず表記することを標準としたい。逆に様方等を付けなくては郵便物が届かない住民登録は不適切ではないか。	機能要件 49

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	中間サーバー副本のデータセットレコードキー	<p>中間サーバー副本のデータセットレコードキーは、各ベンダが自由に命名している。結果、遡及した副本データを作るときに、データセットレコードキーが一致しないと削除または更新できない。システム再構築等で前システムのデータセットレコードキーを旧システムどおりにカスタマイズの要求が発生する。</p>	必要	<p>今からでもデータセットレコードキーの命名規約を決めるべきではないか</p>	
	国名変更時の住民票の書換タイミング	<p>外国人住民にある国籍等について、国名が変更されたときの住民票写しを書き換えるタイミングを明確にしたい。</p> <p>2012年の外国人住民票作成当時、住基ネット本人確認情報では国籍コードしか個人レコードにはないことから、国籍はマスタ管理となった。結果、入管庁から国名変更の通達があった場合は全ての外国人住民票の国籍欄を同時に書き換わることになる。</p> <p>他方、近年の国名変更では該当外国人の入管庁通知があった場合に国名を変えることと事務通知があり、住基ネット広域交付住民票と矛盾している。どちらかに合わせるとどちらかがカスタマイズとなる。</p>	不要	<p>ルールさえ明確になればカスタマイズが不要になる。ただし、住基ネット本人確認情報のレイアウトを変更するには多大なコストになる。このため、国名は事務連絡があった際に住民票の写しは新国名で証明する仕様が望ましい。</p>	

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	和暦／西暦表記	<p>元号が令和になる直前に、一部の県では「公文書は全て和暦／西暦を併記する」と表明した団体もあった。実施はされていないものの、調達要件に「併記できること」「選択できること」と言った仕様が書かれることがある。実際にこれを実装するとなると莫大なコストになる上、QRコード化やOCR読込に支障がでるため、標準が何かを明確にしたい。本来、項目ごとに異なるはずである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生年月日：日本人は戸籍にあわせて和暦 外国人は在留カードに合わせて西暦 ・在留期間満了日 ：在留カードに合わせて西暦 <p>上記以外の項目は「和暦」か「西暦」か都道府県ごとに判断はせずに一律にする。「併記」にすると日付項目を大きく取らねばならないため、明確に禁止する。</p>	不要	都道府県ごとの差異は市区町村にとって逆らえないカスタマイズとなる。都道府県ごとの判断より強固なルールが必要。	

回答者：準構成員②

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員 ②	住民票の写し等の証明書の住所欄における都道府県・市区町村の省略 政令指定都市の都道府県名の省略	住民票の写し等の証明書の住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もある。 弊社パッケージでは出力する・出力しないの設定と、住所の長さに応じて文字サイズを小さくする等の対応を実施している。しかし、都道府県・市区町村を含みかつ方書を含む文字数が多い場合に住所欄の枠内に収まらない場合が有り、カスタマイズで対応している。	不要	基本的には都道府県・市区町村を表示するか、非表示かの何れかで決定して頂く事で良いと考えます。 本件に関しては、住民票のレイアウト上の枠に収まらない事が原因で発生するものであり、氏名（外国人の通称含む）に関しても同様に発生します。したがって以下の2点を考慮し、対応方法を提示願います。 ①住所や氏名を記載する住民票上の枠を大きくとって頂きますようお願いいたします。 例えば、住基ネットのインターフェース上の住所文字数の上限400文字、氏名文字数の上限200文字まで可能とする等、基準をもって決定していただければよいかと思えます。	機能要件 49 様式 09、10、 13、14

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
				<p>②文字が表示できない（文字溢れの）場合の対応を提示願います。</p> <p>例えば、文字があふれる場合でも、表示可能な文字数迄住民票に表記する。その際、誤った住民票の引き渡しや職員による加筆を促すため、「あふれが発生した場合の追加情報」を出力するか、アラートを表示する等の対応を実施する。</p> <p>自動交付機やコンビニ交付等職員の内容確認を経ないで発行する機会を設けている場合は当該住民の発行を抑止する等</p>	
	各種住所における方書の省略	<p>住民票の写し等の証明書の住所欄において「マンションや社宅等の集合住宅の名称」等を方書とし、表示している自治体もあれば省略している自治体もある。</p> <p>近年は、これら方書を表示する方向で統一されていると思われるが、これもカスタマイズの要素となり得る。</p>	不要	<p>基本的には方書を表示する方向で統一する事で良いと考えます。また、住民の申し出により（方書中に会社名称が含まれることにより勤務先が推測される等）方書は住民基本台帳への記載を省略可能とすることで良いと考えます。</p>	機能要件 49 様式 09、10、13、14

回答者：準構成員③

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員 ③	転居取消	虚偽の転居が判明した場合、転居取消機能により、自動で改製、備考文＝虚偽、前住所＝虚偽転居の住所としない、を自動で行う機能のカスタマイズを実施。	不要	政令市規模で年数件であり、既存機能のオペレーションで対応可能なため。そもそも、虚偽の転居先を履歴に載せるか、載せないかの根拠がない。	機能要件 94
	除票の写し	除票の写しにおいて、発行対象者の除票時点では法で追加されていない項目（旧氏、個人番号）について、項目として表示すべきでない（住民でなくなった年月日と各施行日を比較し未達の場合は項目を消す）との要望でカスタマイズを実施。	不要	除票 150 年保存が始まり、除票の発行期間が 150 年になることから、それぞれの時点での項目様式で印字を制御することは現実的ではない。	様式 13-1
	証明発行	証明発行画面で、省略の指定が行えるが、外国人の項目について、在留資格、在留期間等、満了日は連動するので、在留資格、在留期間等、満了日のいずれかを省略とした場合、他 2 項目も連動して省略とする。	必要	証明書発行画面の省略の指定で、連動すべき項目は記載したほうがよい。	機能要件 49

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	証明発行	証明発行画面で、省略の指定が行えるが、本籍・筆頭者は連動するので、本籍・筆頭者のいずれかを省略とした場合、他1項目も連動して省略とする。	必要	証明書発行画面の省略の指定で、連動すべき項目は記載したほうがよい。	機能要件 49

回答者：準構成員④

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員 ④	行政区マスタ管理・表示できること	<p>行政区を管理している自治体もあれば、管理していない自治体もある。</p> <p>また、管理している自治体において、転入等の異動入力の際に手入力するのではなく、住所と番地から自動的に行政区を設定している自治体もある。さらに、自治会未加入者の住民であるのか否かを判別するため、行政区の入力は必須とし、『未加入』を設定している自治体もある。</p> <p>異動入力のカスタマイズのみでなく、統計処理のカスタマイズも行っている。</p> <p>行政区と同様に、町内会や隣組を管理している自治体がある。</p>	必要	行政区や町内会・隣組を管理している自治体は多い（特に中小規模の自治体）ため、標準仕様書で機能要件を明確にすべきである。	機能要件のマスタ管理、異動共通、A4-A18
	各帳票の印字内容や印字位置等	<p>カスタマイズが発生しないよう、印字内容や印字位置、用紙サイズや最大文字数、文字サイズなど、詳細に記載する必要がある。</p> <p>(例)</p> <p>・郵送物の宛名の印字位置は、現在使ってい</p>	必要	証明書や通知書に関する軽微な修正が多いため、詳細に記載すべきである。	様式全般

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
		<p>る窓空き封筒にあわせて印字位置をカスタマイズするのではなく、窓空き封筒の変更により対処すること。また、住所に行政区名を併記したり、氏名に世帯主や保護者名を併記できる必要はない。旧氏についても同様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書用の改ざん偽造防止用紙についても同様に、市章のデザイン位置と重なってしまうような場合は、用紙のデザイン変更により対処すること。 ・ 漢字氏名は最大 80 文字とし、10 文字以下の場合には 12 ポイント、40 文字以下の場合には 10 ポイントで印字する。外国人のアルファベット氏名の場合は半角文字で印字する。 ・ 認証者名の最後の 1 文字と認証印は重ねて印字しないこと。認証者名の上下の印字位置は、認証印の上下中央と一致すること。 			

回答者：準構成員⑤

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員 ⑤	保存用住民票カスタマイズ	保存用住民票を入力チェックに利用している市町村からの要望で様式をカスタマイズしているケースがある。	不要	入力チェックなどは各市町村での運用で対応していただく。	
	異動処理における年齢要件での確認メッセージ表示	異動処理ごとに各課へ案内するためのメッセージを表示したいという要望から、異動処理の更新直前に、異動事由と年齢を判定してメッセージを表示する機能を実装している (後期高齢者の転出時に〇〇へ案内するため等)	不要	異動処理後に各課へ案内する方法は、ベンダー毎の方法に任せることとして良いと考える。	機能要件 62
	転居における「一部」「全部」の初期値	転居処理の最初に選択する一部全部区分を、市町村の運用によって初期選択を設定できるようにしている	不要	市町村によって一部転居と全部転居の傾向は異なるとは思えないため、どちらかを初期選択（あるいは選択しない）こととして統一しても良いと考える。	機能要件 94
	住民票発行時の転出予定者チェック	住民票の発行時、転出予定者が存在する場合には、転出予定者が存在する旨のアラートが表示される。これは住民票発行した後住所が変	不要	転出予定者が存在する場合に必ず案内するわけではないため、表示する必要はないと考える。	

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
		更される予定のため、住民に案内する旨として搭載している。			
	転入時における転入前住所郵便番号の入力チェック	特例転入では、転出証明書情報に郵便番号が存在しないため転入前住所から自動で判定して入力欄にセットしている。 しかし転入前住所から判定できない場合は空欄となるため、入力もれを防ぐためにチェック機能を設けている。チェック機能はエラー、アラートを選択できる仕様としている。	不要	転入時の転入者情報入力で、転入前住所の郵便番号が必要なくなれば、不要な機能であると考え。	機能要件 72
	異動処理における医療費助成該当者チェック機能	異動処理を実施する際に、医療費助成の該当者が存在する場合は案内したいという市町村の要望により、異動処理の異動者選択画面等でメッセージ・ダイアログ等を表示する機能を実装している。	不要	異動処理時に注意喚起する／しないの有無や注意喚起方法は、ベンダー毎の方法に任せることとして良いと考える。	機能要件 62
	異動処理における未納滞納情報のチェック機能	異動処理を実施する際に、未納・滞納の該当者が存在する場合は案内したいという市町村の要望により、異動処理の異動者選択画面等でメッセージ・ダイアログ等を表示する機能を実装している。	不要	異動処理時に注意喚起する／しないの有無や注意喚起方法は、ベンダー毎の方法に任せることとして良いと考える。	機能要件 62

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	埋火葬許可証の様式	埋火葬許可証について、住基システムを利用している団体と利用していない団体（戸籍システムを利用）がありかつ各団体ごとに様式が異なっている場合があり、共通的な様式が決まっていないため随時カスタマイズが発生している。	不要	様式が異なる理由は、斎場に提出する際に求められている内容が異なるため、共通の様式を提示する方針にし、斎場独自のものは、別紙としてワード印刷で付けるのが良いと考える。	
	住民異動届／手続き案内票の様式	各市町村で、様式が異なっている。例えば各市町村によって異動届に課名が記載されており、課で押印して回覧する仕組みを設けているところがある。また手続き案内票も同様に各市町村ごとに異なる。	不要	異動届や手続き案内票は市町村ごとに特性が特に出る部分なので、共通化は難しいと考える。各市町村／各ベンダ一毎の対応が良いと考える。	
	行政区コード／町内会コード	市町村によっては、住所以外にも行政区として住所よりさらに細分化して住所を管理している場合がある。またさらに細分化した情報として町内会を管理している場合がある。当社システムでは、行政区コードはパラメータにより制御可能とし、町内会の管理についてはカスタマイズで対応可能とした。	必要	どこまで管理できるのか検討が必要。行政区コードは多いが、町内会コードまで管理している市町村は少ないため、管理する範囲を検討する必要がある。	

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	都道府県別の統計（各都道府県への報告用統計）	市町村は所属する都道府県に統計結果を報告しているが、都道府県ごとに様式（集計仕様、報告形式（Excelに転記、固定長ファイルそのまま等））が異なるため、都道府県ごとにカスタマイズ対応を行っている。	不要	全国で様式が統一されれば、不要な機能であると考える。	
	統計処理における転出予定者の取り扱い	統計基準日時点で転出予定日を経過していない転出予定者を、現存者と扱うか消除者と扱うかの考え方が市町村毎に異なることから、統計表ごとに2パターンの集計を実装している（これにより「改修に倍の工数が掛かる」「自市町村の考え方と異なるパターンで集計してしまい、統計結果が想定と合わないトラブルが発生する」などの問題がある）	不要	統計処理における転出予定者の取り扱いが定義されれば、不要な機能であると考える。	
	旧氏（または通称名）を持たない住民の住民票・住民票記載事項証明書に対する旧氏欄（または通称名欄）の表示方法	旧氏を持たない住民の住民票や住民票記載事項証明書を発行する場合に、旧氏欄に「何も印字しない」「*を印字する」「【空欄】を印字する」と市町村ごとに異なる要望があり、カスタマイズ対応を行っている。 ※外国人の通称名の場合も同様	不要	旧氏や通称名を持たない場合の印字については、ベンダー毎の方法に任せることとして良いと考える。	

回答者：準構成員⑥

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
準構成員	未登録外字の対応	作成した外字が利用できるまでに運用上の理由等で1日程度タイムラグがある自治体が複数存在する。その場合、利用できるまでの間”代替文字（■等）での入力を行い、未作成外字対象者を別途管理することを要望する自治体もあり、その都度対応が必要となるケースがある。	必要	標準仕様に「外字作成が容易にでき、作成された外字は即座に反映されシステム上から利用できる」とあるが、自治体にも実態を確認した上で”未登録外字に関する運用は発生しないこと”を明記した方が良い。	機能要件 10
⑥	入力確認票	標準仕様書には更新前の入力確認票が出力できることと記載されているが、入力確認票に出力する項目（他業務の資格状況やマイナンバーカードの保持状況、注意情報の出力）や見易さ（一人一枚様式、世帯連記様式など）に対して自治体の要望が発生することが非常に多い。	必要	機能として記載するのであれば、様式まで規定してもらいたい。	機能要件 67

回答者：準構成員⑦

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	届出修正／フリガナ修正	住民票に、フリガナを印字している市町村もある。 フリガナだと「ヴィーナス」の表現が困難 「ヴイーナス」	必要	届出修正／フリガナ修正として方がよいため。	No. 112
準構成員 ⑦	任意で特例転入を利用した転出者の転出証明書が発行できること。	「制度上、特例転入者に転出証明書を発行することは予定していないため、不要」とされ、要件から削除されている。 家族3人で特例転出し、実際は1名のみ特定転入で転出証明情報を使った場合は、残り2名分の転出証明情報は要求できないため、転出証明書を発行する運用をしているのではないのでしょうか？ ※紙の転出証明書を持ってきた時は、使った人1名を転入があった旨を転出承継所に記載し、残り2名が別の市町村に転出証明書を提出できるように返却してあげる。と聞いた事がある。	必要	「特例転入を利用した」という表現は、特例転入のデータを使用済みの1名で、特定転入していない人を含まないため、要件削除でも妥当と考えるが、本来要件として、記載がある理由が、左記の場合の対応手段として記載があるのであれば、要件としてはあった方がよいのではないのでしょうか？	No. 60 (証明発行／特例転出)

意見者	必要とも不要とも整理されていないカスタマイズの内容	解説	必要／不要についての意見	理由	たたき台関連箇所
	<p>システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、「戸籍の表示」、「個人番号」、「住民票コード」の項目を表示又は非表示に設定できること</p>	<p>住民票の照会画面であれば、要求事項の案件は対応している。</p> <p>市民課の住基異動担当者は全員、個人番号の取り扱い権限があると考えていた。しかし、転入時は、すべての情報を入力する必要があるが、転居などは、個人番号、住民票コード、本籍・筆頭者さえも、画面で非表示になっていても、異動可能である。</p> <p>狭い解釈だと、照会系の画面のみだが、広く解釈すると、「住民異動処理中も、必要なければ、みたくない。」となり、異動系画面にも、その機能が必要となる例があったため。</p> <p>※戸籍の表示については、転居時も、並び順に利用するため、必要な場合もある。</p>	必要	<p>以下のどちらかを、文書の先頭または、注意書きに、記載が望ましい考えたため。</p> <p>異動系も含むすべての画面について・・</p> <p>照会系の画面について・・・</p>	No. 4 (共通／操作権限設定)